榮華物語詳解

卷十四

烟の段
松乃下枝
市引若鶴
紫野

913.392
W13e

和田英松
佐藤球 合著

榮華物語詳解

巻十四

東京
明治書院

国立国会図書館
28.7.22
301018

榮華物語詳解 巻十四 目次

煙の後 天喜五年より治暦三年まで
中宮(章子)乞巧奠……一
同女房どもの歌……一
先帝の御追號……一
齋院(祺子)の御追號……一
同物語合……二
同御惱……二
大極殿炎上……四
天喜六年……四
法成寺燒亡……四
齋院(祺子)退下改めて正子内親王を卜定す……四
梅壺女御(生子)の御歌ども……六
同父敎通の御歎……六
前齋院(娟子)中納言俊房に降嫁し給ふ……八
同御勘當……八
同俊房簡居……八
東宮女御(馨子)御産男女の御子夭亡……一〇
同女御(茂子)薨去……一〇
同能信夫妻の愁歎……一一
中宮(章子)の女房月夜馬場殿に花を觀る……一一
同歌ども……一一
内裏蹴鞠御覽……一一
皇后宮(寛子)の御有樣……一二
中宮(章子)皇后(寛子)かはり〳〵入内……一二
女御(歓子)小野の山里を遊覽し給ふ……一三
東宮女御(馨子)男宮を生み給ふ……一五
内大臣師實の室(麗子)若君(師通)を生む……一五
東宮若宮御乳母たち……一五
同若宮御湯殿の儀……一五
同若宮夭亡……一六
師實若君の産養……一六
民部卿長家飲水病を惱む……一九
同君達の有樣……一九
同薨逝……二〇
同北の方の愁歎……二〇
右大臣賴宗病惱……二一

同大將を辭し師房これに代る……二一
左大臣敎通大將を辭し師實これに代る……二一
賴宗薨去……二一
同上東門院賴通の御愁歎……二一
關白賴通宇治別業を寺と爲して籠居す……二二
同御八講……二三
同中宮(章子)皇后(寬子)行啓……二三
同五卷の日の有樣……二五
更衣五節臨時祭……二九
最勝講……二九
中宮二條殿に於て造佛供養……三一
宇治行幸……三二

松の下枝　延久三年より承保元年まで

源基平の女(基子)天皇の寵幸を得て御懷妊……三四
同御產屋に退出……三五
同御產御祈……三六
同一品宮(聰子)萬におきてさせ給ふ……三八
同御產皇子(實仁)誕生……三九
同御劒御使……四〇
同御湯殿の儀……四〇
同皇子の御乳母……四〇
同女御となりて入內……四二
同父基平の系圖……四二
同皇子天皇に御對面……四三
同女御の御幸福……四五
同女御と後冷泉院後宮との比較……四七
同當代と後冷泉院との御心おきて……四九
當代の御政治……五〇
左大臣師實養女(賢子)を東宮(白河)に參らす……五二
同御參の儀式……五五
春宮大夫殿の女御(道子)の御有樣……五六
民部卿俊家の失意……五七
東宮女御(賢子)寵幸厚し……五七
二宮(實仁)御五十日……五八
師實女御(賢子)の寵幸厚きを苦慮す……五九
新造內裏に徒御……六〇
同宮々後宮方々の曹司……六〇
梅壺女御(基子)御懷妊……六一
祇園日吉兩社行幸……六二

祇園社燒亡……六二
地震……六二
若宮(實仁)の女房を召集む……六二
一品宮(聰子)若宮(實仁)をかしづき給ふ……六三
梅壺女御の兄季宗を左中將に任ず……六五
同笛をよくす……六六
齋宮俊子內親王群行……六六
梅壺女御(基子)御半產……六六
齋院(佳子)退下篤子內親王これに代る……六六
高倉殿の宮(祐子)齋院卜定についての世評……六六
大極殿造營……六九
天皇御遜位についての世評……六九
同御讓位二條殿に出御……六九
二宮實仁親王を皇太弟とす……六九
女御基子准三后……六九
同御懷妊……六九
先帝(後三條)御惱……七〇
梅壺女御々產皇子(輔仁)誕生……七〇
院(後三條)丹後守公基六條第に御方違……七〇
院陽明門院一品宮(聰子)と共に天王寺御幸……七二
同八幡に詣で給ふ……七二
同江口にて御遊……七五
同住吉に詣で給ふ……七八
同天王寺に詣で給ふ……七八
同御製以下を披講す……七九
同御船出……九一
同御還京……九一
院御惱漸く重くおはします……九一
同御出家……九一
同崩御……九三
同女院(陽明)宮々の御愁歎……九三
同一品宮(聰子)梅壺女御(基子)御落飾受戒……九三
同前齋院(良子)堀河女御(昭子)等御落飾……九三
同諒闇……九三
同少將內侍と大貳三位と贈答の歌……九四
同木幡僧正(靜圓)と資綱中納言と贈答の歌……九四
同仁和寺の宮の御歌……九四

布引の瀧　承保元年より永保三年まで

宇治殿賴通薨去……九七

同皇太后(寛子)師實以下の愁歎……九七
同貴賤上下の悼惜……九七
同生前慈悲深かりし御心おきて……九七
同七々日御法事……九九
同遺物……一〇〇
淳子內親王を齋宮に卜定す……一〇〇
齋院(篤子)退下齋子內親王これに代る……一〇〇
左大臣殿の女御(賢子)御懷姙……一〇一
同立后宣旨……一〇一
太皇大后宮(章子)を女院(二條院)となす……一〇二
中宮大饗の盛儀……一〇四
顯房忠家を大納言に任ず……一〇四
中宮(馨子)を皇后宮となす……一〇四
皇后(歓子)を皇太后宮となす……一〇四
皇太后(寛子)を太皇大后宮となす……一〇四
東三條殿中宮御座の御有樣……一〇五
顯房の女(師子)寵幸を得て皇子(覺法)を生む……一〇五
上東門院御惱……一〇八
同二條院東北院に渡御御訪問……一〇八
同皇后宮(馨子)御訪問え給はんとして果さず……一〇八
大嘗會御禊……一〇八
上東門院崩御……一〇九
同敎通二條院皇后宮等の御愁歎……一〇九
同敎通親しく御葬事を掟て奉る……一一一
同御堂の後事を長谷法印(靜覺)に託し給ふ……一一一
同敎通御忌に籠る……一一二
中宮(賢子)御產屋に退出……一一三
同御產御祈……一一四
同御產皇子(敦文)御降誕……一一四
承保二年……一一四
中宮御產屋元日の有樣……一一四
同二日七夜の御產養の儀……一一六
同東三條殿に徒御……一一六
同行幸……一一六
同還幸に從て內裏に入御……一一六
同御五十日百日……一一七
春宮(仁寛仁)三宮(輔仁)の御有樣……一一八
若宮(敦文)の御乳母……一一九
中宮御懷姙……一一九
敎通の病に依て師實大井河遊覽を停む……一一九
同薨去……一一九
左大臣師實關白となる……一一九
敎通關白を師實に傳へたる故よし……一一九
同故院(後三條)の御事を思ふ……一二〇
同薨去により皇太后(歓子)信長の愁歎……一二〇
中將師通春日祭使を勤仕す……一二三
師實の腹々に生せたる君達……一二四
中宮御產皇女(姓子)御誕生……一二四
同御乳母……一二四
若宮(敦文)御衾物……一二五
關白師實布引の瀧遊覽……一二七
同歌ども……一二七
承保四年……一三〇
中宮宮達の御戲餠……一三〇
關白師實臨時客……一三〇
三位中將師通民部卿俊家の女を娶る……一三〇
右大臣師房病惱……一三一
陽明門院に朝覲行幸……一三一
師房を太政大臣に任ず即日薨去……一三二
同御素性……一三二
同御容貌才學手蹟……一三三
同御子孫の繁榮……一三三
同殿原御忌に籠る……一三三
同北方尊子の幸福……一三三
參議師通左近大將を兼ぬ……一三七
每年賀茂祭行幸の始……一三八
關白師實賀茂詣……一三八
女御道子准三后……一三九
同入內……一三九
同御懷姙……一三九
赤斑瘡流行上下死者多し……一四一
式部卿敦實親王薨去……一四二
同齋宮淳子內親王退下……一四二
中納言能季以下公卿殿上人逝去……一四二
一宮敦文親王薨去……一四二
女御道子御產皇女(善子)降誕……一四四
中宮(賢子)入內……一四五
一宮薨去により天皇中宮顯房御愁歎……一四五
姬宮(媞子)齋宮卜定の事により御歎き給ふ……一四五
同御懷姙……一四五

法勝寺供養……一四七
五節賀茂臨時祭……一五二
承暦二年……一五二
關白室(麗子)一宮(敦文)を慕ひ奉る……一五二
宇治御八講……一五二
中宮御産御祈……一五二
内裏歌合……一五二
勅撰集の沙汰……一五二
大井河行幸……一五二
媞子内親王着袴尋で齋宮に卜定……一五五
中宮御産皇女(令子)降誕……一五五
關白師實夫妻石清水に詣づ……一五五
五節……一五五
中宮御産皇子(堀河帝)降誕……一五七
師實孫の若君(忠實)を養育す……一五七
中宮また御懐妊……一五七
女子道子里第に籠居す……一五七
中宮御産皇女(禎子)降誕……一五八
大將師通北の方と離別……一五八
信長太政大臣に任じ後家等遷任差あり……一五九
右大臣俊家内大臣能長相踵で薨去……一六〇
大臣召……一六二
俊房顯房左右大臣に師通内大臣に任ず……一六三
賀茂祭二宮(堀河)御見物……一六三

紫野　應徳元年九月より寛治六年二月まで

四條宮(寛子)及び關白師實夫妻天王寺詣……一六七
中宮(寛子)御惱……一六七
同崩御……一六八
同天皇の御愁歎……一六九
同五節童御覽を停む……一六九
應徳二年……一六九
天皇朝政を覽給はず……一六九
故中宮の爲に御堂を造り月毎に佛を造る……一六九
右大辨通俊等の歌……一六九
赤斑瘡流行……一七一
春宮賢仁親王薨去……一七一
同女御(基子)及び一品宮(聰子)の愁歎……一七一
鳥羽離宮御造營……一七二
御讓位……一七二
故土御右大臣師房の室(源尊子)逝去……一七四
同御幸福……一七五
堀河天皇御即位……一七五
同御乳母等を典侍となす……一七五
同師實を攝政となす……一七五
院(白河)の御有樣……一七五
善子内親王を齋宮に卜定す……一七五
前齋宮(媞子)歸京院御所に同居し給ふ……一七五
大嘗會御禊……一七七
三宮(輔仁)御元服……一七七
大嘗會……一七七
故宇治殿(賴通)の室(隆姫)逝去……一七七
○寛治元年……一七九
内裏新年の御有樣……一七九
朝覲行幸……一七九
院(白河)高野御幸顯房以下公卿殿上人供奉す……一七九
少將忠實石清水臨時舞人を勤仕す……一八〇
同源賴綱の歌……一八〇
石清水八幡宮に行幸……一八三
同歸途鳥羽院に覲し給ふ……一八三
賀茂祭院及び前齋宮(媞子)御見物……一八五
二條院(章子)菩提樹院を建立し給ふ……一八七
同八講五十講……一八七
同中納言殿うば君等和歌……一八八
寛治三年……一八八
皇太后(歓子)小野に籠居し給ふ……一八九
四條宮(寛子)宇治御堂を建立して籠居し給ふ……一八九
瑠璃女御逝去……一九二
同齋院(善子)退下……一九二
令子内親王を齋院に卜定す……一九二
令子禎子兩内親王院(白河)に御對面……一九三
同兩内親王の御有樣……一九三
初齋院入御御祓……一九三
齋宮(善子)群行……一九三
忠實左大臣俊房の女(全子)を娶る……一九五
同中納言に任ず……一九五
同春日祭上卿を勤仕す……一九五

目次

終

榮華物語詳解

榮華物語詳解 巻十四

和田英松
佐藤球 合著

煙の後

七月七日、中宮（章子）の御前に、前栽にむらごの絲を引きて、いろ〳〵の玉をぬきたり。「よし見ん人は」と、御門のよませ給ひけんいにや、かく思ひより給ふ人のなかりける女房、

白露もたまをみがきて千代ふべき秋のみやにいつきせざりけり

ゆきあひの空よりおける露なれバことにたまをば磨くなりけり

棚機のいとにひかれてたまさかにかくて消えのこる露もありけり

かくていと數多ありけれど、あまりいかにかいとてとどめつ。これいこよなき前のことなり。』せんだいをば後朱雀院とぞ申すめる。その院の高倉殿の女四宮（禧子）をこそいへ、齋院といへ申すめれ。幼くおはしませど、歌をめでたく詠ませ給ふ。侍ふ人

はては平本はてであるとしたり

々も、題を出し歌合をし、朝夕に心をやりて過ぐさせ給ふ。物語合とて、今新しくつくりて、左右方わきて、二十人合せなどせさせ給ひて、いとをかしかりけり。あけくれ御心地をなやませ給ひて、はてゝ御心もたがはせ給ひて、いと恐しきことを思し歎かせ給ふ。』

○煙の後』後冷泉帝天喜五年より、治暦三年までの記にして、大内裏及び法成寺の焼亡、東宮妃薨去、師實の子師通の出生、長家、頼宗等の薨去、宇治八講などの事を記せり。巻の名ゝ、法成寺焼亡の時の歌に、「別ちけん烟の後のかたみだになき世ゝまして悲しかりけり」とあるによれり。○七月七日云々』年代詳ならず。根合の巻に、天喜四年までの事を記し、下に天喜六年内裏焼亡の記事をあげたるによれば、天喜五年なるべく思はるれど、編中に記せるもの、年月の順序前後して、正しからず。まして、これゝこよなき前のことなりとあれば、数年前のことゝきこゆるなり。中宮ゝ、後冷泉后にて、後一條帝の皇女なり。むらごゐ、むら〳〵に濃く染めたるをいふ。さて、前栽にむら濃の糸を引きて、色々の玉を貫きとほしたりとなり。江次第乞巧奠の條に、西北机上、挿金針七、銀針七、件針別有七孔、以五色糸継合貫之云々と見え、公事根源に、乞巧奠といふ事も、もろこしより事起り、七夕祭といふなり、香華をそなへ、供具をとゝのへて、庭上に書をたきて、棹の端に五色の糸をかけて、事を祈るに、三年の内に、必ずかなふといへり、此故に、乞巧と申すなりとありて、こも七夕祭の儀なるべし。○よしみん人ゝ云々』こゝ、古今和歌集秋上に、よみ人しらず、「萩のつゆ

玉にぬかむととれゞけぬよし見ん人ゝ枝ながら見よ」とある歌なり。○みかどの云々』同書の左註に、ある人のいはく、此歌ゝ、ならのみかどの御歌なりとあるによりてかけるなり。さて、よし見ん人ゝと、みかどのよませ給ひけん歌につきてゝ、中宮の如く思ひつきたる人ゝなかりけるにやとなり。○白露もの歌』中宮の、糸にぬきたまへる玉によりて、よめる歌なり。あきの宮ゝ中宮をさし、玉を露にとりなしたり。○行きあひの歌』こよひゝ、牽牛織女の二星のゆきあふ空より、ふりおける白露なれゞ、殊さらに玉の如くみがきたてゝ、うるはしとなり。○たなばたの歌』一首の意あきらけし。○あまりに云々』かやうなる歌ゝ、あまたありしかど、あまりに多くあげんゝ、なにかゝ、めづらしげもなけれゞとて、除きたるよしなり。○先帝をゞ云々』後朱雀院崩御の事ゝ、根合の巻（巻十三、）に見えて、年月隔りたるを、かくいへるゝ、いとつきなし。先帝云々二十字ゝ、こゝに不用なれゞ、後人のかき加へたるものにや。○高倉殿の女四宮』高倉殿ゝ、頼通の第にて、祺子内親王、ゝ中宮嫄子の御腹なり。○齋院云々』齋院記に、祺子内親王、後朱雀院第五皇女也、母中宮嫄子、敦康親王女也、寛徳三年三月卜定、號六條齋院とあり。○幼くたはしませど云々』祺子内親王ゝ、長暦三年に御誕生のこと、晩待星の巻（巻十三、）に見えて、この天喜五年ゝ、十九歳にならせ給へゞ、幼くとあるゝいかゞ。○朝夕に云々』朝夕歌合などし、心をなぐさめ給へりとなり。○物語合』物語をあたらしく作り、二十人左右にわかれて、かちまけを争ふ遊びなり。これ、後拾遺和歌集雑一に、五月五日、六條前齋院に物語合ゝ侍りけるに、小辨おそく出すとて、かたの人々とめて、つぎの物語を出し侍りけれゞ、宇治の前太政大臣、かの小辨が物語ゝ、見どころやあらむとて、

ことの語をとゝめて待ち侍りけれバ、いはがきぬまといふ物語をいだすとて、よみ侍りける、「ひきすつる岩がきぬまのあやめ草たもひえらずもけふにあふかな」とあり。○あけくれ云々』中右記裏書に、永長元年九月十三日夜、前齋院薨、諱禖子、後朱雀院四女、母故中宮嫄子也、長暦三年降誕、後冷泉院始爲賀茂齋院、天喜六年依病退齋院、從爾以來、被責狂病、不知前後、經數十年、今夜俄以薨逝云々、御年五十八、依爲出家人無薨奏とあり。

一條院の燒けにしことだにあるに、内裏大極殿一夜に燒けぬ。いと〳〵あさましく。これハ天喜六年といふ。同じ二月二十三日の夜、御堂燒けぬ。さばかりめでたくおはします百體の釋迦、百體の觀音、阿彌陀、七佛藥師など、丈六の御佛たち、火の中にきらめきて立たせ給へる、あさましくかなし。女院の御佛などもめでたくいみじかりつるも、夜の烟にてのぼらせ給ひぬる、猶々いみじくかなし。誰にがありけん、かくぞいひける。

わかちけん烟の後のかたみだになき世はましてかなしかりけり』

がくあさましきことのみ多かれバ、御心のうちに、殿もあさましく思し召して、齋院おろし奉らせ給ひて、麗景殿の姫宮ゐさせ給ひぬ。おりさせ給ひても、御心地なほらせ給ふことなし。女御殿も、齋院に參り通ひておはします。』

○一條院云々』一條院の燒亡ハ、康平二年正月八日にて、根合の卷（卷十三、一四九）に見えたり。○内裏大極殿云々』大極殿ハ、拾芥抄に、朝堂院正殿名、云八省院是也、又謂之最大殿とありて、御即位、其他の大禮を行はせらるゝ處なり。詳なることハ、大内裏圖考證にあり。さて内裏燒亡の事ハ、定家朝臣記に、康平元年二月廿六日、亥刻、八省院、幷新造内裏、中院、間時爲灰燼、所殘八省（應天門、口同左右樓、内裏建禮、朔平、宜秋、大臣公卿馳參、鷄鳴火滅、被率參禁中云々と見えて、扶桑略記に、二月廿六日、内裡、並中和院、大極殿、東西樓、廻廊、朝集堂等皆悉燒亡、去廿三日、省試題云、偶燭施明人文之徴、頗似可愼とあり。○御堂殿やけぬ云々』さばかりに心をつくして、つくりたて奉りし佛像たち、火中に金色燦爛として、かゞやきわたりつゝたゝせ給へるさま、あさましとなり。百體の釋迦をつくりしハ、玉の飾の卷（卷十一、六一）に見え、百體の觀音ハ道長つくり始めしこと、鶴の林の卷（同上、一七一）に見え、阿彌陀ハ、無量壽院のを、燒後つくりをへて、賴通供養したりしこと、烏の舞の卷（卷九、六一）に見えたり。さて法成寺燒阿彌陀にて、寛仁四年三月供養したる事、疑の卷（卷七、一三〇）に見え、佛像のさまハ、玉の臺の卷（卷八、八六）に記し、七佛藥師ハ、萬壽元年六月供養したること、鳥の舞の卷（卷九、六一）に見えたり。さて法成寺燒亡のさまハ、定家朝臣記に、康平元年二月廿三日曉、法成寺燒亡、殿下、並兩府以下、令馳參給と見え、扶桑略記に、天喜六年戊戌二月廿三日夜、法成寺燒亡、金堂、阿彌陀堂、講堂、釋迦堂、藥師堂、五大堂、十齋堂、八角堂、東北院、西北院、戒壇、兩法華堂、幷塔、僧坊等、鐘樓、經藏、南樓、寶藏、皆以火災、凡丈六佛像數十餘體、等身金色佛菩薩像百餘體、一時爲煙、見者流涙とあり。さて法成寺の災ハ、内裏の燒亡より三日前なれば、本書の順序たがへり。○女院の佛』上東門院の

いと〳〵平本いと〳〵あり

花の下西平本程の二字あり

梅壺下の字原本なし大中本にて加へつ

光原本ひかげとあり眞本にて改めつ

かく下て宇原本なし四小本にて加へつ

供養し給へる東北院の阿彌陀、觀音、地藏等の佛像をいふ。東北院供養ゝ、日本紀略に、長元三年八月廿一日壬寅、上東門院供養法成寺東北院、其儀准御齋會云々とありて、扶桑略記にも見え、又本書年代の次よりいはば、殿上花見の卷（卷十二、）に、まことや女院は、無量壽院の傍に、御堂たてさせ給へりとて、九月御念佛の事まで、載せたれば、其條併看すべし。

○わかちけんの歌』初五文字心得がたし。誤寫にや。○齋院おろし云々』扶桑略記に、天喜六年四月三日、賀茂齋王、依病退出矣と見え、齋院記に、正子內親王、後朱雀院第六皇女也、母女御進子、右大臣賴宗之女也、天喜六年六月廿七日卜定、延久元年七月廿四日出齋院、號押小路齋院とあり。

生子

梅壺の女御殿は、いとたふとく行ひておはします。月の傾くを御覽じて、

いそがずば光を見てぞ歎かましなかばすぎゆく我身なりとて

御心地惱しく思し召されける頃、ひぐらしの鳴くに、

明日までも聞くべきものと思はねばかけふひぐらしの聲ぞかなしき

などおほせらるゝ、いとあはれなり。なごりなきさまにそむきはてさせ給ひておはしませば、いと哀に、殿（敎通）も見奉らせ給ふ。又たぐひなくいみじきものに、幼くより思ひ申させ給ふを、かくて見奉らせ給ふ、いと哀に口をしげなり。御心ちもやう〳〵おこたらせ給へば、嬉しく思しめさる。せめて長くとも、こと〳〵よりゝ思ひ申させ給はざりけり。我なからん世に、あるよりゝおとろへ、心細くや思されんと、うしろめたきあまりにゝ、我より後ゝ、おはしまさでもありなんと思し召しながら、目の前にゆゝしからんことゝ見じと思し召さるゝゝ、いかがゝおはしますべからん、わりなき御心地にぞ。』

○梅壺の女御云々』梅壺女御御出家の事ゝ、根合の卷（卷十三、）に見えたり。○いそがずばの歌』人生のなかばをすぎゆく我身なりとて、かく佛門に入りて往生をいそぐ心ならずば、今夜の月の光の傾くを見て、身の上を歎かましを、今ゝなか〳〵にと、何とも思はずとの意なり。○ひぐらし』和名抄に、茅蜩、爾雅注云、茅蜩、一名蜚、（子烈反、比久良之、）小青蟬也とあり。○あすまでもの歌』無常なる浮世なる上に、かく佛門に入りて、未來をねがひぬるゆゑに、明日までも、きくべき身と思はねば、今日きく〳〵ひぐらしのなくねのかなしきとなり。○なごりなきさまに云々』御髮をそぎ給ひしにゝあらずなごりなく、剃髮して、世をひたすらにそむきはてさせ給ふをいふ。○又たぐひなく云々』敎通ゝ、他に類もなく、甚しくかはゆきものに、幼少のときより、思ひ申したるを、かく尼の御すがたにやつれ給ふを、見奉るにつけてゝ、口惜しきあまりさまなるよしなり。○御こゝち云々』前に御病氣の事見えたり。○せめてながく云々』かく御病平癒し給ひて、たとひ長いきし給ふとも、こと〳〵よりは、めでたくうれしとゝ思ひ申し給はずとなり。○我なからん世に云々』梅壺女御ゝ、敎通のうせたらん後までも、ながらへ給はんにゝ、今あるほどよりゝ一層齡衰へ給ひて、御身を心ぼそく

君字平本なし

めざましう印本ま字を脱せり

あたり原本た字なし四小本にて加へつ

絶えて下は字大小本なし

思されんと思ひ、且おのれハ、女御をあとに殘しまつらんことを、不安心に思ひまつれバ、かへりて、我死後までも、ながらへ給はんよりハ、其頃は、已になき人となり給ひて、この世には、おはしまさでも、あらせまほしと思ふよしなり。○目の前に云々』敎通ハかく思ひ定めながら、さりとて、女御の、目のあたり薨去せらるゝ悲しみハ見じと思しめさるゝ事ハ、げにむづかしきわざなれバ、いかゞおはしますべきにや、あまりに無理なる御心ぞやとなり。

源大納言（師房）の御太郎君ハ、新中納言俊房と聞ゆる、かの朱雀院の二（娟子）の宮ハ、前齋院とて、皇太后宮（禎子）とひとつ所におはしますに、御乳母子を語らひて、忍び〳〵に參り給ひけり。さて忍びて迎へ奉らせ給ひてければ、内、春宮（後冷泉、後二條）いと便なきものに思し召したる中にも、東宮ハ一つ御腹におはしまして、心やましくめざましう思し召して、内にも、「一人かくのみ思ひ侍るべきことにもあらず」と、いみじく申させ給へバ、かしこまりてものし給ふを、猶飽かず、これよりまさりたらん罪にもあたりなんと、いたく申させ給へバ、いかなることかと、大納言殿（師房）ハ思し歎かせ給ふ。六條に、いとをかしき所、大納言殿の領ぜさせ給ひけるにぞ、おはしまさせ給ひける。大宮（禎子）をも「すべて御文など通はさせ給ふな」など、春宮（後三條）のいみじく申させ給へば、いとかなしくし奉らせ給ひしかど、かき絶えてハおはします。大納言殿のうへ（尊子）、

ありさまあり二字原本なし小平本にて加へつ

萬にあつかひ申させ給ふ。宮（娟子）の御ありさまいとめでたくをかしげにおはします。中納言（俊房）、物語の男君の心地し給ひて、いとあてやかになまめかしき御ありさまなり。』

○新中納言俊房』公卿補任に、權大納言師房卿一男、母故前太政大臣道長公女とありて、康平四年の條に、十二月八日任權中納言とあり。こハ次に引ける諸書によれバ、中納言の時にハあらず。參議の時の事なり。○皇太后とひとつ所に云々』大外記重憲記に、康和五年三月十二日、前齋院娟子内親王薨、内親王者、後朱雀天皇第二女、母陽明門院也云々、天喜五年九月、偷降嫁參議左中將源俊房卿、世以爲不可とあり。なほ今鏡藤なみの卷に、天喜五年などにやありけむ、なが月の頃、いづこともなく、失せ給ひにけれバ、宮のうちの人、いかにすべしともなくて、あかしくらしける程に、三條わたりなる所にすみ給ふなりけり、はじめハ、人の扇にひと文字ををとこのかき給へりけるを、女のかき添へさせ給へりければ、をとこ又見て、ひとつそへ給ふに、たがひに添へたまひける程に、歌ひとつにかきはてたまひけるより、心かよひて、夢かうつゝかなる事いできて、心やあはせ給へりけむ、おひいだしたてまつりて、やがてさてすみ給ひけりとあり。○内春宮』御門春宮ハ、最も不都合なる事におぼしたる中にも、春宮ハ、御同母兄弟におはせバ、御心のうちにも、あしき事よと、めざましきばかりに思しめして、みかどにも、おのれ一人のみ、かく心配すべきにあらねバ、何とか處罰あるべしと、勸め給へりとなり。古事談に、堀河左將參議之時、前齋院ヲ奉取籠、亭ニ

奉置タリケルヲ、天皇ハ令憚宇治殿給テ、謬モテナサセ給ヒケルヲ、春宮ハ、事外令憤給テ、アハレ吾一人ガ妹ニモナキ物ヲト、被仰ケリとあり。○かしこまりて云々』俊房ひたすら恐懼して、罪を謝したりとなり。○なほあかず云々』東宮ハ、なほそれにも満足し給はで、これよりもまさりたらん重罪に處せんと、申し給へりとなり。○六條に云々』六條なるいとをかしき第の、父師房の領せるところに、俊房を籠居させたりとなり。六條ハ、六條坊門南、西洞院東にて、師房の父具平親王の家なるを、傳領せしなり。初花の巻（巻四、一七六）あはせ見るべし。○大宮をも云々』御生母皇太后禎子をも、前齋院とハ、すべて御消息などかよはさせ給ふなと、御勘當のさまにし給ふべく、東宮申させ給へバ、皇太后ハ、最も鍾愛し給ひし御女におはしましゝかど、東宮の申させ給ふまゝに、音信不通のさまにおはすとなり。○大納言殿のうへ云々』俊房の生母尊子、すべてあつかひ申して、無事にをさまるを得たるよしなり。今鏡に、をとこ咎あるべしなどきこえけれど、人がらの品も、身のざえなどもおはして、世もゆるしきこゆるばかりなりけるにや、もろとゝに、心をあはせ給へれバにやありけむ、さてこそすみ給ひけれ、男その程ハ、宰相中將など申しけるとかやとあり。上の古事談などの文などあはせ考ふれバ、俊房の生母尊子ハ、道長女にて、頼通と兄弟なれバ、御門これを憚り給ひて、典刑を正し給はざりしなり。○宮の御ありさま云々』前齋院ハ、御ありさまめでたくおはし、中納言俊房ハ、物語などの男のこゝちし給ひて、かゝる事ぞいできにしとなり。

春宮の齋院（嬉子）ハ、男宮女宮産み奉らせ給ひし（能信）ましきことを思し歎かせ給ふ。春宮大夫殿の女御（茂子）、煩はせ給ひて、やがて宮にてうせさせ給ひしかど、皆うせさせ給ひにしかば、あさなど、いかなる御心地かはせさせ給ひけん。東宮の歎かせ給ふさまかぎりなし。男宮一所、女宮四所ぞおはしましける。女二の宮ハうせさせ給ひにけり。哀にいみじきこと多かり。』櫻のえもいはぬさかりに、馬場殿に、月のあかき夜、中宮の（章子）女房行きて見るに、幾木ともなく咲きとゝのほりたるハ、雪の降りかゝれるにたがふことなし。空に知られぬ」とも見えたり。あかぬ心地しながら、さてあるべきならねバ、かへるとて、

櫻花あかぬにほひをはるがすみたちながらのみ見てやか歸らん

かきくらすゆきかと見ればおぼろなる月にちりかふ櫻なりけり

月かげにちりしく庭のさくら花かきあつめてもたぐひなきかな

見るさまどもをかしく見ゆ。又さらぬ人もありけんかし。』內の御前にて、殿上人に鞠蹴させて御覽ずる日のありさま、いみじくめでたし。』

○春宮の齋院』春宮の御息所の齋院といふを略したるなり。永承七年正月皇女降誕、六月薨去の事、春記に見えて、其外の書に見えず。○春宮大夫云々』扶桑略記に、康平五年六月廿二日、皇太子妃藤原茂子薨、中納言公成女、貞仁親王母也とあり。○大夫殿の上』女御の養母にて、母上ハ實母なし

岩字平本なし

うせさせ原本させ二字なし西小本にて加へつ●月下の字大平小本なし

內下の字原本なし諸本にて加へつ

よみけるの次
西小本に本此
間十行許餘白
あり歌を落き
入るべき料なる
るべしと記せ
り●あらず云
々廿三字屋本

る公成の室なり。○男宮云々』男宮ハ白河帝、女宮ハ聰子、俊子、佳子、篤子の四所なるよし、今鏡、皇胤紹運錄などに見えたり。○女二の宮云々』二の宮詳ならず。後三條帝第二皇女ハ、俊子內親王におはせど、中右記に、天永二年閏四月六日、昨日前齋宮俊子薨去、年七十七、後三條院第二女とありて、こゝにあはず。○櫻のえもいはぬ云々』櫻のさかりにさける頃、中宮章子內親王の女房、月明なる夜、馬場殿にゆきて、花を見るに、あまたの木にさきそろひたるハ、恰も雪の降りかゝりたるが如きさまなりとなり。○空にしられぬ』拾遺和歌集春に、亭子院歌合に、貫之「櫻ちる木の下かせハさむからで空にしられぬ雪ぞふりける」とある歌なり。○櫻花の歌』たちながらハ、霞のたつと、立ちて見るとをかねたり。○かきくらすの歌』かきくらすハ、雪のふるさまにて、櫻のちるをたとへたるなり。○月かげにの歌』月前の庭にちりしきたる櫻花ハ、かきあつめて見ても、たぐひなきいろなる事よとなり。○見るさま云々』人々の花を見るさまどもをかしく見ゆ。またをかしからぬ人も中にハありけんとなり。○內のおまへ云々』御かどの、御前にて、殿上人に鞠をけさせて、叡覽ありし當日のありさまハ、めでたしとなり。根合の卷(上ノ、一〇二)にも、いまだ東宮におはしゝ時、近衞のりふさの第におはして、花のさかりに、蹴鞠の御遊などありしこと見えたり。

その頃皇后宮の上の御局のいづみに、大なる櫻をさゝせ給ひて、人々よみける、

中宮、皇后宮と侍はせ給ひて、內わたりにもあらず、せばきに、さるべきをり〳〵

なし

ほうゐんの大
中本ほうゐん
にとし眞本ほ
こゐんとした
り

なん、かはり〳〵に、物御覽じなどにのぼらせ給ひける。女御殿、里に久しくたはしますを、參らせ給へと常にあれど、とみにも入らせ給はで、ほうゐんのものし給ふ、小野のいとをかしかなるも、御覽ぜまほしく思し召して、わたらせたまひて、心のどかに御行などさせ給ひておはします。山里の秋の氣色、鹿の鳴く音などもあはれに、「秋こそことに」などや思し召し知らせ給ひけん、內より御使の、霧をわけて參るも、物語の心地してをかし。殿上人など數多參りて、琴ひき遊びなどしつゝかへりぬるなごりも、若き人々ハをかしく思ふ。內より侍從の內侍とて、やがてかけて候ふ人を奉らせ給へり。所のさま御ふつらひもいとをかしく見ゆ。薄物の御几帳の裏うちかけて、わざと見えさせ給はねど、透きておはしますほど程など、繪に書きたらんこゝちにてをかし。女房なども、忍びやかに心にくきはどなり。やがて二三日ばかり侍ひてぞまかづる。』

遊び平本なし

こゝちにて平
本してとし屋
本こそとした
り

○皇后宮の云々』皇后宮のおはします上の御局の前の泉に、櫻をさして、人々歌よみたりとなり。○中宮皇后と云々』中宮皇后と二所おはしましてとなり。大內裏にもあらず、せばき里內裏なるに、然るべき時々、物御覽じに、上御局にのぼらせ給へりとなり。皇居年表によれば、この時の里內ハ、高陽院なり。○女御里に云々』歟子女御ハ、里第に久しくおはしますを、みかど參らせ給ふべきよし、

常に仰せ給へど、參内もし給はで、法印のものせられし、小野の最もよきところなるも、御覽せまほしくおぼして、そこに渡らせ給ひて、心靜に佛の道を行ひ給へりとなり。ほうゐんハ、いかなる人にか詳ならず。大日本史后妃傳にハ、この文を引證して、遂寓兄僧靜圓小野山房、覃思佛乘と記したり。こハ、拾遺往生傳に、生年十四、隨舍兄靜圓僧正、僧正窃受習諸經、其後諳誦法華經一部、人以無知、（古事談にも見ゆ、）とあるによりたるにて、他に靜圓なるべき徵證なし。今鏡はちすの露の卷に、木ばたの僧正、長谷の法印などいふきん達おはしましきとありて、靜圓ハ木幡に住せり。長谷の法印ハ靜覺にて、法印とあるにあひ、かつ長谷小野ハやゝ近きところなれバ、さもと思はるれど、これはたたしかなる明證なけれバしりがだし。小野ハ、山城愛宕郡にあり。河海抄に、小野大原也、仍比叡坂下云也、小野鄕内大原村也、布蔭と云物に見えたりとあり。宮のおはしゝところハ、寺として常壽院と稱したるよし、元亨釋書に見えたり。○山里の云々』秋こそことにハ、古今和歌集秋上、忠みね、「山里ハ秋こそことにわびしけれ鹿のなくねに目をさましつゝ」とある歌なり。さて、小野の山里の秋のけしきハ、鹿のなくねなどもあはれにて、忠岑の、秋こそことにといふ歌をおぼしめしけるにか、御かどより、御使霧をわけて、小野にまゐるも、物語のこゝちして、をかしとなり。○侍從の内侍云々』系圖詳ならず。着るはわびしと歎く女房の卷（卷十二、一四三、）にも見えたり。○薄物の云々』薄物ハ、紗またハ羅のたぐひなり。几帳うら表ともに薄物にて、わざとハ見えさせ給はねど、うす物よりすきて、見えながらおはす程、繪にかきたらんやうにてをかしとなり。○二三日ばかり云々』侍從内侍ハ、二三日ばかり伺候して、内にかへりたりとなり。

大殿のうへ久本の字なく大本おとゞのうへとしたり
大殿のうへ大本おとゞのうへとしたり

今一人三字原本なし平四小本にて加へつ●左衞門四平小本右衞門とあり

などが女原本女字なし中本にて加へつ久本が字あり

東宮の齋院（馨子）ただならずならせ給ひぬ。いかがと思し召して、御祈などせさせ給ふ。この院の御後見ハ源大納言（師房）、昔のまゝに仕う奉らせ給ふ。内の大殿のうへ（麗子）も、同じさまの御心地に惱ませ給ふ。齋院、男御子うみ奉らせ給へれば、あいなく世の人よろこび申す。殿よりはじめ奉り、殿ばらも思し喜ばせ給ふ。九月つひたちに、内の大殿の上いといたく煩はせ給へば、いかにと思しめすに、いとたいらかに、きら〳〵しき男君生れさせ給ひぬ。源大納言（師房）殿、方々に嬉しく思しめさる。齋院（馨子）にハ、御乳母我も〳〵と參る。尾張守憲房が女、政長少將のめなり。今一人美作守すけさだが妻、邦恒がむすめ、御乳母子の命婦の君、左衞門督の御子うみたるなど、さらぬ人々も參らんとあれど、しばし後々にとて、美濃守實基の女も參らせんとあれど、とめさせ給ふ。御湯殿の作法などいとめでたし。實任などが女も參れり。もと侍ひける乳母といふハ、院の中將（信宗）の子うみたるなどもつかまつる。かたちどもなども、とりどりによき人どもなり。女房の裝束、例の心々にいどみたり。すぢおき、鶴龜松竹など、心々にしつくしたり。まづは菊の七日に、「菊の中なる」など、折に合ひたる事どもさへ見えて、九月七日よりなり。浮線綾の裳唐衣、ざうがん薄物など、かねして造りたるに、菊の折枝松など縫ひたるいとをかし。

裳字おほくは四字並原本なし西小本にて加へつ

織物の上着なれど、唐衣裳などは、おほくハざうがんうすものなどをしたり。織物ハ厚く、縫物ハ繪かくも、なか〳〵わろければなるべし。若宮生れさせ給ひて、といふにうせ給ひぬ。あさましきことを思し召しなげく。世にも口惜しがり申す。かゝるをりなれバ内(師實)の大殿の七夜、忍びやかにてあそびなどもなし。御五十日百日なども、めでたく過ぎ行くにつけても、若君の御事ぞ口惜しかりける。年もかへりぬ、例の作法にて過ぎぬ。』

○東宮の齋院云々』東宮妃馨子内親王御懷姙あらせられたりとなり。○院の御うしろみ云々』源大納言師房ハ、昔の如く、齋院の御うしろみつかまつりたりとなり。殿上花見の巻(巻十二、五四)に、左衛門督(師房)ときこゆるは、故中務宮の御子なり、春宮權大夫かけ給へる、齋院の別當になり給へりとありて、その後おり給ひても、御後見せさせ給へるをいふ。○内の大臣のうへ』麗子ハ、師房の女なり。○齋院云々』あいなくハ、愛なくの意にて、故女御茂子の御腹の一宮おはしますをばおきて、この御子の御誕生を喜ぶを、愛なくといへるなるべし。これ、定家朝臣記に、康平五年九月五日巳刻、東宮二品宮后御産(男親王)とあり。○殿よりはじめ云々』頼通をはじめ、皆々よろこびあへりとなり。○九月ついたち云々』定家朝臣記に、康平五年三月八日夕、内府殿下、渡御但馬守高房大炊御門宅、依可有御産事、九月十一日乙卯、□刻、内大臣殿御産、(男子、但馬守高房朝臣宅、)從昨日辰尅、有御氣色、被行御祈禱、並諷誦、改白色御裝束、平安事了、給諸僧祿、次給陰陽師祿、(五位掛一重、六位單重、)とあり。○

源大納言殿云々』東宮妃馨子内親王ハ、御後見つかうまつれる御方、師實の室麗子ハ、我が御女にて、こたび、いづれも男御子生れたれバ、かた〴〵にうれしと、師房の思ふとなり。○尾張守憲房』太宰大貳惟憲の子にて、晩待星の巻(巻十三、二八)にハ、讃岐守とあり。尊卑分脈に、憲房女子三人あれど、政長の妻たりしハ見えず。但し政長ハ、參議資通の子にて、同書に、頭、若狹、備中守、内藏、左少將、五藏、刑部卿、母尾張守憲廣女、爲大納言經長卿子、鞠、郢曲、和琴、笛、比巴、堀河院、御郢曲、御笛師永長三卒とあり。但し政長の妻にてハ、年代もあはず、かつ分脈政長の弟成仲の條にも、母尾張守憲房女とあれバ、政長の母憲廣女とあるも、憲房の誤にて、本書に政長の女なりとあるハ、母なりの誤寫なるべし。○美作守すけさだ』系譜詳ならず。尊卑分脈村ト源氏の流に、爲平親王の子、彈正少弼顯定の子に資定あり。この人にや。たゞし、美乃守、右馬頭、正四位とありて、美作守の事見えず。○邦恒』左大臣良世の裔邦昌の子にて、同書に、丹波、阿波、備後、尾張、備中、伊與、讃岐、正四下、伊賀守源住女、治暦三八十九卒とありて、邦恒の女子ハ、同書季仲卿室になれるを一人あげたるのみ。さて、今一人の御乳母ハ、邦恒の女のすけさだが妻たるものまゐれりとなり。○御乳母子云々』命婦の君の系圖詳ならず。○左衛門督』諸本俊房としたれど、俊房ハ、公卿補任に、康平四年十二月八日任權中納言、治暦元年十月十一日兼右衛門督、四年十二月廿九日遷左衛門督とありて、此時衛門督を兼帶せず。且つ、上にハ新中納言とし、下の宇治殿八講の條にも、新中納言とし、松の下枝の巻に至りて、左衛門督としたれバ、そハ誤りなるべし。當時衛門督たりし人ハ、權中納言俊家の左衛門督を兼ね、同能長の右衛門督を兼ねたりし事、公卿補任に

見えたれど、本書殿上花見卷以下ハ、其人の官職を記せるもの、必ずしも當時の官名のみにあらず、後の官名を擧げし例あれバ、今いづれとも定めがたし。○美濃守實基』中納言經房の子なり。尊卑分脈に、正四下、美乃守、左中將とあり。○實任』詳ならず。尊卑分脈巨勢麿の流、圓融院判官代師長の子實任ありて、越後權守、從五下、母紀伊內侍と見え、同じ流なる山城守實行の子にも實任ありて、小一條院判官代、越中權守、從五下、實者日向守中原德如子云々と見えたり。この外、同書に、實任と記したる者數人あれど、いづれも年代あはず。この二人の中にても、師長の子なる實任ハ、玉の村菊の卷、(卷六、三四)及び後悔大將の卷(卷九、四七)に見えたる登任の弟なれバ、或ハこの人にてもあらんか。なほよく考ふべし。○院の中將』信宗ハ、小一條院の御子なり。尊卑分脈に、信宗、母下野守政隆女、世人號瑠璃女御、備中守、右中將、後拾、金葉作者、號院中將、正四下、承保元六卅卒とあり。さて信宗の女をうめるハ、たれの女にか。詳ならず。○すぢおき』御裳着の卷(卷八、一三一)に、裳唐衣など、山をたて、水を流し、置口をし、螺鈿蒔繪をし、すぢをやり、玉を入れとある、すぢをやるといふに同じかるべし。そこの註を併せ見るべし。○まづハ云々』菊のなぬか、詳ならず。菊のなかなるハ、伊勢集に、陽成院のみかどの、御七十の賀のぐのうち、みだり箱に、つるかめ菊などまきたり、「露かゝる菊のなかなるあしたづハ今いくたびの千代かぞふらん」とあるをいへり。○九月七日より云々』五日に降誕ありしかバ、七日より三日以下の養產の儀など行はるべしとなり。○浮線綾』綾の總名をいふ。既に根合の卷(卷十三、一七二)に註せり。○ざうかん云々』ざうかんハ、薄物の名なり。○若宮ハ云々』扶桑略記に、康平五年九月五日、皇太弟妃馨子內親王誕王子、不經幾日已

べき平本なし

以夭亡とあり。○大殿の七夜云々』定家朝臣記に、九月十七日、殿下令儲今夜事給、入夜、群卿參會、其儀如前とあり。五夜に、擲賽の興あるよし見えて、七夜の儀も、五夜に同じとあれバ、こゝに、忍びやかと記せるハあはず。○御いかもゝか云々』五十日、百日の儀など、めでたく行ひつゝすぎゆくにつけても、皇子御早世の御事を、口惜しく思ふよしなり。定家朝臣記に、十一月二日、若君御五十日也、於東三條東對有此事矣、(去夕渡御也、)十二月廿五日、有內大臣殿若君御百日、作法如御五十日、源大納言已下參會、戌刻供餅、其後有杯酌事とあり。若君の御事は、若宮の誤なるべし。

かくて、民部卿(長家)水まゐる心ちたこり給ひて、いと重くならせ給へバ、いかなるべき御心ちにかと、中宮(章子)も思しめし歎く。君達もいかに〳〵にとおぼす。女一所男二所ぞものし給ひける。女ハ左(敎通)の大殿の御子の大納言(信家)の上、男ハ中納言(忠家)にて右衞門督かけ給へり。今一所(祐家)ハ二位中將ときこゆ。いづれも御かたち花やかに、きよげにおはす。左の大殿の子は、三郎信長の侍從と聞えしハ、御をぢの四條(定賴)中納言の御女にあはせ聞え給へりしかど、堪へ給はで、この殿(長家)の婿にハならせ給へるなり。また世に人やあるとも知らせ給はず、內などにも參らせ奉り給ふべかりしかども、中宮のかくておはしませバ、思し絕えたるになん。それに、この御心ちの、かくて月頃にならせ給へば、心ぼそく思されて、哀に月を見給ひても、風の音に

心ち下大本か字なり

つけても、物のみ哀に思し召されけり。遂にもつきの九日うせさせ給ひぬれば、哀にいみじきことを、誰も思し歎かせ給ふ。この十月に、二位中將（祐家）は宰相になり給ひにき。かくと人聞えさせ給へしかど、うちうなづかせ給ひて、物もの給はせざりけり。二十日ばかり物をの給はずならせ給へるなりけり。上などもいかなる心ちし給ひけん、世にめでたかりつる御さいはひを、今とても劣り給ふべきならねど、ありがたかりける年頃の御心を思すも、たゞかならずいみじかりけん。』

○民部卿云々』水まゐるこゝちゝ、飲水病といふものなり。○中宮も云々』長家、この時、中宮大夫をも兼ねたり。○大納言の上』信長ゝ、公卿補任康平四年の條に、權中納言正二位藤信長、（四）左衛門督、十二月八日任權大納言とあり。○中納言にて云々』忠家ゝ、公卿補任に、權大納言長家卿二男母從三位源懿子、（故近江守高雅女）康平六年二月廿七日、任權中納言、治暦四年十二月廿九日兼右衛門督とあり。されば、こゝに右衛門督かけ給へりとあるゝ、年月あはず。○今一所』祐家ゝ、同書に、權大納言長家卿三男、母同忠家卿、天喜五年正月七日從二位、（父卿讓、長暦元年右消水行幸行事賞、）康平元年四月廿四日遷右中將とあり。○三郎云々』同書に、長久四年九月日兼侍從、天喜三年二月二日、兼左衛門督とあれバ、こゝに侍從とあるゝ誤れり。○御をぢの云々』定頼ゝ中納言にて、公任の子、信長の母の弟なり。○また世に云々』長家ゝ、世の中に、我女をめあはすべきゝ、御門の外にまた人やあるべきとも知らざりしかど、御かどにゝ、中宮章子内親王おはしませバ、斷念して左大臣敎通の三男に嫁せし

めたりとなり。○この御心ちの』長家の飲水病のおこたらで、月日をすごせるよしなり。○十一月九日云々』公卿補任に、康平七年、權大納言正二位藤長家、（六）民部卿、中宮大夫、十一月九日薨、年六十とあり。○この十月に云々』公卿補任康平七年の條に、從二位藤祐家、十月廿六日任左中將、備前權守とあり。さて、こたび三男祐家參議になりし事を申したれど、長家ゝうなづきて、何もいはずとなり。○上なども云々』長家の妻なども、いかなる心ちせしにか、長家の寵をうけて、世にめでたき幸福にて、今とても、昔にかはらぬ有さまにて、夫長家のめづらしかりし好意を思ふにつけても、おろそかならずかなしかりけんとなり。○長家の北の方ゝ、近江守源高雅の女從三位（師房）の幸福なる人とめでられし事、晩待星の卷（卷十三、）に見えたり。

右の大殿（敎通）も煩はせ給ひて、大將辭せさせ給ひてければ、（師實）納言なり給ひぬ。まことや、内の大殿ゝ、左の大殿の辭せさせ給ひしに、大將にゝならせ給ひにき。「若き人のため、かけざらんゝ口惜しきことなり、（顯通）關白殿の辭し給ひて讓り給ひたりし、いと嬉しかりき」とて、辭せさせ給ふを、殿の人ゝ、かく御心なることを、大納言殿に讓り聞え給はで」と申しけれど、さ思し召されけることなれば、辭せさせ給ひてけり。』かくてまたの年の二月三日に、右の大殿（敎通）うせさせ給ひぬ。いとあさましく、三所ながら程もなくうせさせ給ひぬることをぞ、あさましくあはれに世の人も申しける。女院（章子）にも殿（敎通）にも、思し

歎かせたまふ。』

○右大殿云々』公卿補任に、康平七年、右大臣從一位藤頼宗、七十右大將、十二月十九日辭大將、以男藏人頭左中將能季、申任參議、權大納言正二位源師房、十二月廿六日兼右近衞大將とあり。○內の大殿ハ云々』同書に、康平五年、左大臣從一位藤敎通、六十七左大將、皇太弟傅、四月十一日辭大將、內大臣從二位藤師實、二十四月廿二日、任左近衞大將、左大臣還とあり。○若き人のため云々』敎通の詞なり。大將を兼帶せざらんハ、若年の人のために、殘念なる事なり、余も若年のをり、今の關白殿の大將をゆづられしハ、最も嬉しかりきとなり。賴通の左大將を敎通に讓りしハ、後一條帝寬仁元年にて、敎通二十二歲の時なり。○かく云々』かくの如くやさしき御心なる事よ、我御子大納言信長に讓り申さずして、師實の大將たらん事ハ、いかゞと申しつれど、敎通ハ、素より賴通の好意に對して、師實に讓らんと思ひければ、信長の大將たるを辭したりとなり。○またの年云々』扶桑略記に、治曆元年乙巳正月五日、右大臣藤原朝臣賴宗、依病出家、二月三日、入道前右大臣薨、年七十三矣、家上紫雲發現とあり。○三所ながら云々』同書に、賴宗の同母弟能信、同月九日薨去のよし見えたれバ、長家、賴宗、能信の三人をさせるにや、さらバ能信薨去の事をもあぐべきを、もらしたるハ、こゝろえがたし。或ハ三所ハ二所の誤寫にて、長家、賴宗の二人をいへるにや。なほ考ふべし。

賴通 關白殿は、宇治に御堂めでたく造らせ給ひて、籠りおはします。網代の罪によりて

にては原本にてもとあり四本にて改めつ●なし原本あしとあり中本にて改めつ思しにて改めつ●なし下めし二字●皇后宮宮字原本なし●下つ●いとなみ諸本にて加へて四字原本なしにて加へて四平小本にて加へて小本黑きとしたり●おほしき原本おぼしきやなりとしたり大本にて改めつ●裳は黃平本もえぎとあり●むらご平本なし

にや、宇治に御八講せまほしく思しめす。宇治にては例なしなど申せど、思しめしたちにければせさせ給ふ。九月廿五日なり。捧物なども、御方々いみじくせさせ給ふ。中宮章子、皇后宮寬子のぼらせたまふ。裝束など、例のおろかならんやハ。皇后宮にハ蘇芳のにほひ二襲、例のかねしてたし。中宮にハ紅を皆うちて、龍膽のふたへ紋のうはぎ、白き紋を織りたり。常のことなれど、うるはしく清げなり。蘇芳の唐衣、菊の裳、またの日ハ紫の薄樣、赤き薄樣二襲に、青きうちたる浮線綾の上着、さうしなどおぼしきなり。唐衣ハ龍膽、裳は黃なり。袴ハ赤き薄樣、あたざまに白く重りたるいとをかし。袴上着ハこゝろ〳〵の色なり。むらごにてざうがんの裳なるもあり。うるはしくてとあれど、薄樣の下繪のついでにハ、又せぬことなくぞあなしける。

○關白は云々』宇治ハ山城久世郡にありて、道長の別業ありし事、玉の村菊の卷（卷六、）に見えたり。それを佛堂としたるにて、扶桑略記に、永承七年壬辰三月廿八日癸酉、左大臣捨宇治別業爲寺、安置佛像、初修法華三味、號平等院とあり。○網代の罪云々』宇治網代は、侍中群要に、山城國宇治御網代、每日進鮎魚、花鳥餘情に、內膳式云、山城國近江國氷魚網代、各一所、其氷魚始九月迄十二月三十日貢之、今案、近江の田上の網代にもれたる氷魚を、山城國宇治にてとるとい

へり、一説あじろとれ、網代守人のみにあらず、宇治に網代といふ所あり、そこを栖にして、網代をつかさどる也とあり。さて、網代の罪とれ、殺生の罪によりて、滅罪のためにや、宇治にて、八講せんことを思へるよしなり。○宇治にてれ云々』宇治にて法華八講を行ひし例なしと申せば、思ひたちたる事なれど、廿五日に行はれしれ、高陽院寢犀の御八講にて、願文集に、治暦元年九月廿五日壬午、公家奉爲先帝、於宸居東對、設四日八座法會、供養御筆金字法華經、並白檀釋迦三尊とあり。今鏡こがねの御法の卷に、治暦元年九月廿五日に、高陽院にてこがねの文字の御經、みかどみづからかゝせ給ひて、御八講行はせ給ひきとありて、扶桑略記、百錬抄等、皆同じさまなり、平等院八講の事、他に徴證なければ、これ或れ誤脫などあるにや。○捧物』初花の卷(巻四、六四)に註せり。これ、願文集に、凡捧物、所出來金八十餘兩、銀三千餘兩云々とあり。○例のおろかならんやは』例の如く華美にして、おろそかなるもののあらずとなり。願文集に、於內東對被行之、御佛白檀釋迦三尊、長勢造、御經御自筆金泥法華經、莊嚴威儀盡美善、五卷日、中宮、皇后宮口口上御、其間、御几帳帷、女房裝束等、以金銀爲地、引瑠璃彷文、過差美麗不可勝計とあり。○蘇芳の匂ひ』裏こき蘇芳、表薄き蘇芳なるよし、裝束色彙に見えたり。○例のかねして云々』例の如く、かねをもて、菊紅葉を生しつけたるさま、美麗にて、目も及ばぬまでなるよしなり。○紅を云々』うちて光澤を出したるなり。○龍膽の云々』白き紋を織り出したる二重紋の織物の龍膽の色なるを表着とせられたるなるべし。龍膽は表蘇芳裏青とも、表黃裏青とも、表濃花田裏紫とも、しなひて諸說一定せざるよし、裝束色彙にいへりど云々』冊子などうち重ねたるやうなるにて、めで

ありける下西小本に宇ありはなご大本はなかごとあり●菊の花下を宇西小本なくませにをまをとしたり

三つ西小本四つとあり

たきものなるよしなり。若枝の卷(巻九、一三五)にも、衣のつま重なりて、うち出したるれ、色〳〵の錦を枕草子につくりて、うちきたらんやうなりと見えたれど、薄樣の下繪のついでにれ、またえつくさぬ事なく、ある限りめでたくなしたりと也。

五卷の日れ、皇后宮(寛子)下におはしませど、何事もむかひたるやうにて、行道なども、やがて同じごと御覽じつべし。女房、今日れ白き衣どもを、いくつともなく重ねておし出でたり。なか〳〵いみじく清げに見ゆ。中宮(章子)のおはします方に向ひたり。大納言よりはじめ奉りて、捧物とりつづきたり。いみじく見所あり。めでたきことなんありける。女院(彰子)の御捧物、優曇華を造りたり。三條院の中將持ちてめぐる。皇太后宮(祐子)の、はなごに、菊さまざまの花入れて、王を貫きて緒にしたり。重ねたるを、やがてその宮の亮公基とりつづきたり。次にれ中宮の、菊の花をまぜにゆひたり。こがねしろかね黃菊白菊にて二つなり。新大納言(能長)の御子の四位少將基長とりたり。皇后宮のれ如意寶珠、かねの絲して結び、玉を貫きたるなど三つありけれど、源中將隆綱、宮の亮師基(祐家)の辨、民部卿(長家)の中將とぞも給へる。春宮(後三條)のは、金の水瓶盥、やがて資仲の辨、女御殿(歓子)のは鏡臺の鏡、敦家の少將もたり。殿の一(祐子)の宮は、香合の箱に壺三つするて、金の菊をさしたり。忠俊の前少將もたり。前齋院(娟子)のれ、

たふとさ原本
たふとき と あ
り諸本にて改
めつ●など久
本ほどとし大
本など下ぞ字
あり●今は平
本今日はとあ
り●中納言上
新字原本なし
大中本にて加
へつ●薪下こ
り二字原本な
し四小平本に
て加へつ
かくて二字平
本なし●歸ら
せら字原本な
し諸本にて加
へつ

盥に水瓶、皆金なり。少納言さねむね持ちてめぐる。聞く度ごとに、かくいひたつるもいかにぞやあれど、又さいはでゝかひなき心ちすればなり。經などもめなれたりとて、極樂の作法解き給はでやゝあるとてなん。うち續きめぐるほど、たふとさも忘れて、をかしくめでたくなん。左(敎通)の大殿、右(師實)の大殿、内(師房)の大殿など、さまざまに、團扇、蝶の大なるなどもたせ給へりし。ただ上達部は、香爐を五葉の枝につけ給へり。殿上人ゝわけざらなり。源大納言(師房)殿ゝ、今ゝ内の大殿と聞えさす。その御子の新中納言(師房)こそ、櫻の枝に鞠つけてもたせ給へりしか。御かしこまりゝ、許され給へれど、ありしやうに、御簾の中にゝ入り給はず。藏人薪こり水とりなどして、南西には舞樂例のごと、おもしろくめでたし。五日が說經いとたふとし。かくめでたきことも世にはありけりと見ゆ。かくて事はて、夜ふけて皆歸らせ給ひぬ。中宮ゝ御手車にて歸らせ給ふ。上達部殿上人あるべきかぎり、ながえにつき給へる、火かげもをかしくめでだし。女房ゝ、對渡殿につたひつゝまゐる。このごろゝそれより外のことなくて過ぎ行く。』

○五卷の日』八講の中の日にて、提婆品を講じ、薪の行道ある日なり。初花の卷(卷四、六四)に註せり。こゝ、願文集に、廿七日、依甚雨延引、廿八日、五卷日也、行道廻庭中、有船樂、童二人とあり。○

皇后宮ゝ云々』行道ゝ、薪の行道にて、初花の卷(卷四、六五)に註せり。○なか〳〵云々』白けれゞ、はえなけれど、かへりて淸げに見ゆとなり。○中宮のたはします云々』行道せるもの、中宮の御座の方にむかひたりとなり。○大納言』誰とも詳ならねど、こゝゝ信長をいへるならん。○優曇華』疑の卷(卷七、八〇)に註せり。願文集にゝ、御捧物、院、銀如意寶珠、置七寶筥とあり。○三條院中將』上に院の中將とあると同じ人なり。○玉を貫きて』花籠の緒にて、願文集に、皇太后宮、銀花筥、盛金銀菊花、付紅葉枝とあり。○重ねたる』花をかさねたるなり。○宮の亮公基』權中納言公信の孫に公基ありて、尊卑分脈に、母大膳大夫菅野敦賴女、周防守、正四下、內藏頭、承保二二、於任國卒、五十四とあり。宮亮たりし事ゝ見えざれど、時代もあへば、この人なるべし。○ませにゆひたり』ませがきに結びたるをいふ。○こがねしろかね云々』金銀を、黃菊白菊につくりなしたるもの二つなりとなり。願文集に、中宮金銀二花鬢、懸銀雞冠枚とあり。○新大納言』公卿補任に、治曆三年、權中納言正仁位藤能良、四十七、左衞門督、春宮大夫、四月十九日止大夫、十二月廿九日任權大納言とあれゞ、こゝにてゝ、中納言なり。○四位少將云々』基長ゝ、同書に、權大納言能長卿一男、母從三位源濟政卿女、康平四年二月日、任左近權少將、七年正月五日叙正五位下、治曆二年正月五日叙從四位下とあれゞ、これも、五位の時なり。○如意寶珠』智度論五十九に、此寶珠、從龍王腦中出、人得此珠、毒不能害、入火不能燒、有如是等功德、乃至此寶名如意、無有定色、淸徹輕妙、四天下物皆悉照現、是寶常能出一切寶物、衣服、飮食、隨意所欲盡能與之云々とありて、こゝ法華經提婆達多品に、文珠師利言、有娑竭羅龍王女、年始八歲云々、爾時、龍女有一寶珠、價直三千大千世界、

持以上佛、佛即受之云々とあるによりたるなり。○玉を貫きたる云々』玉を貫きて飾りとせるものなど、三つありとにて、こも、願文集に、皇后宮三捧、一捧造優曇華載金洲濱、一捧寶樹枝懸銀天衣、一捧松枝懸金網、（丹波守浩三捧、可令擇給之由、令申之間、依皆美依敎被出、）とあり。○源中將』隆綱ハ、公卿補任に、權大納言隆綱卿二男、母同隆俊卿、（源經賴女）康平六年四月三十日遷任左近權中將とあり。○宮の亮云々』師基ハ、權大納言經輔の子なり。尊卑分脈に、母式部大輔資業女、若狹守、右中辨、正四位、承保四二十卒、四十七と見え、辨官補任康平六年の條に、右中辨正四下藤師基、二月廿七日任、皇后宮權亮如元、（年卅二、）とあり。○水瓶』衣の珠の卷（卷十、一五二）に見え、盥ハ、裳着の卷（卷八、一四八）に註せり。こハ、願文集に、東宮銀水瓶、立蓮華五葉莖とあり。○資仲の辨』資平の子にて、晩待星の卷（卷十三、四八）に註せり。但し、こゝに辨とあれど、康平五年修理大夫に遷任せるよし、公卿補任、及び辨官補任に見えたれバ、誤りなるべし。○鏡臺』和名抄に、魏武疏云、純銀參帶鏡臺、（辨色立成云、加々美加介）と見えて、箋註に、鏡臺見大安寺資財帳、河海抄、榮華物語、又有鏡臺、音讀とあり。なほ鏡臺の圖ハ、類聚雜要抄にのせて、こハ、願文集に、女御殿、被造銀鏡臺とあり。○敦家の少將』參議兼經の子にて、尊卑分脈に、左馬頭、伊與守、左中將、正四下、寛治四七十三、參詣金峰山、還向之間、於大學寺邊頓死、五十八とあり。○香ごのはこ』薰香を入るゝ箱にて、荅花の卷（卷五、一九四）に注せり。壺ハ香壺にて、こも、類聚雜要抄に圖をのせて、願文集に、一宮銀香囊筥、立色々花とあり。○忠俊』系譜詳ならず。○少納言實宗』參議資房の孫にて、尊卑分脈に、母筑前守橘義通女、常陸守、少納言、正四下とあり。○前齋宮云々』願文集に、前齋宮銀手洗瓶とあり。○聞くたびに云々』法會のありさまをバ、人にきくたび毎に、かく事々しくいひたてゝ、しるしぬるハ、めづらしげなけれど、さやうにいはずしてやみなんハ、かひなきこゝちすれば、あげつとなり。○經なども云々』佛經なども、見なれたればといひて、極樂の作法をとき給はずしてハ、えあるべきかハとて、とかれたりとなり。極樂の作法ハ、經文に見えたる極樂のさまなり。○うちつゞきめぐる』行道をいふ。○さま〴〵に云々』團扇ハ、衣の珠の卷（卷十、一五六）に見えて、こハ願文集に、左大臣殿銀團扇、右大臣殿銀蝶舞翼、內府銀龍甲、自餘上卿上達部、殿上人、各相爭被施風流、或香爐花盤等也とあり。○五葉』五葉松にて、辨內侍日記に、侍御所より、御隨身御使にて、五葉の松の枝にて、御鞠ハつけられけると見えたり。○わけざら』願文集によれば花盤なり。なほ初花の卷（卷四、六九）に註せり。○御かしこまり云々』前齋院馨子內親王をぬすみまつりて、勅勘をかうぶりしをいふ。前に（上ノ、八、）見えて、こハ百錬抄に、康平三年十二月十一日、宰相中將俊房、被免勅勘、依前齋院强行之事、此一兩年籠居とあり。○薪こり』薪の行道のさまなり。法華經提婆品に、採果汲水、拾薪設食とあり。○ながえにつき給へる』ながえハにて、和名抄に、轅、（音園、奈加江、俗在前謂之轅、在後之謂鴟尾、或云小轅、）とあり。

更衣、五節、臨時祭など過ぎて、年もかへりぬれば、例の作法にて過ぎ行く。宇治殿に行幸あるべしとありつれど、とまりぬれバ、口惜しく思しめす。五月最勝の御八講あるべしとあるに、女院（彰子）も內におはします。皇后宮（寛子）、上の御局におはします。清涼殿の丑寅の妻戸渡殿かけて、例の弘徽殿の上の御局の定なり。おはしますほどば

清涼殿下の字印本なし

定なり原本やうなりとあり

かりに、御帳よりハせばく、殊になげしちひさやかなる、疊二ひらばかり敷くほどにて、御簾めぐりてかけて、唐綾の小紋の壁代繪など書きて、懸けめぐらかさせ給へり。御簾の縁も唐綾なり。御座などのうらへりなど、世の常ならずめでたくせさせ給へり。中宮（章子）の上の御局ハ、院のおはします西なり。例の藤壺の上の御局なり。渡らせ給ひて、中の戸あけておはします。今姫宮とも申しつべく、若くをかしげに、はなばなとめでたく、花ををりたるやうにておはします。「あなかたじけな、この上におはしませ」と申させ給へど、いとせまきほどなれば、なほ恐もにおはします。東の方より打ち渡らせ給ひて、長押におしかゝらせ給ひておはします。左右に、御門后をしも、する奉らせ給ひておはします院の御ありさまこそ、今はじめぬことなれど、猶いとめでたけれ。こなたかなた、猶いとめでたき御有様を見奉らせ給ひて、いかがハおろかに思し召されん。こなたかなたの女房、をりにつけて、をかしくさうぞきたり。御前の泉の水涼しげなるに、御簾かけたり。撫子花橘など植ゑさせ給へり。月の入るを見て、中宮の女房、

いでまさるいづみの水にならはなん入りかたになる夏の夜の月

○更衣云々』更衣ハ十月のはじめ、五節は十一月中卯の日の新嘗祭。臨時祭は賀茂臨時祭にて、十

西小本にて改めつ　かけて三字屋本なし

せまき原本せきとあり四平小本にて改め　つ打ち二字原本なし西小字本にて加へつ●長押以下おし二字平本なし

一月下酉日に行はるゝ儀なり。○年もかへりぬれバ』治暦五年なり。○宇治殿に云々』宇治に行幸延引の事詳ならず。○女院も云々』この時の内裏ハ、高陽院なり。○清涼殿云々』清涼殿の丑寅の妻より、渡殿へかけて、弘徽殿の上の御局として、皇后宮そこにおはすとなり。○おはしますほど云々』辛うじて、皇后宮のおはします程ばかりの間にて、御帳臺よりハ狭く、殊に長押小さくして、疊二枚敷く程にて、いとせまきよしなり。○御ましなど云々』御座のしきものゝうら縁など、普通にかはりて、めでたくしたりとなり。○渡らせ給ひて』上東門院藤壺の上の御局に渡らせ給ひて、中の戸あけておはすとなり。○今姫宮云々』中宮の御ありさまなり。まだ今姫宮とも申すべき程に、若やかにうつくしく、花やかにおはすとなり。○あな云々』中宮の御詞なり。あな勿體なき事よ、この上にあがらせ給へとなり。○いと狭き云々』上の御局ハ、いと狭きところなれば、女院ハ上らせ給はずして、なほ下におはすとなり。○東の方より云々』上の御局の東より、女院おはしまして、長押にかゝらせ給ふとなり。○左右に云々』いづれも、我御孫におはします御門中宮をバ、左右にするゑたてまつらせ給ひておはします女院の御ありさまゐ、もとより今に始りたる事にはあらねど、わきてめでたしとなり。○こなたかなた云々』女院、中宮、皇后たちの女房をいふ。○いでまさるの歌』入りかたとなれる夏の月ハ、いでまさる泉水にならひて、入る事をバやめよとなり。

かくて過ぎぬ。中宮（章子）の造らせ給ひける御佛、出でおはしましたれバ、二條殿にいでさせ給ひて、供養せさせ給ふ。白檀の御佛三尺ばかりにて、いと美しうおはします。阿彌陀の三尊なり。これも御八講にせさせ給ふ。女房、龍膽菊紅葉なり。日

これも原本これはとあり西

小本にて改め つ●八講原本はゝかうとあり諸本にて改めつ●ついでに原本に宇なし諸本にて加へつ 宇治殿下に宇原本なし中大本にて加へつ

ごとにかへつゝ、例の若き人は、劣らじと挑みさうぞきたれど、同じことのやうなればとどめつ。ついでにおはします。春とまらせ給ひにし宇治の行幸させ給ふ。十月九日なり。めでたしなども世の常なり。いふにもおろかなれゝ、物そこなひにもやとて。世の變るほどの事どもゝなく、俄に宇治の人思しめすことのみ、出で來るこそ怪しけれ。後冷泉院の末の世にゝ、宇治殿に入り居させ給ひて、世の沙汰もせさせ給はず。東宮と御中惡しうおはしましければ、そのほどの御事ども、書きにくうわづらはしくて、えつくらざりけるなめりとぞ、人申しゝ。春宮とゝ、後三條院の御ことなり。』

○中宮のつくらせ給ひける云々』この事、他に見えざれば、詳ならず。御父一條帝のために造らせ給ひしものなるべし。○これゝ八講に云々』佛の供養の儀をべ、八講にし給へりとなり。○龍膽菊云々』女房裝束の色目なり。○同じ事の云々』前にあげたると同じ事のやうなれべ、とゞめたりとなり。○さばし里に云々』中宮さばしこの二條殿におはすとなり。○宇治の行幸云々』百錬抄に、治曆三年十月五日、行幸平等院、仙駕一日逗留、依震遊也、七日還幸、被寄封戸三百戸、有勸賞、離宮明神授一階とありて、扶桑略記、及び今鏡に詳なり。本書九日とあるゝ、五の誤寫なるべし。○物そこなひ云々』はなやかにめでたかりし事も、かきしるさんにゝ、かへりて、物そこなひにもやせんと思へべ、はぶきぬとなり。○世のかはる云々』宇治の人ゝ、賴通一家をいふ。さて世

の中の變動する程のことどももなきに、後冷泉帝崩じ給ひて、後三條帝の御代となりぬれば、俄に賴通一家の人の心配に思ふ事おこれりとなり。○後冷泉院の末の世云々』賴通、後冷泉帝の御代の末にゝ、宇治に籠居して、政事にも關係せざるよしなり。治曆四年、關白を弟敎通に讓りしこと、公卿補任に見えたり。○東宮と云々』東宮と賴通とゝ、御中のしくおはしけれべ、其時の事どもゝ、かきにくゝ煩らはしけれべ、記載するを得ずと、人申しゝとにて、この書に、治曆四年以下、後冷泉帝崩御、後三條帝御即位のさまざまをもらしたるゆゑよしを、それとなくことはりたるなり。なほ後三條帝と賴通と、御中あしき事のさまざまどもゝ、愚管抄、今鏡などにくはしく見えたり。

只今下にては原本までではとあり中本にて改めつ

松のおづえ

一品宮（聰子）にまゐらせ給ひし、侍従宰相（基平）の御女、内おぼしめすといふこと世に聞えて、唯そなたになんたにはしますなどいふ程に、ただならずならせ給へり。大方も宮仕ざまにもあらず、もてかしづき聞えさせ給ひて、唯宮の御同じことにて、御だいなど參らすることも、姫君の御だいとて、女房取りて參らするに、ましてかくさへものせさせ給へば、いと心ことにもてなさせ給ふ。もとより御門の御母になり給ふべきすくようものし給ふ。御夢にも、紫の雲たちてなん見え給ひけるなど聞ゆるを、「なほさこそ人々ものいへ」といひしを、「まことに只今にてゐかなひぬべきにや」と、人々〳〵思ひいふめり』。

○松のおづえ』後三條帝延久三年より、白河帝承保元年までの記にて、女御基子御產の事を始め、新造内裏に遷御、諸社行幸、祇園社の燒亡、齋宮群行、齋院卜定、御讓位、住吉御幸、及び御惱崩御等の事を記せり。卷の名〳〵、住吉御幸のをりによめる、左大臣經信の歌に、「沖つ風吹きにけらしな住吉の松のおづ枝をあらふ白浪と」見え、周防守忠季の歌に、「いろ毎にけふ〳〵見えけりすみの江の松のしづえにかゝる白雲」とあるなどによれり。○一品宮』編年殘篇に、皇女聰子内親王、母同貞仁、治暦四年八月十六日爲内親王、十九延久元年六月十九日甲寅叙一品、准三宮、本封之外、宜加千戸と

あり。○侍従宰相の御女』基平〳〵、公卿補任に、三條天皇一世源氏、小一條院（師明、母賴宗卿女、長久三年四月三日侍従、永承五年十一月廿五日任參議、康平七年五月十五日薨とあり。基子〳〵、編年殘篇に、故參議基平卿女、母權中納言良賴女とあり。○唯そなたに云々』基子〳〵、一品宮の女房におはしつれど、たゞ御門の御かたにまゐらせ給ふなどいふ程に、やがて懐姙せられたりとなり。○大方も云々』基子〳〵、一品宮の女房にまゐり給へれど、大よそのさまも、他の女房とひとしき宮仕のさまにあらず。大切にとりあつかひ給ひて、唯皇女と同じやうなる待遇にし給ひ、食事のをりに、臺をすうる事も、姫君の御臺といひて、他の女房役送して、參らせたるにとなり。その小一條院の御孫におはすれば、かくせられたるなるべし。○まして云々』ましてや、かく當代の寵幸あつくおはしませば、わきて、大切にもてなし給へりとなり。○もとより云々』すくようは、宿曜にて、廿八宿九曜の行度によりて、其人の運命を考ふるものにて、耀く藤壺の卷（卷三、一四五）に註せり。さて、素より國母となりぬべき運氣おはしますとなり。○御夢にも云々』基子の御夢にも、紫の雲たちてめでたきさまを見られけるなど申すを、或人〳〵、なほ世の人言は、常にさやうにのみいふものなりといひしを、なる程、唯今寵幸あつき御ありさまにて見奉れば、其夢の如くにおはしぬべき事かと、人々〳〵思ひいふ樣子なりとなり。紫の雲〳〵、皇后を申し奉る事、耀く藤壺の卷（卷三、一一九）に見えたり。

七月に、尾張前司經平といふ人の家に出でさせ給ふ。このたび還り參らせ給はんには、更衣などにてなんおはすべきといひのゝしる。出で給ふ夜〳〵、曉までおはしまし、御供の人などのたちやすらふも、昔物語の心ちす。さべきむつまじき

右大殿西小本左大殿とし平本左大臣とし たり●昔に二字原本なし西平小本にて加へつ心つかひ原本御使とあり平本にて改めつ

殿上人、御送すべき宣旨ありて、いとめでたし。殿ばらなど、「猶女子こそ持つべきものゝあれ」などめで給ふ。母北の方も、良頼の中納言の女にものし給へる、なからひいとあてやかに、昔物語の心ちす。御息所更衣などに、皆中將少將の女、受領のも皆參りけるを、この近き世にゝ、おぼろげの人ゝ參り給はぬものにならひたるに、いとあさましきなり。入道殿（道長）に后御門ゝおはしますものと思ふに、この關（教通）白殿、右（頼宗）の大殿だに、おとどにてこそ參らせさせ給ひしか。昔にかへりて、かく人の宿世も定あるべきことかゝとなるべし。神わざのひまにゝ、忍びて參らせ給ふ。心づかひひまもなし。御修法御讀經などせさせ給ふほど、いとめでたし。』

○七月に云々』尾張前司經平ゝ、中納言經通の子にて、尊卑分脈に、太宰大貳、從三とあり。○このたび云々』御産の後、宮中にかへり參らせ給はんにゝ、更衣などになさせ給ふべしと、人々いひさわぎたりとなり。○出で給ふ夜ゝ云々』宮中より退出せらるゝ夜ゝ、曉の頃までも、御前におはしまし、御供の人たちも、その退出のをりをまちて、たち休らひ居るも、昔の物語の心ちすとなり。○さべきむつまじき云々』然るべく親しき殿上人に、基子退出の御送りすべき勅命ありとなり。○殿ばらなど云々』持つべきものゝ、女子なりとの意にて、持つべきものゝ、猶女子こそあれ、と轉倒して見るべし。○良頼の中納言』中納言隆家の子にて、尊卑分脈に、正三、右衛門督、權中納言、母備前守景齊女、永承三六四薨、卅七とあり。なからひいとあてやかにゝ、親戚のつゞきあひ貴きをいふ。さ

て、上にも、昔物語のこゝちすといひ、こゝにも、同じさまに記せるゝ、わづらはし。○御息所更衣などに云々』昔ゝ、中少將の女、受領の女も、御息所、更衣などに參りけるを、近代に至りてゝ、なみ〳〵の人ゝ、御息所、更衣などに參らぬ例となれるに、かく基子のはなやかに君寵を得給へるゝ、最も驚歎のいたりなるよしなり。○入道殿に云々』入道殿の御末にといふ意なり。右の大殿、諸書頼宗としたり。頼宗ゝ、康平八年薨じて、當時ゝ、源師房右大臣たれど、こゝのさまゝ、頼宗ならでゝ協ひがたし。異本に、左大臣とあれど、左大臣ゝ師實にて、未だ女子を入内せさせたる事なければ、猶頼宗をさせるなり。さて天子皇后ゝ、必ず道長の子孫におはしまして、其系統よりいで給ふべきものと思ひたるに、道長の子なる關白教通、右大臣頼宗すら、大臣になりて後に、女子を入内せしめたりとにて、大臣に任ぜられぬ前にゝ、女御を參らせざりしに、基平ゝ、未だ參議なれば、漸く公卿となれるのみにて、女子の入内したりしゝ、異數なりとの意を含めいへり。教通の女生子の後朱雀帝の女御たりしゝ、長暦三年十二月にて、晩待星の卷（卷十三三三）に見え、頼宗の女延子の入内せし事も、長久三年三月にて、同じ卷（同卷、三九）に見えたり、但し、教通ゝ内大臣たりし時なれど、頼宗ゝ未だ權大納言にて、後六年を經て内大臣になれり。本書大臣の時としたるゝ誤れり。○昔にかへりて云々』基子のさまゝ、中少將受領などの女の、入内したる昔の如くにたちかへりて、めでたくおはしまし、それにつけても、人の宿世も、必ずこれと定まりたる事にゝあらず、かく思ひの外なる人の、幸福を得る事もありとなり。○神わざの云々』宮中に、神事御祭なきをりゝ、基子密に參内せられたりとなり。延喜臨時祭式に、凡宮女懷姙者、散齋日之前退出云々、其三月九日潔齋

預前退出宮外と見え、禁秘御抄神事次第條に、姙者五月以後忌之、或三月已後同、夫當月猶不忌、不入内院許也とあり。

母方のをぢ、春宮の權大夫（基良）、前の少將といひしハ、刑部權大輔（忠俊）、又何の權守（家基）とかいひてもあり。阿闍梨などにても、親しく仕へ出で入りゐ給ふも、女御のかしづきなどゐたるもめやすし。宮より萬に何事もせさせ給ふ。さるべき人々を、番に、とのゐにさしつゝ參らせさせ給ふ。一品宮（聰子）に參りとまゐる人を、宮の仰事にて參るべく仰せらる。後三條内の思し召しよらぬことなくせさせ給ふに、宮にもせさせ給ふなるべし。いづれかおろかに思ひ聞えさせ給ふと申しながら、この宮に參り仕う奉らぬ人なし。それをかのとのゐにもせさせ給ふなるべし。母上の御はらからの姫君たちも、皆おはして、いかに〳〵と、嬉しきもの、恐しくおぼす。』

○母方のをぢ』基子の母の兄弟にて、中納言良頼の子なり。○春宮權大夫』公卿補任に、藤良基、故權中納言良頼卿一男、母太宰權帥源經房卿女、治暦四年十二月廿九日任叅議、延久元年四月廿八日兼春宮權大夫とあり。○刑部權大輔』忠俊ハ、參卑分脈に、安藝、從四下、母同良基とありて、少將、及び刑部權大輔たりし事見えず。○何の權守』家基も、同書に、民、治部少輔、從五上とありて、國守たりし事見えず。○阿闍梨』良頼の子僧二人ありて、同書に、良朝、寺、阿闍梨、上乘坊、親快、山、檀林院、阿闍梨、經壽、法橋、附屬旦那院とあり。重修榮華物語系圖、及び、大澤本、小中村本にハ親快とし、同本校本にハ、良朝としたれど、いづれとも定めがたし。○さるべき人々云々』然るべき人々を、交替に番をたて〳〵、宿直にまゐらせたりとなり。○一品宮に云々』一品宮聰子内親王に參りたる人ハ、悉く宮の御命令にて、基子のもとに參候すべく仰せらるとなり。○内の云々』御かどの、かく思しめしよらぬ事なく、ゆきわたりたる御あつかひの上に、一品宮もまた、かくし給へりとなり。○いづれか云々』御門の、御子たちをバ、いづれかおろそかに思ひ申させ給ふべき、同じさまにいつくしませ給ふとハ申しながら、殊に、一品の宮をバ、鍾愛せさせ給ふさま、なみ〳〵ならねバ、廷臣たち、一品の宮に參候せぬ人なかりしが、それをバ、やがて基子の宿直にまゐらせ給ふとなり。○母上の御はらから』基子の伯叔母たちなり。尊卑分脈に載せざれバ、詳ならず。○いかに〳〵と』嬉しきものゝハ、御子降誕をいひ、おそろしく思すハ、御産のむづかしからんをいへり。

その程になりて、いたく惱み給へバ、殿上人上達部殘りなくまゐり、内の御使、宮の御使の、隙もなく參りちがひたり。あるしありと聞かせ給ふ僧をバ召してつかはす。そのわたり四五町ハ、道もさりあへず、一の人の御女の后宮のうませ給はんも、かくこそハあらめ、思ひしより過ぎたる御有樣なり。四五日つれなく明け暮

かたかり原本かたよりとあり諸本にて改めつ

れつゝ、いとあさましく、いかに〳〵と、内にも、宮（後三條聰子）にも思しめす。六日といふに、いときらゝかなる男にておはしませゝ、さるべき人々、置き所なく思さる。内の御使、宮の御使、我まづ奏せん〳〵と急ぎまゐる。かばかり、年頃いづ方にも、かたかりつる御ことの、珍らかにあさましともおろかなり。源中納言（資綱）の四位少將家賢、御はかしもて參るを見つけたる心ちなり。さるべきならで、唯打ち見る人もめでたしとゝ、これをこそゝいはめ、かゝる事を、またこそ見ざりつれ」と、あさましくめでたく見給ひけり。御湯殿の儀式有樣など、藏人五位よきかぎり二十人、つるうちに奉らせ給ふ。いへばおろかなり。御乳母には、小侍從の内侍とて侍ふを奉らせ給へり。上野守範國が女、尾張守惟經が女、藏人よりかうぶり得たる式部輔惟輔が女なり。』

○その程になりて』御産ちかくなりてなり。○宮の御使』一品の宮聰子内親王の御使なり。○そのわたり云々』基子の御産所なる經平の第の近邊は、人々の出入しげくして、道もよけられぬ程なりとなり。さりあへずは、古今和歌集、貫之の歌に、「梓弓春の山べをこえくれば道もさりあへず花ぞちりける」とあり。○一の人の云々』一の人は、攝政關白をいふ。花山の卷（卷一、一五一）に註せり。さて、攝政關白の女の皇后となり給へるが、御産のをりも、かくこそあらめと思はれて、豫想にもすぎたる程の世のさわぎなるよしなり。○六日といふに云々』いふの下、御誕生の文を略せるなり。さらでは、意きこえがたし。きらゝかなるゝ、かゞやきひかる意なり。こは、扶桑略記に、延久三年二月十日丙寅、故參議侍從源基平卿息女御息所基子、誕第二皇子とありて、本書と日次たがへり。○さるべき人々云々』然るべき人々は、身のおき所もなきまで、うれしく思ふとなり。○かばかり云々』かくばかりに、皇子降誕あらせられし事は、年來いづかたにても、かたきわざなりしを、こたび、皇子降誕ありしは、めづらしとなり。こは、後朱雀帝の御代にも、中宮嫄子、女御生子、延子など、御産ありつれど、いづれも、皇女のみにおはし、後冷泉帝の御代には、後宮に中宮章子内親王、及び寛子おはしつれど、いづれも御産だになかりしかば、かくいへるなり。○源中納言』資綱は、中納言顯基の子にて、公卿補任に、治暦四年十二月廿九日任權中納言とあり。○四位少將家賢』同書に、權中納言資綱卿一男、母民部卿源直方卿女、康平六年十一月任右衛門佐、治暦三年二月日遷右近權少將、五年八月十六日叙從四位下、延久二年十二月廿八日叙從四位上、（供養圓明寺、供養日陽明門院々司賞、）とあり。○御はかしもてまゐる』内裏より護劍をまゐらせられしにて、前々に見えたり。心ちなりは、意明ならず、脱字などあるにや。○さるべきならで』こゝ、當時の諺にて、然るべき事に當れる人にゝあらずして、唯よそにうち見る人も、めでたしと見るよしにて、御使などのまゐるが、めでたきさまを見ていへるなり。○かゝる事を云々』かゝるめでたき事ゝ、再び見るを得ざるべしとなり。見給ひけりの主語明かならず。なほよく考ふべし。○御湯殿』御湯殿、つるうちゝ、浦々の卷別の、初花の卷（卷三、六六、卷四、九三、）等に註せり。○藏人五位』六位藏人の五位に叙せられたるによりて、藏人をやめたるもの

をいふ。なほ官職要解を見るべし。○小侍従の内侍』系圖詳ならず。○上野守範國』こも系圖詳ならず。○尾張守惟經』權中納言長良の玄孫、中宮亮惟風の子にて、尊卑分脈に、使、藏、尾張、信乃守、皇太后宮大進、正四下、母従四下藤原儼子、典侍と見え、惟經の子知綱、寛治七年、四十四にて卒せるよし見えたれバ、年代もよくあへり。但し、惟經の女子ハ一人にて、源雅房朝臣妻とあり。この人にや。またこの外に惟經と稱するもの一人あり。播磨守泰通の子にて、同書に、藏、武藏守、正五下、母常陸介高節女とあり。泰通の父惟孝、兄惟遠、その子憲房ハ所々に見えたれど、惟經尾張守たりし事見えず。これにも、女子一人ありて、土佐守源忠季妻と記せり。○式部大輔惟輔』參議賴明の孫にて、阿波守惟任の子なり。同書に、藏、上總介、従五上、春宮大進、母美乃守庶政女とありて、その子惟基、忠信は、郁芳門院に仕へ、女子ハ信濃守永英の妻たりしよし見えたり。

心ことなり平本心字なし

更衣下に宇原本なし西小本にて加へつ

ことわり下なり二字印本なし

右大臣四小本右大殿とあり

三月九日入らせ給ふ。儀式有樣いとめでたし。車五つ六つ引き續けて、いと心ことなり。女御になりて入らせ給ふ。更衣になどいひしをだに、世にめでたく珍しきことに思ひ申しゝを、けざやかにめでたくいみじく、世にためしなきことに、世の人、この頃のことぐさにあたり。さらぬことだに聞きにくきものいひハ、ましてこととわりなり。かくもてなさせ給ふも、人の御ほど、御位こそ淺くものし給ひしか。侍從宰相、この齊院の御せうと、小一條院の御子、堀河の右大臣の御姫君の御腹、

などてかわろからんと思し召すなるべし。東宮より外に、男宮おはしまさねバ、心ことに若宮を思ひ申させ給へバ、この女御殿を、おどろ〳〵しくもてなし聞え給ふもことわりなり。御兄ハ兵衛佐、少將などにてものせさせ給ふ。入らせ給ひぬれバ、いつしか上へのぼせ奉らせ給ひて、資房の宰相の女、大納言の君、抱き奉らせ給ひて、侍從の内侍御はかしとりて參れり。抱きとらせ給ひて、まだいとものげなき御程を、うつくしみ奉らせ給ふほど、哀にめでたし。いつしかときたなきわざをもかけ奉らせ給へれバ、御ぞ奉りかふる程もめでたし。少し打ち泣かせ給へバ、返し渡し奉らせ給ふに、やがてつづきて渡らせ給ひぬ。聞えきせ給ふ程の事、思ひやるべし。』

○三月九日云々』基子、皇子と共に、内裏にまゐらせ給ふなり。○女御になりて云々』扶桑略記に、延久三年三月廿七日、御息所從五位下源基子爲女御とあり。○更衣になど云々』更衣になどならせ給ふべしといひのゝしりたるをだに、世にめでたくありがたき事に思ひ申しつるを、かく女御にならせ給へバ、目だちてめでたく、世に例なき事に、世人ハ當時とりさたして、はなしのたねにしたりとなり。こハ、上に更衣などにてなんおはすべきとありて、更衣なるべき資格の事をあげたり。○さらぬ事だにゝ』かくの如く、目だちたる事にてなき事すら、きゝにくきまで、とりさたする世の

おどろ〳〵しく原本疊々しくとあり平小本にて改めつ

人の口さがなさゐ、まして言ぐさにしたるゐ、尤なりとなり。〇かくもてなせさせ云々』かくの如く寵幸あつくして、異数の待遇ありしも、其人がら官位こそゐ、よからねども、其系統つゐきあひを見れバ、いかでか、あしき事あらんと、御門ゐ思召す故なるべしとなり。侍従宰相ゐ、女御の父にて、齋院の御兄におはして、小一條院の御子におはし、御母ゐ、堀河右大臣頼宗の女にて、道長の系統をうけたるよしなり。齋院齋子内親王ゐ、帝王編年記に、齋子女王、小一條院(三條皇子敦明)第五女、承保元年十二月八日卜定とあれバ、此時ゐいまだ卜定以前なり。〇東宮より外に云々』後三條帝ゐ、東宮貞仁親王より外にゐ、皇子おはしまさねバ、別して若宮實仁親王を鍾愛し給ひ、それにつけても、かく基子をバ、たいせつに思ひ申させ給ひて、御待遇も異数なるさまにせさせ給ひ、女御にもさせ給ひしも、尤なる事なりとなり。〇兵衛佐』季宗ゐ、尊卑分脈に、侍従、春宮權大夫、參議、従三、母良頼卿女とあり。〇少將』行宗ゐ、同書に、金已下代々作者、歌人、従三とあり。〇資房の宰相の女』資房の女、尊卑分脈に載せず。〇抱きとらせ給ひて云々』御門ゐ、大納言の君の手より、實仁親王を抱きとらせ給ひて、まだ幼き御子の御ありさまを、鍾愛せさせ給ふ程のありさま、めでたしとなり。物げなきゐ、源氏物語うつせみの巻に、かしらつきほそやかに、ちひさき人の、物げなき姿ぞしたるとありて、物らしくなき意にて、きはめて幼稚なるをいふ。〇いつしかと云々』きたなきゐ、云となどより給ふをいふべし。さて皇子ゐ、はや尿などまりかけ奉らせ給ひしかバ、御門ゐ、御衣を著替かへさせ給ふ程もめでたしとなり。〇少し打ちなかせ給へバ』皇子うちなかせ給へば、御乳母に返し奉らせらるゝに、うちつゞきて、御門も女御の曹司に渡らせ給ひ、女御と物語らせ

給ふ程の御ありさま、思ひやるべしとなり。

御さいはひのめでたかるべければバ、制し申す人もなく、憚らせたまひ、煩しかるべきこともおはしまさぬほどにしも、かくおはします。春宮より外に御子もおはしまさずなどある程にて、誰も〳〵おろかに思ひ申させ給ふべきならねど、後冷泉院に、かやうの事おはしまさましかバ、また御子おはしまさずとも、うけばりて、かくゐもてなさせ給はざらまし。人をれず、さる人おはしますなりなどばかりこそゐ、聞かせ給はましか。宇治の關白(頼通)殿に憚り申させ給はでゐありなましや。御はかしつかはし、上達部殿上人、參りつどひなどゐえゐ給はざらまし。御乳母なども、かくきほひ參ることゐなからましゐしもやゐ奉らせ給はまし。かく心のまゝに世をひびかしては、えもてなさせ給はざらまし。

〇御さいはひの云々』これより、後三條帝の御心のまゝにおはして、權門を憚り給はぬさまを記し、後冷泉帝と比較して、評し奉りたるなり。さて、後三條帝ゐ、御幸福のめでたくおはすべき御門におはしませバ、いさめ制し申す人もなく、御門もまた、攝政關白を憚らせ給ふ事もおはしまさず、頻はしかるべき事もおはしまさぬ程にしもおはしけれバ、かく御心のまゝにおはしますとなり。〇

おはします下原本にぞ二字あり平久本にて除きつ

春宮より外に云々』春宮より外にハ、皇子もましまさぬ御ありさまなれバ、かく若宮を鍾愛し給ひ、女御を重んじ給ふをバ、誰もく、おろそかに思ひて、諫め奉るべきならねど、御兄後冷泉帝にくらべ奉れバ、御心のまゝにせさせ給ひて、こよなき幸福におはすとなり。○後冷泉院に云々』後冷泉院に、かく御寵愛の女御に皇子生れおはしまさましかバ、たとひまだ御皇子一方もたはしまさぬ程なりとも、表だちて、かやうにもてなし給ふ事ハせさせ給はざらましとなり。○人忘れず云々』さるハ、皇子降誕のをりハ、ひそかに、さる御子生れおはしますなりとばかり、人にきかせ給ふのみにたはして、宇治關白頼通に憚り給はぬ事ハおはさゝるべし。また御譲劔を遣し給ひ、上達部殿上人など、參りつどひなどするやうなる事も、せさせ給はざらまし。されバまた、御乳母などもこたびのやうに、きほひ參る事ハあるまじとなり。○なか〳〵春宮にハ云々』かゝれバ、生れ給ひし皇子ハ、御門ハ何とも仰せ給はずとも、かへりて頼通の御許し申して、立て奉るやうにし奉らせ給ふべしとなり。されど、前後の意、及び當時のさまにて、考ふるに、なか〳〵の四字ハ、などてかの誤にて、かくの如く、たとひ男御子生れさせ給ひぬとも、春宮に立て奉らむ事ハ、などてか、頼通のゆるし奉る事ハ、あるべきかとの意なるべし。またしもやのや字ハ、やはの意なりといふ説あり。○かく心のまゝに『後冷泉院ハ、後三條帝の如く、かく心のまゝに世をひゞかしていハ、もてなさせ給はましとなり。

肇子中宮、昭子女御殿などおはしませど、女の御有樣ハかぎりあれバ、いみじく思し召せども、色に出でさせ給ふべきにあらず。ただ人のやうに、さらぬまでも、むづかしくおはします。後冷泉院の御時に、大宮子などこそハ、同じことなれど、幼くより、彰子女院も一つに思し奉らせ給ひ、やんごとなく煩しくも思ひ申させ給ふべかりしかど、それだに、ことに出でて申させ給ふことなかりき。ましてこの世は、唯御心なり。頼通宇治殿の故中宮嫄子を參らせ奉らせ給へりしに、女院ハやがて入らせ給はで、やませ給ひにき。人の御もてなしにや。我御心と入らせ給はざりしにや。入道殿は、我御女參らせ奉らせ給ひてしかバ、又ことひとハさし出させ奉らせ給はざりき。この殿ハ歓子四條宮參らせ給へりしかど、中宮の御事をバ、所おき參らせさせ給ひて、物を御覽ずるにも、何事にも、まづあの御方の事をと思しおきてさせ給へり。上東女院の思し召さんこともあり、人よこざまに參らせ給ふ。後一條故院の御事もあれバ、さこそハあるべきことなれど、我御方ざまにならせ給ひぬれば、はかなきことも、ものしげなる御氣色ならバ、内にも煩しく、まして參る人などハあるべきならねど、さやうなる御氣色もなくて、上達部殿上人など參り、いと花やかにてこそハありけれ。さりとても、ことわりの御事こそあらめ、御心と、かやうにハえたはしまさざらまし。

○中宮女御殿云々』これより、後三條帝の中宮女御の御ありさまにつきて記し、後冷泉帝の中宮女

御の御ありさまとくらべて評したり。中宮馨子内親王は、十三代要略に、中宮馨子内親王、後一條院二女、母中宮威子、永承六年十二月入太子宮、延久元年七月三日爲中宮と見え、女御昭子ハ、同書に、女御藤昭子、故右大臣頼宗公三女、母伊周公女、治暦二年七月入太子宮、同五年四月七日女御とあり。○女の御有樣ハ云々』女の御ありさまハ、限りある事なれバ、女御某子の寵幸を專にせられし事をバ、いみじくねたしと思しめせども、素より、色に出でゝ申させ給ふべきにあらず、またゞの人の妻室の如く、たとひ其ごとくまでハなくとも、言にいでゝむづかしくいさめ申させ給ふべきならねバ、たゞ、何とも申させ給はず、おだやかにおはすとなり。○よき人と申す云々』こめかしうハ、源氏物語少女巻に、十四になむはしける、いとこめかしうと見えて、小供らしきをいふ。さて、貴き人と申す中にも、わきて中宮ハ、最も貴く、小供らしきありさまにおはすとなり。○後冷泉院の御時に』これより、先帝の御代のさまをかけり。大宮章子内親王ハ、中宮馨子内親王の御姉におはして、編年殘篇に、太皇大后章子内親王、延久元年七月三日爲太皇大后とあり。さて、後冷泉帝の御代、今の大宮の后としておはしまし、御有樣ハ、中宮馨子内親王と同じ事にて、頼通の女、寛子、敦通の女歡子、うちつゞいて入内ありしかど、殊に大宮ハ、御幼少の頃より、御祖母上東門院も、一つ心に思して、鍾愛させ給ひしかバ、御威權高く、御門に煩しく思ひ申させ給ふべくおはしつれど、それすら、言にいでゝ、御門に申させ給ふ事なしとなり。上東門院の章子内親王を愛し給ひて、一つにおはしゝ事ハ、上に見えたり。○まして云々』ましてや、此御世ハ、當代後三條帝の御心のまゝなりとなり。○宇治殿の云々』賴通の故中宮嫄子を入内せしめ奉らせ給へりし時にハ、上東門院は、禁中に

入らせ給はざりしとなり。こハ後朱雀帝の皇后禎子内親王おはしますをも憚らずして、我女を入内せしめたるが故にて、次の奉らせ給はざりきまでハ、他よりまぎれ入りしにや。○人の御もてなしにや云々』こハ、人の女院に入内せさせ給はぬやうにもてなしすゝめ奉りたるにや。また、女院の我心より、いらせ給はざりしにや。道長ハ、我女を入内せしめたりしかバ、また他の人の女を入内せしむる事ハ、させざりきとなり。○この殿ハ云々』四條宮寛子ハ、永承五年十二月入内ありし事、根合の巻（巻十三、一二五）に見えたり。さて、四條宮入内ありしかど、中宮章子内親王をバ憚りて、所おき遠慮して、物を覽給ふにも、何事につけても、まづ中宮の御事をさきにせさせ給へりとなり。こハ、上東門院の思しめさむ事もあり、且、中宮ハ、後一條院の鍾愛し給ひし皇女におはしませバ、さやうにあるべき事なりとなり。人のよこざまハ、人の道ならぬ意なれど、こゝのところにハつゞきあしけれバ、他よりまぎれて入りしにや。○我御方ざまに云々』かく攝政關白ハ、我かたざまなる賴通にてしたれバ、よろづ思ひのまゝにて、かりそめなる事も、もの〳〵しげなる御氣色にふるまはせ給ひて、妬みそねみ給ふ事ありなんにハ、御門も煩はしくおぼし、ましてや、參候する人などハあるべき事にもあらず、自ら參る人も少かるべきを、さやうにもの妬し給ふ御樣子おはしまさず、上達部殿上人など參りつどひて、最も花やかなりとなり。

後冷泉院は、何事も、唯殿にまかせ申させ給へりき。後の世にこそ、宇治にも籠り居させ給ひて、よも知らじ、物なども奏せじ」とて、世を捨てたるやうにておはしましゝか。されど除目あらんとては、まづ何事も申させ給ふ。奏せさせ給はねど、

かの殿の人に、受領にても、ただの司にても、よき所ゝなさせ給ひき。同じ關白と申せど、二十より八十までせさせ給ふ。世の人靡き申しおぢ聞えさせたる、ことわりなり。この内の御心いとすくよくかに、世の中の亂れたらんことを、直させ給はんと思し召し、制などもきびしく、末の世の御門には餘りてめでたくおはしますと申しけり。人に從はせ給ふべくもおはしまさず、御ざえなどいみじくおはします。後朱雀院をすくよかにおはしますと思ひ申しゝに、これゝこよなく勝り奉らせ給へり。世の人おぢ申したることわりなり。大方の御もてなし、いと氣高くおはしましけり。女院（陽明）の申させ給ふことをも、さるまじきことをゞ、更に聞かせ給はず。』

○後冷泉院云々』後冷泉院ゝ、何事も、すべて關白頼通にまかせ給ひしかゞ、よろづの事、皆頼通心のまゝにふるまひしなり。○後の世にこそ云々』後冷泉帝の御代の末にゝ、宇治にのみこもりゐて、世の中の事をも知り治めじ、また政事について、物なども奏聞せじといひて、隱遁したるさまなりとなり。煙の後の卷（上ノ、三二）にも、後冷泉院の末の世にゝ、宇治殿に入り居させ給ひて、世の沙汰もせさせ給はずとあり。○除目あらんとて云々』かく頼通ゝ、隱遁して、世事に關係せざれど、除目の儀行はれんといひてゝ、まづ何事も、頼通に相談し、頼通ゝ何事も奏聞せざれど、まづ頼通の類族殿人などには、地方官にても、京官にても、よき官職を授けられたりとなり。○同じ關白と申せども』

同じく關白の重職にあたりたりとゝいへども、この頼通ゝ、二十歳より八十歳まで、六十の間執政たりしかゞ、天下の人歸服して、其權威に畏れたるも、尤なりとなり。攝關補任次第に、宇治殿頼通、准三宮、御堂殿男、自寛仁元年至治暦三年、五十一年とあり。○この内の御心云々』後三條帝ゝ、天資英氣まし〳〵て、世の亂れを直させ給はんの叡慮おはしまして、制令を嚴にしかせ給ひしかゞ、末代にゝ過ぎ給へる程の御門にて、めでたくおはすとなり。世の亂れを直させゝ、當時外戚權を專にして、紀綱振はず、朝政の荒廢せしを直させ給はんの、叡慮おはしましをいふ。續本朝往生傳に、相傳曰、冷泉院後、政在執柄、花山天皇二箇年間、天下大治、其後權又歸於相門、皇威如廢、爰天皇五箇年間、初視萬機、俗反淳素、人知禮儀、日域不及塗炭、民于今受其賜之故耳、云々、文武共行、寛猛相濟、太平之世、近見於斯と見え、大日本史に、是時、權貴多占莊園、爲民蠹害、帝命其家、各上契券、置記錄所、檢覈虚實、（愚管抄、神皇正統記、）欲審量制、命新作器、使藏人頭資仲督之、帝自抽簾竹、截爲之準、及成、資仲等率藏人出納小舍人、量殿庭沙試、而取穀倉院米量之、（東齋隨筆）後世遵用、謂之延久宣旨升、（愚管鈔）又造方櫃容壹斛、以石爲錘、衡其輕重、其器傳在穀倉院、（東齋隨筆）後冷泉末年、風俗華侈、雖下吏車、飾之以金、帝欲革其弊、（古事談）即位初、幸石清水、都人士女、出觀鹵簿、車有金飾者、帝爲駐鸞輿、命盡剔去、唯乳母所乘、得請而僅免、後幸賀茂、絶无金飾車者、（今鏡）とあり。○人に從はせ給ふ云々』後冷泉帝とは、御性質うらうへにおはして、人の制裁をうけさせ給ふ事おはさずとなり。○御ざえなど云々』續本朝往生傳に、和漢材智、誠絶古今、雖耆儒元老、敢不抗論云々。今鏡司召に、御身の才は、やむごとなき博士どもにまさらせ給へり云々、神皇正統記に、しづ

かに、和漢の文顯密のをしへまでもくらからず知らせ給ふ、詩歌の御製も、あまた人の口に侍るめりなどあり。○後朱雀院を云々』後朱雀院をバ、剛健のきみにおはしますと思ひ申しつるに、この後三條帝ハ、はるかに勝らせ給へりしかバ、世の人の畏服し奉りたるも、尤なりとなり。○大方の御もてなし云々』大よそについて、最も氣品高きさまにおはして、御母陽明門院の申させ給ふ事にても、ことわりならぬ事をバ、更に從ひ給はずとなり。

又も世にハめでたき事のあるべきにや、今の右の大殿の二郎、中納言にて、左兵衛督にてものし給ふ。この左の大殿の上の御せうとなり。その御姫君を、左の大殿の御子にお奉らせ給ひて、春宮に參らせ給ふべしと聞えつるを、俄にこのつごもりの日、內より疾く參らせ給へとありければ、この三月九日參らせ給ふ。唯十日にだにたらぬほどに、年頃人の思ひいそがんにも勝りて、御もてつらひまでも、女房の裝束にても、少しあかぬことなくめでたくて參らせ給ふこそ、常の御有樣思ひやられて、めでたき御勢ひなれ。さても御簾御几帳なども、いつの程にかゝるあへられたりけん。宇治殿の人ならぬ人、何かさながら靡きつかまつれる。只今ハ二の人にてたにはしませど、關白にておはしましゝ宇治殿にも劣り申させ給はず。左兵衛督の上ハ、宇治大納言の御子の隆俊の中納言とて、皇太后宮大夫

あるべきにや 平本なし●大臣殿 諸本とあり●御姫君 印本御字なし

人ならぬ人 宇原本なし諸本にて加へつ

にものし給ひ、才あり、かたちきよげに、よき上達部にてものし給ふ御女なり。參らせ給ふ儀式有樣、いみじくめでたし。おほいどのの上もそひ奉らせ給へり。さらざらんにてだに、殘る人なく參りこみ、たゞ世の榮えにほこりたるやうなるに、まして夫の御女、いかに聞き給ふらん、かたはら苦しげなり。

○また世にハ云々』上に皇子御降誕の事ありしかバ、またもといへり。○右の大殿』公卿補任延久元年の條に、內大臣正二位源師房、右近大將、八月廿二日轉右大臣とあり。○中納言にて云々』顯房ハ、同書に、權大納言師房卿二男、母同俊房卿云々、治曆三年二月六日任權中納言、四年十二月廿九日兼右兵衛督、五年二月廿六日轉左兵衛督とあり。○左の大殿』同書延久元年の條に、右大臣從一位藤師實、左大將、四月廿八日兼皇太子傅、左大將如元、八月廿二日任右大臣とあり。○その御姫君云々』顯房の女賢子尊卑分脈に、從一位子、號京極北政所、京極入道關白室とあり。○その御姫君云々』顯房の女賢子をバ、師實の室腹子養子として、春宮に參らせ給ふべしと申しつるを、俄に、この二月晦の日、後三條帝より、はやく參らせよとの勅命ありしかバ、三月九日參らせられたりとなり。扶桑略記に、延久三年三月九日甲午、左大臣藤原師實朝臣、取左兵衛督源顯房卿息女爲養子、令入皇太子宮と見え、愚管抄に、後三條院も、よく〳〵人々の器量をも御覽じつゝ、終にハ京極大殿にハ、むすめ白河院の后にまゐらせて、おだしくこそは侍れとあり。なほこの事についてハ、同書に引ける或日記に、師實父賴通の戒を奉じて、日々の奉公怠る事なく、一日も朝參せざる事なかりしかバ、後三條

左兵衛督下四小木殿字あり あり原本なりとあり諸本にて改めつ

帝、師實をめして、女子を東宮にまゐらすべきよしを仰せ給ひて、養女賢子をまゐらせたる事見えて、京極殿い、土御門右府の第三のむすめを北政所にしておはしけれバ、顯房のむすめい、北政所のめひなれバ、子にしておほしたて給ひたるなりとあり。なほくはしき事い、本書について玄るべし。○唯十日にだに云々』二月の末つかた、御門の勅命ありしより、わづかに九日にて、十日に足らぬ間に、參らせ奉られしが、年來、入內に、心をこめて、何くれと支度したらんにもまさりたる程の御支度にて、すべての玄つらひ殘るところなく、女房の裝束に至るまでも、十分なるさまにて、とゝのほりめでたくまゐらせ給ふにつけてい、平日の御樣子も思ひやられて、其勢のめでたきい、また一しほなりとなり。○御簾御几帳云々』僅九日ばかりなるに、いつの間にか、御簾、御几帳どもとゝのへられたるにかと、ふしぎに思ふよしなり。○宇治殿の云々』賴通に仕へざる人ならでい、何かさながら靡きつかうまつるべき、皆賴通の恩顧をうけたる人々のみなれバ、かく立ちどころに、事もとゝのへりとなり。○只今い云々』二の人い、攝政關白の次なる人の意なり。當時叔父敎通、關白太政大臣にて、一の人たれバ、師實をバ二の人といへるなり。師實い、唯今二の人におはしませど、もと關白なりし父賴通にも劣らぬさまとなりぬるなり。○左兵衞督の上い云々』侍卑分脈に、隆俊女子、後拾、金葉、新古作者、右大臣顯房公室、雅實公母、從二隆子とありて、隆俊、相者の言によりて、顯房に嫁せしめたりし事、今鋭に見えたり。○宇治大納言』民部卿俊賢の子にて、公卿補任に、治曆三年二月六日任權大納言と見え、宇治拾遺物語序に、此大納言い、隆國といふ人なり云々、年たかうなりてい、あつさをわびて、いとまを申して、五月より八月までい、平等院一切經藏の南の山

大殿信本大臣殿とあり

宇治大納言宇治二字平本なし

ぎはに、南泉房といふ所にこもりゐられけり、さて宇治大納言とい聞えけりとあり。○隆俊の中納言云々』公卿補任に、權中納言隆國卿一男、母故左大辨源經賴女、康平八年十二月八日任權中納言、延久元年七月三日爲皇太后宮權大夫、五月廿一日轉大夫と見え、古事談に、權中納言隆俊卿閑食參祇殿上之由、竊自小蔀伺覽之處、容顏勝於人、體骨超於倫、着座之後、更不顧盼、只正笏居、恠目々參仕陣中、公事一身奉行、殆如无傍人、於末代无双之卿相也云々とあり。○泰宮大夫の御女云々』公卿補任延久元年の條に、權大納言正二位藤能長、四十八、四月廿八日兼泰宮大夫。册命日、女御道子い、編年殘篇に、權大納言能長公女、延久元年八月廿二日入太子宮とあり。

晝渡らせ給ふ。信長師實、師房さらぬ上達部のこるなし。あるじ方に、左右の大殿をはじめ奉りて、ゆかりの上達部殿上人多くものし給ふ。左衞門俊房督、源中納言、隆綱隆俊宰相中將など、數ふべきにもあらず。こなたかなたの御ぞう、いみじう多くものしたまふ。御簾ひきあげて入れ奉らせ給ふほど、女房ども、扇さしかくして、えならでゐなみたり。今日のきぬの色などい、宇治殿、宇治大納言など隆國和通定め給ひて、ことうるはしく清げにせさせ給へり。女房など、いと多からず、殿の御おきてのまゝなり。さるべき人々參りたり。もとも女房いと多かる殿に、參りそひて多かれバ、とどまる人ぞ多かりける。女御殿い十四五ばかりにて、いと若くうつくしげにはしましけり。御おぼえ、さまあしく、まだしきよりゐるき御賢子

たつるにはは字原本なし西平本にて加へつ

むつまじき原

氣色なり。

○晝渡らせ給ふ』賢子御參りのさまなり。○あるじ方に云々』賢子の里方にて、養父師實、祖父師房をはじめ、親戚なる上達部殿上人、多くまゐりたりとなり。○宰相中將』隆綱ハ、煙の後の卷にハ、源中將とあり。參議に任せられしハ、治暦四年四月十七日なり。○こなたかなた』父方母方についての姻戚、甚しく多しとなり。○御簾ひきあげて云々』春宮御所にて、御簾ひきあげて、賢子をいれ奉る時、宮の女房ども、扇をさしかくして、えもいはずめでたきさまして、列座したりとなり。○女房など云々』女房など多くまゐらぬハ、頼通の定めおきたるまゝなりとなり。○もとも云々』最も女房の多き殿なるに、かくめでたき事ありとて、日頃よりも、なほまゐりそひて、多かりしかバ、御供つかうまつらずして、殘り留る人多しとなり。○十四五ばかり云々』十三代要略に、延久三年三月九日、入太子宮年十五とあり。○御おぼえさまあしく云々』東宮の御寵あつきさま、見ぐるしき程にて、まだ參らせ給ひし時より、いちじるき御樣子おはすとなり。

能長東宮大夫殿の女御道子、三十ばかりにものせさせ給ふ、いとあてになまめかしく、恥しげなる御有樣なり。心とけず物思し知り、心深げにぞものし給ひける。御年言ひたつるにハ、ねびたるやうなれど、「見るハ、老い給ふべき事かハ」と見ゆる所なく、をかしき御人ざまなり。大夫殿、母上おはせぬを、われ一人心苦しくあはれに思ひ聞えさせ給へり。能信故春宮大夫の子にゑ奉らせ給ひしかバ、子の中にハむつま

本むづかしきとあり諸本にて改めつ

じきものに思しめしたれバ、世の人も奏せまほしきことなきやうなければ、參り集り、ことなる御おぼえなり。俊家民部卿ハ時失へるにてものし給ふ。姫君達いと多くめでたくものし給へど、只今ハ、え内春宮にも思しかけず、内にハ、「この女御たち、なだらかにあまねく思しめせ」と申させ給へど、この今賢子女御殿を、片時見奉らずバえおはしまさず、夜晝、こなたにのみおはしまして、「かつみる」とも、かゝるをやと見えさせ給へり。』

○東宮大夫殿の女御云々』十三代要略に、女御藤原道子、延久元年八月廿二日入太子宮、年廿八、とあれバ、この年卅歳なり。○いとあてに云々』尤も貴く上品にして、耻しげなる御樣子におはし、うちとけぬさまにて、物の心を思し知り、情ある心の深き樣子におはすとなり。○御年言ひたつる云々』かく女御の御年をいひたつる時ハ、ねびたるやうにおはしませど、見るハ老い給ふべき事かハといへるが如く、見奉りてハ、さばかりねび給へりともおはしまさずとなり。○大夫殿云々』能長ハ、母もなき女御をバ、我一人のみなれバ、哀に氣の毒に思へりとなり。女御の母ハ、十三代要略に、贈三位濟政の女なるよしいへり。○故春宮大夫云々』今鏡ますみのかげの卷に、春宮大夫殿ハ、まことの御子もおはせねバ、三條の内大臣能長のおとゞの甥におはするをぞ、子にゑたてまつりける。まことにハ、堀河殿の御子におはす、これも、帥殿の御女のはらなりとあり。其實ハ、頼宗の子なり。さて、頼宗の子あまたある中にも、能長ハ、能信の養子なれバ、後三條帝ハ、其緣により

て、睦しきものに思召したりとなり。○世の人も云々』この文いと心えがたし。誤脱あるにや。なほ考ひてとかゞ、世の人も、奏聞せまほしき事ハ、能長にたのみて、他にも類ひなきやうなれバ、多く參あり集りて、異なる君寵ある人なりとの意なるべし。○民部卿ハ云々』公卿補任康平八年の條に、權大納言正二位藤俊家、六月三日任、十二月八日兼民部卿とありて、俊家ハ能長の兄なり。さて、俊家ハ、弟能長にくらぶれば、かゝる緣もなきゆゑに、勢力もなく、他の人々と同じさまにて、女子あまたもちたれど、御門東宮に奉らん事、思ひもかけぬさまなりとなり。○內にハ云々』後三條帝ハ、この女御道子賢子をバ、偏頗なきさまに思しめせ、と申させ給へど、寒宮ハ、この賢子女御を、一時も見給はずしてハおはしまさず、昼夜とも、賢子の御もとにのみわたりおはしたりとなり。この女御を、大澤本に、基子としたるハいかゞ。かつ見るともハ、古今和歌集戀四に、題志らず、よみ人志らず、「陸奥の淺かの沼の花かつみかつ見る人にこひやわたらん」とある歌なり。

內の若宮（實仁）の御いか、四月十餘日、その日のありさまいふかたなし。一品宮（聰子）、女御殿（基子）の女房、うち出しわたしたり。日暮れかゝるほどに、うへわたらせ給ふ。御供に上達部、殿上人あまた侍ひ給ふ。もとよりこの御方に侍ひ給ふ人々、待ちむかへ參らせ、おりさわぐほどもいとめでたし。上の御ありさま、さかりにものゝしくおはします。三十七八ばかりにぞならせ給ふ。女房、撫子に濃き打ちたるを押し出でわたしたり。この御時、衣の數すくなく、紅を着せさせ給はず、御前物、上達部とり

つづきて參り給ふ。例ハ殿上人こそ雜役ハつかまつるを、せめて心ことに思し召すなるべし。左の大殿（師實）抱き奉らせ給ひて、上のくゝめ奉らせ給ふほど、抱きうつし奉る御乳母など、なまよろしからんも、いとわりなかるべし。御几帳の內にて見出し給へる、女御殿（基子）よりも、宰相（基平）の北の方、おば上など、いかなる心地かし給ひけん。その世の有樣、めでたさたぐひあらじと見えたり。事果てゝ歸らせ給ふに、ほどなく女御殿の參らせ給ふなど、いとめでたし。』左の大殿（師實）も、女御（賢子）の御方に、つと東宮おはしませバ、若き御心地に、心ゆるびなく、苦しく思し召したり。』

○內の若君の云々』五十日の儀を行はせ給へるにて、甚さまいはんかたなしとなり。○一品宮云々』一品宮、及び女御の女房等、衣の裾を押出したりとなり。○日暮れかゝる云々』日くれの程に、御門、女御のもとにわたらせ給へりとなり。○上の御ありさま云々』もの〳〵しくハ、初花の卷（卷四、一〇五）に、宮の內侍、ものゝ〳〵しうやむごとなきけはひしたりとありて、勿體らしきありさまをいふ。○三十七八ばかり』後三條帝ハ、長元七年の降誕にて、延久三年ハ、三十八にならせ給へり。○女房撫子に云々』撫子の色目ハ、初花の卷（卷四、六七）に註せり。○この御時、衣の數を少くして、紅をきせさせ給はず、奢侈を禁ぜられしなり。なほ上に引ける大日本史歷に見え、なほ其さまハ、初花の卷（卷四、一三二）に見えたり。さて、上達部役送して、すゑわたしたりと

いふかたなし　原本いふにかたなしとあり　信小本にて除きつ

給ひけん　原本給ふらんとあり　諸本にて改めつ　平久本とあり　たさ原本めでたさとあり　小本にて改めつ

中宮下は字原本なし諸本にて加へつ㊂梨壺下か西平小本にとあり㊃春宮大夫下西本殿字あり

なり。○例ハ云々』五十日の儀に、何くれの雜事どもつとむるハ、殿上人が例なるを、かく上達部に役送陪膳などつかうまつらせ給へるハ、特別の叡慮によれりとなり。○左の大殿云々』左大臣師實抱きて、御門くゝめ奉り給へりとなり。山槐記治承三年正月六日の條にのせたる、高倉帝五十日の御儀にも、主上渡御、御直衣東宮令向吉方給、主上令奉含御、以木簪三度令奉含云々とあり。○抱きうつし奉る云々』皇子を左大臣に抱きうつし奉りたる御乳母なども、はづかしさに、わりなく思ふべしとなり。なまよろしハ、きはめてよろしき程にハあらず、普通なるをいふべし。○御几帳の内にて云々』御門のくゝめ奉らせ給へる御ありさまをバ、御几帳の内より見出し給へる女御や、または、女御の母なる基平の室即、外祖母などハ、其こゝちいかなりけむ、いかばかりかうれしからんとなり。○その世の有樣云々』其世のありさまのめでたさハ、他に比類あらじとなり。○左の大殿も云々』東宮の、ひたと女御の御方にのみおはしまして、御寵愛こよなきにつけて、おのづから、後宮のきしろひなども出で來んかと、師實も、若き心ながらに、心苦しきまでに思ひつゝ、そのすぢに油斷なく、用意せられたりとの意なるべし。

内造りいでて入らせ給ふ。中宮(聲子)ハ弘徽殿にかけておはします。一品宮(聰子)は藤壺、故右の大殿の女御(昭子)は承香殿、二宮(實仁)の御母の女御(基子)は梅壺におはします。東宮(白河)ハ例の梨壺かその北の屋に。春宮大夫(能長)の女御(道子)宣耀殿(聲子)におはします。左の大殿(師實)の女御(賢子)麗景殿など、さまざまに、内わたりいとをかし。中宮ハ登花殿に、五節殿かけておはしまし

渡されたる原本渡れるとあり諸本にて改めつ

ける。やんごとなく心苦しく思ひ申させ給へり。御かたち御心いとめでたくおはします。承香殿の女御(明子)も、さる御かたちのぞうにものせさせ給へば、いとめでたくおはしけり。弘徽殿、登花殿の細殿にハ、萩女郎花の几帳、色々におし出されたるが、上の御局より、なが〳〵と見渡されたる、繪に書きたる心地していとをかし。梅壺の女御(基子)、またただならずなり給ひぬ。めでたき有樣を聞えぬ人なし。』

○内造りいでゝ入らせ給ふ』扶桑略記に、延久三年三月五日庚寅、内裡竪柱上棟、七月十九日壬寅、於新造内裡令修安鎭法、八月廿八日庚辰酉剋、入幸新造内裡、左右大將各有故障不參仕とあり。○東宮ハ例の梨壺に云々』扶桑略記に、十月四日、東宮自權亮源師忠宅、遷入左近衞府、十三日甲子、東宮移御昭陽舍とあり。北の屋ハ、昭陽殿北舍にて、晩待星の卷(卷十三四〇)に註せり。○五節殿かけて云々』五節殿ハ常寧殿をいふ。大内裏圖考證に、常寧殿、假名裝束抄曰、てうねいでん、兵範記作正寧殿、或稱后町、左丞抄作北大殿、榮華物語作五節殿、玉蘂作五節所と見え、拾芥抄に常寧殿、承香殿北、稱后町、或九間四面云々とあり。○承香殿の女御と云々』女御昭子の承香殿におはしゝ事ハ、上にあり。さて、承香殿女御も、さやうに容貌うるはしき系統にたはしませバ、めでたくたはすと也。○弘徽殿登花殿の細殿』弘徽殿細殿ハ西廂なり。大内裏圖考證に、西廂、西宮記、及金葉和歌集、源氏物語、榮華物語、清少納言枕草紙等作細殿、世繼物語作狹舍、承安五節圖、西面屋垣毎間有遣戸と見え、登花殿細殿も西廂にて、同書に、承安五節圖、西面屋墻毎間遣戸とあり。さて、中

家籠が下婇字原本女とあり小西本にて改めつ●刑部下樋字原本畑とし たり諸本にて改めつ

まゝに下は字原本なし西小本にて加へつ●たるゝは字原本なし西平小本にて加へつ

宮樂子内親王のおはします弘徽殿登花殿の細殿にゝ、萩女郎花をゑがきたる几帳、色々におし出されたるさまの、上の御局より、長々とつゞきたるが見渡されて、綸にかきたるやうなりとなり。上の御局よりゝ、北廊をへだてゝ、弘徽殿登花殿の細殿ゝ、ま北にあたれり。

後三條

内にゝ、年頃の御願とて、祇園比叡などに行幸あり。』その年の冬祇園焼けぬ。あさましく思ひかけぬことなりや。なゐなどおどろ〳〵しくふりて、むづかしきころほひなり。』若宮の御乳母の侍ふゝさるものにて、やんごとなからん人をがなと思しめしてめしいづ。少納言實宗が妻、すけしげが女、遠江守家範が妻、丹後守公基朝臣の女、女御殿の御をぢの忠俊の刑部權大輔の妻も召し出でたり。常陸前司基房が女、閑院の大將のむまご、さきざきもただ人の妻などゝ參りき。上達部の女も、宮仕などして侍ひ給ふゝ、やがてつかまつり給ふ。かく君達の妻などの參ることゝ、又なかりつることなり。末になるまゝにゝ、かくのみある世なめり。かきつけたるゝ、花やかならねゞ、などてかはと見ゆれど、皆君達殿上人にてありしなり。後一條院の幼くおはしましけるに、丹波中將の妻を、入道殿さいなみて召しけれど、さりとて、出したてゝゝえあらじとて、子どもら一條院に皆わたしてさりけれゞ、參らでやみにけり。この世にゝ、かく末まさりにぞ。女御殿の御有樣のみぞ猶々めでたき。一品宮も、この宮をいみじくうつくしきものに思ひ聞えさせ給ひて、抱きもちておはします。御はらからの姫君たち、今四五人ものし給ふも、參り給ひつゝ、宮仕にゝあらねど、侍ひ給ふ。一品宮も見えさせ給ふ。故別當の御子ゝ、頭中將とて、一人そものし給ふ。一品宮にゝいりたゝねど、親しくものし給ふ。』

○内にゝ云々』祇園社にて、山城名勝志愛宕郡の條に、祇園社、坐河東四條とあり。また感神院と稱し、牛頭天王を祀るよし、二十二社註式、同本縁等に見えたり。比叡ゝ、日吉神社にて、近江國輿地志略志賀郡の條に、日吉の神社、上坂本にあり、祭神三神七座、末社十四座あり、二十一社といふゝ是なりとあり。大宮を大比叡と稱して、三輪明神を祭り、二宮を小比叡と稱して、大山咋神を祀るよし、古事記、袖中抄などに見えたり。こゝ、扶桑略記に、延久三年十月廿九日庚辰、行幸日吉社、座主檢校大僧都勝範、別當法勝寺座主大僧都覺尋、共授法印大和尚位、同行幸之賞也、四年三月廿六日丙午、行幸稻荷祇園、別當阿闍梨行禪爲權律師、此二社、並日吉社行幸、此時始之とありて、日吉祇園行幸ゝ、年を隔てたるを、同年の中なるやうに記せるはいかゞ。○その年の冬云々』扶桑略記に、延久二年十月十四日辛未、戌時、感神院大廻廊、舞殿、鐘樓、皆悉燒亡、但天神御躰奉取出之、別當安擧身焦餘焰、翌日入滅、世人以爲神罰とありて、二年なるを、本書その年としたるゝ、年次大に誤れり。○なゐなど云々』なゐゝ地震にて、花山の卷（卷一、一六七）に見えたり。こ

ハ、扶桑略記に、延久二年十月廿日、半夜地震動、洛中家々築垣、往々頽落、東大寺口鐘震零、諸國寺塔間以壞損焉とありて、前の祇園社火災につゞきたる事なれバ、或ハこの二條ハ、他よりまぎれて入りしにや。○若宮の御乳母云々』若宮の御乳母の侍ひつかうまつるハ、勿論の事にて、尊とき人を乳母にせまほしとて、召されたりとなり。○少納言實宗』參議資房の孫にて、右馬頭資宗の子なり。尊卑分脈に、常陸守、少納言、正四下、母筑前守橘義通女とあり。○すけしげ』系圖詳ならず。○遠江守家範』中納言經輔の孫にて、右中辨師家の子なり。尊卑分脈に、安藝守、和泉守、遠江守、右少將、正四下、大膳大夫、母民部卿泰憲女、保安四六廿一出家、同年九十五卒、七十六とあり。家範の妻ハ、其子基隆の條に、母常陸介家房女、堀川院御乳母、從三家子とあれバ、後にハ堀川院の御乳母にまゐりしにて、家房ハ經輔の子なるよし、同書に見えたり。○丹後守公基』權中納言公信の孫にて、春宮亮保家の子なり。同書に、藏、周防守、正四下、內藏頭、母大膳大夫菅野敦賴女、承保二二、於任國卒、五十四とありて、女子をのせず。○女御殿御をぢ』忠俊ハ、良賴の子なり。○常陸前司基房』權中納言朝經の子にて、同書に、常陸守、正四下、母備後守奉職女、歌人と見え、女子ハ、安藝守忠信の妻たりし事を記せり。○さき〴〵も云々』さて前々も、身分の尊からぬたゞ人の妻ハ、御乳母にまゐりし例あり。また上達部の女も、もとより女房にて仕へまつれバ、やがて御乳母となりし例あれど、かやうに、身分卑しからぬ公達の妻などの、御乳母に參れる例ハなかりしなりとなり。○末になるまゝにハ云々』世の末になるに從ひてハ、かく今までの例規もかはりゆくやうになれりとにて、女御の資格の古例とかはりたる上に、御乳母の撰擇さへかはりたる

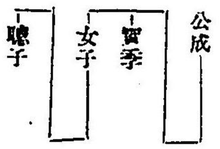

をいへり。○かきつけたるハ云々』かく乳母にまゐる人々の名をかきつけたるハ、花やかならぬあたりならねバ、なにとてか、御乳母の撰擇の古例に反したる事あらんと見ゆれど、この人々ハ、皆君達殿上人などなりしなりとの意。○後一條院の云々』昔の例證をあげて、異例なるよしをいへり。丹波中將ハ、一條雅信の孫にて、時通の子なり。さて後一條院の幼少におはしけるに、丹波中將雅通の妻を、道長責めさいなみて召したれど、さりとて、雅通妻を乳母に出したてゝハあるを得ずと申して、其子をバ、悉く一條殿に渡してさりたりけれバ、妻の御乳母にまゐるさたもやみたりとなり。一條殿ハ、雅信の妻穆子の第なり。○この世にハ云々』この世の中にハ、かく末世のかたのまさりゆくさまにて、女御殿の御ありさまのみぞ、なほ〳〵めでたきとなり。○一品宮も云々』聽子內親王も、この若宮をバ、かはゆきものに思ひ申し給へりとなり。一品宮の女御を思はせ給ひし事ハ、上にあり。○御はらからの姫君たち』女御の御兄弟四五人も、奉公のさまならねど、宮中に參ゐりゐて、伺候したりとなり。○故別當の御子ハ云々』公成ハ、公卿補任に、長元七年九月廿七日爲使別當、長久四年正月廿四日任權中納言、六月十九日辭別當、同月廿四日薨、年四十五とあり。○頭中將』實季ハ、同書に、故權中納言公成卿男、母故淡路守藤定佐女、延久元年三月廿日任左近權中將、六月十九日補藏人頭、二年二月十七日遷右近中將、同年七月廿四日遷右兵衞督とあれバ、頭中將にてハたがへり。さて、實季ハ一品宮のおはします所へハ立入りて、伺候する事なけれど、親しくし奉りたりとなり。實季一品宮の關係、上欄の系圖を見て知るべし。

基子
梅壺の御せうとハ中將（季宗）になり給ひぬ。かたちいときよげに、もの〳〵しきさまゐ

給へり。笛いとをかしく吹き傳へ給へり。』齋宮にハ、當代の女二宮（後子）居させ給へりつる、九月にくだらせ給ふ。哀なることども多かり。大極殿にて別の御櫛などのほど、いと哀なり。御髮あげさせ給ひて、いとかうがうしくおはします。またいとさはやかにて、いとをかしげにおはします。この三年ばかり見奉らせ給はざりつるをだに、覺束なくあがず思ひ奉らせ給ひつるを、今日より後、又ハいつかはと思しめす。いみじくあはれなり。とみにもゐざりいでさせ給はで、いみじく歎かせ給ふを、見奉らせ給ひけん御心のうちも、いかばかり思し召しけん。雨いたう降りて、何のはえもなく、内よりも、一品宮（聰子）よりも、女房一車づつ奉らせ給ふ、かへらせ給ひても、上ハ、齋宮の御事を哀に思しめす。』梅壺の女御（基子）、こたみハ、おろし奉らせ給ひてけれバ、口惜しきことを、誰も思し歎けど、二の宮おはしませバ、何かハせめてハ思し召さん。御子あまたうまれさせ給はば、二十五になら（資仁）せ給はん年、危かるべしと申したりけれど、たひらかに御みづからものせさせ給へバ、いとよし。』今の齋院（佳子）も、煩はせ給ひて、おりさせ給ひぬれバ、女院（陽明）におはしましつる、四の宮（篤子）居させ給ひぬ。高倉殿の宮（茂子）、齋院にゐさせ給ひしなどいふことありて、今さらにとや思し召しけん、尼にならせ給ふとて、十二月の八日、戒受け

ふたて、下廿二字原本なし西平本にて加へつ

はえもなくも字原本なし信本にて加へつ

申しぬる扉本めるとして平本は字なし

させ給ふとの、しれど、人ハならせ給はめとも申しぬるは、いづれかまことならん。（後三條）内にハいみじくむつがらせ給ひて、つかさかうぶりとまるなど、世の人ハ申すめり。』

○梅壺の御せうと云々』爲房卿記に、延久五年正月三十日、今日除目入眼也、任官如例、但季宗朝臣任左權中將、元四位少將、十二月叙四品、越越上藤少將俊明、家賢、基忠朝臣　とあり。○笛いとをかしく云々』俊子内親王ハ、編年殘篇に、延久元年二月九日丙申、爲伊勢齋とあり。九月にくだらせ給ふハ、野宮三年の條に、齋宮俊子、延久三年九月廿三日甲辰群行とありて、伊勢に發向せらるゝをいふ。吉記治承四年の條に、齋宮俊子、延久三年九月廿三日甲辰群行とありて、十三代要略にも記せり。○大極殿にて云々』大極殿の事下に註せり。別れの御櫛ハ、西宮記群行の條に、天皇御八省、主水供御手水、次御大極殿、（御高座東面）中臣自北東戸奉麻、内侍傳之、齋王參入、（藏人催與、入自嘉喜門、停北東垣立云々、女房一兩候、闈司候戸内、齋王著南面口口座、王幼乳母抱之、有唐衣裳玉藻等、必不上髮爲童、）天皇召少納言如例、氏々參進立版、召如常云々、天皇以小櫛加王額、（藏人仰作物所令候、入小櫛筥、内侍取傳、奉加櫛之間、天皇示不向京由云々、承平攝政加櫛、貞觀例、依御物忌云々、給宣命如例云々、王自殿東戸、乘輿出自昭訓門、勅使等留京極、次於白河有禊云々とあり。なほ江次第に詳なり。さて、齋宮の御さま、髮あげさせ給ひて、かうぐしき御樣子にもおはし、またさつぱりとしてをかしげにもおはすとなり。○三年ばかり云々』野宮に入らせ給ひてより、三年ばかりの程、見奉らせ給はざりつるだにも、不安にものたらぬこゝちしておはしつるを、伊

勢に下らせ給ひてハ、またいつの時か、あひ見給はんかとおぼすとなり。○とみにもゐざりいでさせ給はで云々』御前を退出し給ふ時にも、急に出でさせ給はで、齋王の歎かせ給ふを見奉らせ給ひけむ、御門の御心の中、いかばかりおはしけむとなり。○かへらせ給ひても』大極殿より、清涼殿に還御あらせられても、齋宮の御事を思しやらせ給へりとなり。○梅壺の女御云々』おろし奉らせハ、流産ありしをいふ。元輔集に、男の人のくにゝまかる程に、子をおろしける女の、「たらちをのかへる程をも去らずしていかですてゝしかりのかひ子ぞ」とあり。○二の宮おはしませバ云々』二宮實仁親王の、かくておはしませバ、何かハあらんと、せめて二宮の御事にとりまぎらせて思しめさむとなり。○御子あまた生れさせ給はバ』御子あまた降誕あらせられたらんにハ、二十五にならせ給はん年ハ、危くおはすべしと、占者など申したれど、無事におはしぬれバ、よしとなり。この女御ハ、中右記長承三年七月四日、一昨日前女御源基子薨、年八十八とあるによれバ、延久四年ハ、二十五になり給へり。○今の齋院も云々』佳子内親王ハ、編年殘篇に、延久元年十月廿八日辛酉、爲賀茂齋、同四年七月五日依病出とあり。○女院におはしつる云々』篤子内親王ハ、同書に、延久五年三月十一日甲寅、爲賀茂齋とあり。○高倉殿の宮云々』祐子内親王齋院に卜定せられ給ひしなどいふ事ありしが、今さら齋院にゐたらんハ、いかゞと思しめしたる爲か、尼にならせ給はんとて、十二月八日受戒せさせ給へりと、いひのゝしりたれど、また或説にハ、必ず齋院にならせ給はんといへる人もありけるが、何れかまことならんとなり。編年殘篇に、延久四年十二月落飾爲尼とあれバ、前齋院の七月五日退下ありて、篤子内親王の翌年三月卜定せられ給ひしまで、十ヶ月ばかり齋院の

あひもも字原本なし諸本にて加へつ

空位たりしを思へバ、祐子内親王卜定せられ給へども、御尼となりて、これを辭せられしなるべし。この内親王ハ、長暦二年の降誕なりし事、晩待星の巻(巻十三、一〇六)に見えて、この延久四年ハ、三十四にならせ給へバ、今さらと記せるなるべし。○内にハいみじく云々』後三條帝ハ、祐子内親王の我まゝに辭退せられしを怒らせ給ひて、官爵をとゞめ給へりと、世の人申したりとなり。つかさかうぶりハ、年官年爵の事にて、見はてぬ夢の巻(巻二、一〇六)に註せり。編年殘篇に、長久元年十一月廿三日甲戌、着袴、即日封千戸、年官年爵、准三宮とあり。

後三條御門は、いつしかおり居させ給ひなんとのみ思し召して、この四月にも大極殿の修理などせさせ給ふに、新しく造らせ給ひて、初に世の變る氣色のあらんハ、便なかるべしと、思し召してなどぞ、世の人申し、まことにや、この十二月の八日おりさせ給ふ。この近くなりては、重く煩はせ給ひて、おりさせ給ふに、いとあはれなり。「あひも思はぬ」など、弘徽殿の壁に、伊勢が書きつけゝんなど思ひ出でられて、何事にも目のみとまる。おりさせ給ひて、弘徽殿におはしまして、十六日にこそ、關白殿(教通)のおはます二條殿にいでさせ給ひぬる。春宮に二宮(實仁)居させ給ひぬ。女御(基子)は三宮の位にて、年官年爵えさせ給ふほどなど、いとめでたし。又もただならずならせ給へり。關白殿を御覽ずるにも、中宮(馨子)、一品宮(聰子)、あはれに思しめす。御

丹後屋本丹波とあり

ちごおひの始のおはしまし所となん。あはれなり。』上は、わざとにハおはしまさねど、御心ち悩しげに、水など聞しめす。東宮（貴仁）も具し奉らせ給へり。』梅壺（基子）の女御、又いと美しうめでたき男御子産み奉らせ給へり。つきせずいみじき御有様なり。後三條院の例ならずおはしませば、いと花やかなることハなし。公基の丹後守の六條の家、院に参らせたる、御方違に晝渡らせ給ふ。上達部殿上人、わざとの御物詣のやうに多くつかまつれり。めでたし。物見車などいとおほかり。御心ちハいとさはやかにおはしますをりもおはします。梅壺（基子）の女御殿も六條に参らせ給へり。』

○御門ハいつしか云々』後三條帝ハ、早くより御譲位の叡慮おはしけるを、大極殿を新に造られてめでたきを、落成の始に御譲位ありて、御代の替りぬる様子のあらんハ、不都合なりと思しめして、今暫し、御譲位をとゞまらせ給へなどぞ、世の人申すとなり。大極殿ハ、朝堂院の正殿なり。拾芥抄に、八省院、天子臨朝、即位、諸司告朝所、或云、號朝堂院、大極殿、朝堂院正殿名、云八省院是也、又謂最大殿とあり。後冷泉帝康平元年焼亡ののち、造營ありしが、この頃に至りて落成せしなり。百錬抄に、延久四年四月十五日、幸大極殿行宴會、土木新成之故也、但記云、其儀如寛和大嘗會節會、後節會於大極殿行之とあり。○この十二月の八日云々』扶桑略記に、延久四年十二月八日壬午、戌時、天皇春秋三十九、譲位於皇太子貞仁親王とあり。○この近くなりてハ』此近代となりてハ、御悩重くならせ給ひて、御譲位せさせ給ふ例なるに、この御門ハ、さばかりあつしき御悩にもおはしまさぬに、かく下りさせ給ふハ、あはれなりとなり。御悩の重からぬよしハ、下に住吉御幸あるにても知るべし、さてかくあはれなるおもむきにかきなしたれど、御門ハ、院中にて政をきこしめさんの叡慮おはしましゝ事を、ふくめたるなるべし。○あひもおもはぬ』こハ、大和物語に、亭子院のみかど、今ハおりゐ給ひなんとする頃、弘徽殿の壁に、伊勢の御のかきつけゝる、『別るれどあひもおもはぬもゝしきを見ざらん事の何か悲しき』とありけれバ、『身ひとつにあらぬばかりをおしなべてゆきかへりてもなにか見ざらん』となんありけるとある歌なり。伊勢ハ、御賀の巻（巻九、）に註せり。○おりさせ給ひて云々』山槐記治承四年二月十九日の條に、延久四年十二月八日、後三條院遜位之後、雖可御弘徽殿、遷御飛香舎と見え、扶桑略記、洞院部類記等にも、飛香舎に遷御の事見えたるのみなれバ弘徽殿にハ、遷御のさたありしのみにや。○十六日にこそ云々』扶桑略記に、延久四年十二月十六日庚寅夜、太上天皇、並皇太子、自内裡遷御關白二條第とあり。二條殿ハ、拾芥抄に、二條南、東洞院東、入道大相國道長造之、二條關白傳領とあり。さて、こゝにこそのかゝりあるべし。○春宮に云々』扶桑略記に、同日以第二皇子實仁親王爲皇太子、年始二歳とあり。○女御ハ云々』三宮の位ハ、准三宮にて、太皇大后、皇太后、皇后の三宮に准せらるゝにて、三宮とひとしき年官年爵をたまはるなり。扶桑略記に、延久四年十二月一日乙亥、女御源朝臣基子准三后、給年官年爵、並封戸五百煙とあり。○關白殿を御覧するにも云々』このくだり、意義通せず。中宮一品の宮ハ、關白教通二條第にて、生長し給ひしかバ、かく二條殿におはするにつきてハ、家主なる教通をあはれと思しめすとにや。なほ考ふべし。○上ハ云々』前

女房原本女院とあり諸本にて改めつ

後の文によれば、この後三條上皇の御事にて、白河帝の御事ならねバ、院とありぬべき所なり。さて上皇ハ、わざととりいでゝ、これといふべき程にハおはしまさねど、御病氣にうちなやみ給ひて、水のみきこしめすとなり。○東宮も云々』上皇東宮御同座の事、上に引ける扶桑略記にあり。○梅壺の女御云々』扶桑略記に、延久五年正月十九日、女御基子、誕太上皇第三皇子、青宮同胞也とあり。○公基の丹波守云々』公基ハ、春宮御乳母の父にて、上にあり。六條の家詳ならず。方たがへハ、見はてぬ夢の卷（卷二、一四四）に註せり。さて、この扶桑略記に、延久五年正月十一日乙卯、太上皇御行前丹後守藤原公基之六條宅、依閑院造作事、被避方角忌給也とあり。○御心ちハ云々』かく惱しげにおはしましつるに、また最も御爽快なる御心ちにおはします時もありとなり。

かくて、二月二十日、天王寺にまうでさせ給ふ。この院をば、一院とぞ人々申しける。後三條院（後三條）とも申すめり。女院も一品宮（聰子）もまうでさせ給ふ。されど、上達部殿上人、多くも參らせさせ給はず。むつまじく思し召す人々、さてハあそびの方の人々をぞ、のておはしましける。まづ女院（陽明）の御車、次に一院（後三條）、その後に一品宮（聰子）おはします。女房車二つづつ、女院のハ、櫻どもに蘇芳のうちたる、一院のハ、櫻に山吹、一品宮のハ、山吹のにほひ、一の車ハ濃く、二の車ハ薄く匂ひたり。おはします道のほどなど、いとをかし。八幡にまうでさせ給ひて、おばしばかりありて、內の御使、頭中將師忠の君參りたり。御返しうけ給ひてかへり參りぬ。一品宮、上の社に

左兵衛原本左字なし信中本にて加へつ

本りぬ屋本ぬ字なしつかまつれる原本つかきれるとあり諸本にて改めつ●残る本原本字なし西本にて加へつ

のぼらせ給ふべきよし申させ給へば、舞人具してのぼらせ給ふ。石清水のほどにて御祓あり。舞人に物などかづけさせ給ひて、かへさせ給ひつ。四位の少將家賢、侍從道良、左兵衛佐顯實などを、御方々の御供にて侍ふべきにて、とどめさせ給ふ。二十一日、今日ハ皆狩裝束にて、烏帽子すがたども、ならはぬ御心ちに、をかしく御覽ず。上達部にも、皆狩裝束にて侍ひ給ふ。橋本の津といふ所に下らせ給ひて御覽ずれバ、國々の船どもも、御船どもも、日もはるかによせわたしたり。皆御船どもに奉りぬ。御船の有樣は、來し方行く末ありがたげにをつくしたり。挑みつつ人々あたり〳〵につかまつれるさま、年頃、何事にも制ありつるを、この度ぞ殘る事なくをつくしたりける。女房のきぬハ猶五つなり。上達部、あるハ御船にも侍ひ給ふ。上達部の船にものり給へり。殿上人ハ殿上の船に乘りて遊び下る。

○二月二十日云々』天王寺ハ、攝津國東成郡天王寺村にあり。疑の卷（卷七、三二）に註せり。扶桑略記に、延久五年二月廿日甲午、太上天皇、陽明門院、一品內親王、有御住吉詣事、其次詣天王寺、八幡宮、關白前大相國、同以供奉、縱觀之者路頭架之とあり。○後三條院とも云々』神皇正統記に、後朱雀の御素意にて、大弟に立ち給ひき、また三條の御末をもうけ給へりしとありて、三條院の御末をうけ給へりしかバ、後三條と申し奉るなるべし。○さてハあそびの人々』樂人たちをいふ。○女院の

ゝ云々』女房車の出衣の色目なり。櫻、蘇芳、山吹、並に前々に註したり。山吹のにほひゝ、裝束色彙に、表山吹、裏黄なるよし見えたり。一の車、二の車ゝ、兩院一品宮を通じていへるなるべし。○八幡に云々』八幡ゝ石清水八幡宮にて、荅の花の卷（巻五、一八九）に註せり。○内の御使云々』頭中將師忠は、公卿補任に、右大臣（源師房）四男、母入道右大臣頼宗公女、治暦二年二月八日任左近衞權中將、三年閏二月六日轉權中將、延久四年十二月八日補藏人頭とあり。さて御門の御使として、師忠參り、御返事うけ給ひて歸京したりとなり。上皇女院遠所御幸のをりゝ、禁中より御使を奉らるゝ例なりしにや。殿上花見の卷、上東門院住吉御幸の條にも、（巻十二、三六）内の御使に資房の中將、東宮の御使良頼の少將まゐりあひたり、此程に、御船とゞめて、物など參らせ、後に御返事給ひてまゐるとあり。○上の社にのぼらせ給ふ』上の社ゝ、山上の本社をいふ。○石清水のほど』都名所圖會に、石清水本殿の巽山の半腹にあり。傍に、石清水權現社ありと見えたり。御祓ゝ、石清水の水にてみそぎし給ふなり。○舞人』神前の樂を奏してのち、かつげ物たまひて、かへされたりとなり。○四位の少將云々』舞人の中、家賢道良などをゞとゞめて、御供つかまつらせ給へりとなり。家賢ゝ、權中納言源資綱の子、道良ゝ家賢の弟にて、右大辨源經長の子となれり。既に上に見えたり。左兵衞佐顯實ゝ、公卿補任に、故入道前太宰權帥季仲卿男、母故左大辨源經頼卿女、延久三年十一月十八日任右兵衞佐、同四年七月廿四日遷左兵衞佐とあり。○廿一日云々』狩裝束ゝ、狩衣にて、狩獵旅行の時にきるものなり。月の宴の卷（巻二、一〇五）に註せり。○ならはぬ御こゝち云々、見なれ給はぬ御心ちにゝ、おもしろくみそなはすとなり。○橋本の津』都名所圖會に、橋本、八幡山の西南にあり。大坂街道の驛にして、人家の地十一町あり、茶店旅ごや多し、いにしへゝ、山崎より架する大橋あつて、其東の橋つめなるを以て、橋本といふ、今中の町と號する所、橋の渡口なり、山崎橋、延喜式及び文德實錄に出でたり、今舟渡となる、これを橋本の渡口といふとあり。なほ名勝志にも、在八幡山西、淀川東南、大坂海道也、古者山崎橋在此所、故稱橋本、云々とあり。さてこの橋本津にて御覽すれば、國々の船ども御船以下供奉の人々のも輻輳して、遙によせ渡したりとなり。○御船どもに云々』女院上皇一品宮たち、いづれも御船にのり給へりとなり。○御船のありさまゝ云々』御船のよそほひのめでたさ、空前絶後のさまなりとなり。○挑みつゝ云々』人々華美をきほひて、其あたり〳〵の事ども、つかうまつれるさまゝ、年來何事にも禁制ありし、華美をゞゝ、この度殘らずとりいだしてをつくしけるさまなりとなり。この上皇の御代には華美をとゞめられし事、上にあり。○上達部云々』上達部、或は御船に伺候し、或は上達部の船にのり、殿上人ゝ悉く、殿上人の船に乗りたりとなり。

廿二日の辰の時ばかりに、御船出して下らせ給ふほどに、江口のあそび二船ばかり參りあひたり。祿などをぞたまはせける。物などゝぬがせ給はず。經信の左大辨琵琶、權中將季宗笙、民部權大輔政長も笙、師賢の辨歌うたふ。笛の音も琵琶の音も、瀬々の河浪にまがひていみじくをかし。こゝゝいづくぞととはせ給ふ、春（能長）宮大夫ぞ傳へ問ひ給ふ。これゝ長柄となん申す」といふほどに、「その橋ゝありや」

あひたり四字原本なし諸本にて加へつ
權中將信本權中納言とあり
師賢平本師資とあり

と尋ねさせ給へば、候ふよし申す。御船とどめて御覧ずれば、舊き橋の柱ただ一つのこれり。「今ハ我身を」といひたるハ、昔もかくふりてありけると思ふも哀なり。中津河といふ所におはしましぬ。海の色も空の線に見えまがひてをかし。遠き船の帆上げたるなど、いひしらず見ゆ。このほどに、攝津守、様々の折櫃、綾などを書きたるに、くだものまゐらせたり。日やう〳〵暮れて、みぎはのたづの、霞のたえまより見えわたり、河なみの音も、鶴の聲も、様々に心うごかし、かゞりびの影もみなそこかくれなく、おもしろながら、物心ぼそし。驚の聲も、かへる鴈の響も、とりあつめ、ことさらのやうなる旅の空なり。』

○廿二日の辰の時云々』辰の時ハ、今の午前八時にて、橋本の津を船出し給ふなり。○江口のあそび云々』江口ハ、攝津國西成郡北中島の東北にあり。あそびハ遊女にて、上東門院住吉御參詣のをりにも、江口の遊女まゐりし事、殿上の花見の巻（巻十二、）に見えたり。○物などハ云々』御衣などをバぬぎてたまはせずとなり。○經信の左大辨』辨官補任延久四年の條に、左大辨從二位源經信、十二月二日任參木、大藏卿、中宮權大夫如元、年五十八とあり。○民部大輔政長』參議資通の子にて、上に見えたり。○師賢の辨』政長の弟にて、尊卑分脈に、五藏、正四下、左中辨、後治以下作者、歌人、母賴光朝臣女、號藤津辨と見え、辨官補任に、故兵部卿資通卿二男、治暦元年十二月八日任右少辨、元少納言、延久五年十二月十七任右少辨、同日兼木工頭とあり。○これハ長柄となん云

折櫃原本おもゝ櫃とあり諸本にて正しつ

見えわたり原本わ字なし諸本にて加へつ

々』これハ、長柄の橋と申すとこたへ奉れバ、其長橋柄ハありやと尋ね仰せられ、まだのこりて候ふよしを奏聞すとなり。長柄の橋ハ、西成郡にありて、仁壽三年の奏言に、頃年橋梁斷絶して、人馬不通のよし文德實錄に見え、また古今集に、「世の中にふりぬるものハ津の國のながらの橋と我となりけり」とあり。なほ、攝津志に、長柄河、一名中津川、淀河第二支、自長柄村西流、經川口小島堀今里野里等、至傳法村、分遠諸嶼達于海、上古水道、唯是一川、横流不一と見え、攝津名所圖會に、此橋の舊跡、古來よりさだかならず、何の世に朽ち壞れけむ、これまた分明ならず、橋杭と稱する朽木、所々にあり、今田畑より掘り出す事もあり、其所一擧ならずと見えて、大物浦より東北、江口里南、福島北、神崎川まで、一面の大江にて、其江の中に、島々多く、長柄橋ハ、孝德帝の御代、其島々に架けて、皇居豐崎宮への通路としたるにて、今諺にも、橋の長さ一里ありといへバ、一橋の名にあらざるよし、くはしくいへり。さてこゝのさまハ、百錬抄に、二十二日、難波浦、廿五日賢長柄橋とあり。○今ハ我身をといひたる云々』これ、古今和歌集俳諧に、伊勢、「津の國のながらの橋もつくるなり今ハ我身を何にたとへん」といふ歌なり。この歌によりて見るに、昔も、かやうに、長柄橋を作らで年ふりし事もありけるよとなり。○中津河といふ所』淀河の支流にて、柴島長柄の間より西に流れたり。○遠き船の云々』のどかにはれわたりて、空の色も海の色も、一つに緑なるに、遠く帆をあげて走る船のさま、たとふべきものもなくをかしとなり。○攝津守』姓名詳ならず。○様々の折櫃云々』様々の繪などがきたる折櫃に、菓物いれて上りたりとなり。○みぎはのたづの云々』水ぎはにたちたる鶴のたなびきわたりたる霞の間より見え、河浪の音も、鶴のなく聲も、さま

塗れり原本まつれりとあり諸本にて改めつ

〳〵にきこえて、何となう心をうごかし、いさりする漁夫の篝火も、水の底までてらして、かくるゝかたなく、たもしろきけしきながら、物心ぼそく、谷より出る鶯の聲、北にかへる雁の鳴くなど、種々の事どもとりあつめて、ことさらめきたる旅路の空なりとなり。

二十三日、日うちくだりて、霞たなびきわたりたるほどに、御車ども、方々の御船によせて、色々様々さうぞきたるものどもたちやすらふ。まづ住吉に參らせ給ふ。敎通關白殿紅のいだしうちきに、柳の直衣奉りたりしこそ、いとをかしく、このたびの思ひいでなれと人申しけり。ましてこと人々の裝束いふかたなし。御祓ありて、その後、御社に參らせ給ひて、御遊はて〳〵歸らせ給ふ。女院（陽明）の女房、白きどもに、濃きうちたるうはしきものの、いと清げに見ゆ。一品宮のにい（聰子）、萌黄どもに蘇芳のうちたる、後三條院のは色々に濃きうちたる、日の暮るゝほどに、天王寺に參らせ給ふ。雨いたく降りて物のはえもなし、御車よせて御堂にわたらせ給ふ。このほどに、藏人少將公實、內の御使にて參れり。二十四日い、御堂のこと能く御覽じ、龜井など御らんず。」

○廿三日日うちくだり云々』日かげうちかたぶきて、春霞たなびきわたりたる頃、御料の御車ども、上皇女院一品宮たちの御船によせて、色々様々に裝束したる人ども、御前に伺候したりとなり。○

所原本河とあり諸本にて改めつ

とや屋本やとゝあり

關白殿云々』いだしうちきい、即ちいだしぎぬにて、直衣狩衣の下に重ねきるものなり。さて、敎通い、紅の出衣を下にきて、柳の直衣をきたるさま、最もをかしく、これこそい、この度の供奉の思ひいでなれと、人申したりとなり。○御遊はて〳〵』神前にて、音樂を奏するをいふ。○白きどもに云々』白き衣に、濃きうちたる衣のうはしきをきたりとなり。うちたるい、うちて光澤を出したるをいふ。○一品宮のにい云々』一品宮の女房の裝束なり。次なる院のも同じ。○御堂にわたらせ給ふ』天王寺に渡らせ給ふとなり。○藏人少將公實』公卿補任に、春宮大夫實季卿一男、母前大武經平朝臣女、延久二年十二月八日、聽禁色爲藏人、五年正月卅日遷左近權少將とあり。○龜井など御らんず』龜井い、疑の卷（卷七、六七）に註せり。

二十五日、辰の時ばかりにぞ御船いだす。午の時に左衞門權佐匡房參れり。色々様々にさうぞきたる中に、赤きうへのきぬに、ことごとしうて參りたる、いと珍しく見ゆ。左中辨實政題たてまつる。みてぐら島といふ所御らんず。實政を御船に召しあげて、歌ども講ぜさせ給ふ。

御製

住よしの神もあはれとおもふらんむなしき船をさしてきつれば

關白殿

おりのぼるみゆきを神もうれしとや千歲を君にたてまつるらん

年をへて多くの御幸見つれどもかくめづらしきたびいなかりき

春宮大夫能長

たとに聞く長柄の橋いなかりけり千鳥ばかりぞ鳴きわたりける

左兵衛督資仲

たきつ風ふきにけらしなすみよしの松のおづえをあらふおら浪

左大辨・經信

たぐひなき君がみゆきのうれしさに千年をゆづれすみよしの松

宰相中將隆綱

○午の時に云々』左衛門權佐匡房い、下に左少辨とありて、公卿補任に、散位從四位上成衡朝臣男、母宮内大輔從四位下橘孝親朝臣女、康平三年七月六日叙從五位下、治暦四年七月十九日叙正五位下、五年正月廿七日遷任左衛門權佐、延久元年十二月十七日兼右少辨とあり。これも、御訪の勅使として參りしなり。○赤きうへのきぬに云々』赤袍い、五位の位袍にて、匡房この時正五位下なりしかば、こを着たるなり。○左中辨實政云々』實政い、式部大輔資業の子にて、公卿補任に、從三位行式部大輔資業卿三男、母加賀守源重文女と見え、辨官補任延久四年の條に、左中辨正四位下藤實政、十二月二日任、文章博士、東宮學士、近江守如故とあり。和歌の題い、本朝綴文粹に、春日住吉行旅述懷應太上皇製和歌、延久五年二月廿一日、參議從二位大藏卿兼左大辨中宮權大夫播磨權守源經信朝臣とあり

て、序文をのせたり。○みてぐら島』幣御島にて、今西成郡、今歌島村の大字なり。攝津名所圖會に御幣島、今略して御手村といふ、住吉明神を本居とす、昔い社頭巍々として、祭祀嚴重たり、延喜神名帳の幣久良神社い、島下郡耳原にありといへり。こは、百錬抄に、廿五日覽長柄橋、於御船有和歌とあり。○住吉の御製』むなしき船は、太上皇の事にて、俊頼口傳に、空しき舟とい、おりゐの帝を申すなり、其心い、位にておはしますほどい、舟に物を多くつめど、海を渡るに恐れあるなり、それに荷をとりおろしつれど、風吹き浪高けれども、恐れなきにたとふるなり、よろづに恐れもなき舟をさして、參りたれど、神も哀れと思しめさんとなり、また般若の舟といへることあり、其心い、般若い、よろづを空しく説くなり、其般若の舟にのりて、苦海を渡れど、神佛のよろこばせ給へど、住吉の明神も、あはれとおぼしめすらむとよませ給ふなりといへり。但し、むなしき舟い、莊子山木篇なる虚船の語より出でたるにや。この御製い、後拾遺和歌集雜四に載せて、延久五年三月、住吉にまゐらせ給ひて、歸さによませ給ひけると見え、今鏡にい、二の句をうれしととしたり。○おりのぼるの歌』おりのぼるい、おりゐの君の略語にて、太上皇をいふべし。太上皇をおりのぼると申したるい、他に例なけれど、おりゐの君とも申したれば、天子の御位をおり給ひて、太上皇の御位にのぼらせ給ふ意にや。○年をへての歌』たびいなかりきい、度と旅とにかけたるにて、一首の意明らけし。○左兵衛督資仲』大納言資平の子にて、公卿補任に、治暦四年十二月廿九日任參議、延久四年七月廿四日遷兼左兵衛督、十二月二日任權中納言とあり。○おきつ風』おきつ風い、おきのかたの風にて、

一首の意ハ、住吉の松の下枝まで、白波のうちよせてあらふふさまのおもしろさよ、かく波のうちよするにて察すれバ、沖の方にハ、風のいみじく吹きたる様子なりとなり。こも、後拾遺和歌集雑十八に載せ、此歌ハ、當座の秀歌にて、九河内躬恒の「住吉の松を秋風吹くからに聲うちそふる沖つ白浪」の歌よりもすぐれたりと目讃せるよし、袋草紙、古今著聞集、體源抄、十訓抄などに見えたり。さて巻の名此歌によれり。○たぐひなきひじりの君の御幸あらせられたるうれしさに、住吉の松よ、己が千年のよはひを君にたてまつれとなり。

右大辨信中平本有中辨とあり

いにしへは下檜平本續後撰古もとしとやなとてとしたり

信宗原本信實とあり諸本によりて改めつ

うれしさ原本うれしくとあり諸本にて改

いにしへもかゝる御幸ハありやせしゆめにもかたれ住吉の神

右大辨伊房

住吉のかみのおるしにいにしへの松のちとせハ君にゆづれり

前丹後守公基朝臣

住吉の神にとはばやいにしへもかゝる御幸ハあらじとぞ思ふ

備中守信宗朝臣

すみよしの松に千年を君が代のうれしさのみぞみしまえのきし

内藏頭經平朝臣

いにしへもかゝる御幸ハありやせしゆめにもかたれ住吉の神

左中辨實政朝臣七字及びこのたびの歌原本脱せり西平檜本にて加へつ

左中辨實政朝臣

このたびのいのりハ空に知りぬらん天くだりますすみよしの神

右馬頭資宗朝臣

神代よりおひそふ松ハすみよしの今日の御幸をかねてこそおれ

四位少將家賢朝臣

難波江に心とまりてあしの葉のうらかへるべきこゝちこそせね

民部權大輔政長朝臣

若葉さすあしの汀に浪よるハこやみしまえのわたりなるらん

右京大夫通家朝臣

葉の原本葉にとあり原本にて改めつ

すみよしの神のおるしに君が代ハ松のとかへりおひかはるまで

○右大辨伊房』公卿補任に、故參議行經卿一男、母前土佐守源貞亮女、延久元年十二月十七日任左中辨、四年十二月二日轉任右大辨とあり。○いにしへもかゝる御幸ハの歌』今日かく、太上皇の御幸あらむ爲に、住吉神も、古へハ、この地に天降りまし〳〵けるにやとなり。住吉神鎭座の事ハ、釋日本紀に引ける攝津風土記に、所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出、而巡行天下、覓可住國、時

到於沼名椋之前、前者今神宮南邊是其地、乃謂斯實可住之國、遂讃稱之、云具住吉之國、仍定神社、今俗略之、直稱須美乃叙とあり。此歌ハ、續後撰和歌集神祇に、後三條院住吉に御幸ありける日よみ侍りけるとして、初句いにしへを、いにしへもとし、二句今日のためとやを、今日のためとてとしたり。○右兵衛督實季』公卿補任に、延久二年七月廿四日遷右兵衛督、四年十二月任參議、右兵衛督、左京大夫如元とあり。○住吉の神のしるしにの歌』神のゑるしにハ、神の靈驗をいふ。○住吉の神にとはゞやの歌』一首の意あきらけし。○住吉の松にの歌』三島江ハ、攝津國三島郡にて、淀川の西岸にあり。既に、殿上花見の卷(卷十二、三八)に註せり。さて三島江ハ見るにかけたるにて、住吉の松の緑に、千年を經給ふべき君が代のうれしさを見るとなり。○内藏頭經平』上にハ尾張前司とあり。藤原經通の子なり。○いにしへもの歌』古代に於ても、かくの如き盛なる御幸ハありしかいかに、住吉の神よ、夢想にてもかたれよとなり。○このたびの歌』意あきらけし。○右馬頭資宗』參議資房の子にて、尊卑分脈に、攝津守、正四下、少將、右馬頭、寛治元八出とあり。○神代よりの歌』こもよくきこえたる歌なり。○難波江の歌』おもしろき難波江のけしきに心うつりて、京にかへるべき心ちもせずとなり。あしハ難波江におふるものなれバ、うらといはんために引きいで、うらかへるハ、浦にかけたるなり。○若葉さすの歌』若葉さすハ、春の初なれバ、冬枯のあとよりめぐみ出るをいへり。○右京大夫通家』中納言經季の子にて、尊卑分脈に、皇太后宮亮、右京大夫、從四位、母但馬守能通女、康和四七七卒とあり。○すみよしの歌』住吉の神の靈驗によりて、松のとかへり生ひかはりゆくまで、君が代ハさかえ給ふべしとなり。とかへりハ、新撰朗詠集にのせたる後相公の句にも、德

丹後原本丹波とあり諸本にて改めつ

是北辰、椿葉之影再改、尊猶南面、松花之色十廻と見えて、和訓栞に、とかへりのは花、松によめり、松は百年に一度、千年に十度花咲くといひ傳ふるなり、今もまれ〳〵あるものなり、其花紺色にて、みとりのさきに咲くといへり、常の花ハ、年毎に咲く松黄ともいへりとあり。

うちはへて見るともあかじ津の國のなにはの浦の春のあけぼの　源中將季宗朝臣

あらじかしかゝるみゆきハ住吉の松よりさきの人に問はばや　丹後守經成

あかざりしみやこの花のいろよりもこゝろぞとまる住吉の松　左少辨師賢

住吉の千代に一たびあひぬればまつのかひある旅にもあるかな　右少辨匡房

今ハとてけふかへるさをいそげども心ほとまる旅にもあるかな　兵部少輔通俊

よろづ代の君がみゆきにゆくすゑのとしをばゆづる住吉の松　左兵衛佐顯實

色ごとにけふハ見えけりすみのえの松のあづえにかゝる白浪

因幡守忠季

住吉の神のみかきもよゝを經て君がみゆきをまつにやあるらん

左衛門大夫資清

すみよしの松のみどりもこのはるハ君がみゆきの色ことに見ゆ

刑部丞俊範

ふたかたにかゝるみゆきを住吉のまつめづらしく神も見るらん

左近將監爲房

千とせ經ん君がみゆきのためしにハ霞たなびくすみよしの松

左衛門尉俊宗

○うちはへての歌』うちはへても、うち延べてにて、いつまでもの意なり。○丹波守經成』和歌作者部類に、經成、四位、常陸守、美濃守高階業敏男、承徳三七廿四卒とあり。此人なるべし。○あらじかしの歌』かくの如く盛なる行幸ハ、未だかつてあらじと思ふに、猶太古はいかにと、住吉の松より以前に、すみつきたる人に、それを問はゞやとなり。○あかざりしの歌』一首の意よくきこえたり。○住吉の歌』千代に一度あひぬるめづらしきみゆきなれバ、千年の齢をたもてる松のかひある

旅なるよとにて、松に待をかねたり。○兵部少輔通俊』公卿補任に、前太宰大貳經平二男、母前上野介家業朝臣女、延久二年正月六日叙從五位上、五年正月三十日任兵部少輔とあり。○今ハとての歌』今ハ住吉の參拜もをはりぬれバ、歸路につかむとて、今日かへりゆく事を急げど、このあたりのけしきのよきに心とまりて、かへりがてなる旅なるよとなり。○よろづ代の歌』一首の意明なり。○因幡守忠季』系圖詳ならず。但し、爲房卿記延久五年正月七日の條に、院判官代忠季と見え、同三十日の條に、因幡守に任ぜられし事見えたり。○色ことにの歌』色ことにハ、たゞの時よりハ別段によき色なるよしにて、こも一首の意明らけし。但し卷の名、此歌よりも出でたり。○左衛門大夫資清』系圖詳ならず。○住吉の歌』これも、住吉の神も世々をへて、今日の御幸をまちたるよしなり。○刑部丞俊範』中納言貞嗣の裔にて、俊經の子なり。尊卑分脈に、俊範、刑部丞、母上野守平直方女とあり。但し、俊經の兄範基の子にも、俊範刑部丞とあれバ、いづれよりか養子としたるなるべし。○すみよしの歌』こも歌の意わかぬふしなし。○左近將監爲房』公卿補任に、故正四位行但馬守隆方朝臣一男、母故右衛門權佐平行親女、延久四十二二任左近將監、同八日院判官代とあり。○ふたかたにの歌』二かたハ、二方にて、太上皇、及び陽明門院の御二方を申したるにて、二かたと、みゆきとかけ合せたるなり。かゝるハ兩院にかゝると、かくの如きとの意をかけ、まつめづらしくも、まづに松をそへたり。○左衛門尉俊宗』讃岐守俊遠の孫にて、和歌作者部類に、五位、太皇大后宮少進、備後守橘俊經男、永保三年八月廿二日とあり。こも院の判官代、主典代などなるべし。

○千とせ經んの歌』一首の意明なり。

すみよしの松にたえせぬ風の音に岸うつなみの聲かよふなり

君が代ゝかぜもこゝろをよせつれゞ枝のどかなる住吉の松

みしまえの水に心のすみぬれゞかげをやどしてのどかにぞ見る

それながらそれとも見えぬ橋柱ひさしきあとのゑるべなりけり

一品宮女房

はるかなる君がみゆきゝ住吉のまつにはなさくたびとこそ見れ

行く水にながらの橋ゝかよひけり人は名にのみ聞きわたりつゝ

三島江の岸にひまなきふかみどり君がみゆきをまつにぞありける

橋ばしらそれとばかりをゑるしにてむかしながらの跡を見るかな

三島江のあしまによする白浪のたちかへるべき心ちこそせね

君が代の久しかるべきためしにや神もうゑけんすみよしの松

たづぬれど昔ながらの橋もなしあとをぞそれと聞きわたりける

うちよする難波の浦のなみよりもこゝろぞかゝるあしの若葉に

天くだる神のゑるしに君にみなよはひゝゆづれすみよしの松

みゆきは院本御當にとあり平給本續後撰にて改めつ●名にのみ西小本なたのみとしたり

こそせね平本せばとあり

なみより信久本何よりしたり

あとばかり見えしなりけりこれやさは長柄の橋のわたりなるらん

立ちかへり見るともあかじみしま江のあしまをわくる水の白浪

まつほどゝひさしかりしを住吉の見てゝほどなくかへりぬるかな

音にのみ聞きわたりしを君が代のながらの橋を見るぞうれしき

かずへやるかたこそなけれ住吉の松の千とせゝひときならねゞ

○女房』次にゝ、一品宮女房の歌あれゞ、上皇の女房にや、別に陽明門院の女房歌なきゝいかゞ、こゝ、兩院女房の歌をうちこめたるにや。いづれとも詳ならず。○すみよしの歌』一首のこころ明らかなり。○君が代ゝの歌』君が御代ゝ風さへも心をよせて、枝をならさぬばかりに、住吉の松枝に吹きぬる音ものどかなりとにて、御代の泰平なるよしをいへり。○みしまえの歌』三島江は上に註せり。三島江の浪たゝぬ水に、影をうつしてのどかに見るとにて、こも御代のをづきよしを、過ぎこし三島江の水の、のどかにすみたるによせてよめるなり。○それながらの歌』長柄の橋柱ゝくちはてゝ、そのまゝにありながら、それとも見えぬさまにて、昔の橋のあとのしるべに殘りたりとなり。それながらに、長柄をそへたり。○はるかなるの歌』こゝ續後撰和歌集神祇に載せて、後三條院住吉に御幸ありける日よみ侍りける、大宰大貳實政（于時左中辨）とありて、作者本書とたがへり。或ゝ、實政女房の代作せしにや。○行く水にの歌』流れゆく水の跡をとゞめぬに、長柄の橋ゝ似かよひてありけり、されゞ世の人ゝたゞ、うはさにのみ聞き傳へて、年月を過しわたりたりとにて、わたり

ハ橋の縁語なり。○三島江の歌』三島江の岸にハ、深みどりの色に、松どもひまなくつゞきたるゾ、君が御幸を待てるなりとにて、松に待をかねたり。○橋ばしらの歌』橋柱を長柄橋の舊蹟のしるしとして、昔のまゝにくちはてたる長柄橋の舊蹟を見る事よとなり。昔ながらハ、長柄と、ながらとかけたるにて、新勅撰和歌集雜四に、讓德公に遣しける、讀人しらず「思ふこと昔ながらのはし橋ふりぬる身こそ悲しかりけれ」また、後拾遺和歌集に、上東門院住吉にまゐらせ給ひて、歸るさに、人々歌よみ侍りける、伊勢大輔「古にふりゆく身こそあはれなれ昔ながらの橋を見るかな」など見え、下に「昔ながらの橋もなし」といふ歌あり。○三島江の歌』たちかへるハ、浪のたちかへるとをかねていへり。○君が代の歌』この歌、詞花和歌集賀の部にも載せたり。○たづぬれどの歌』上の行水にの歌、及び橋ばしらの歌と、其意おなじ。○うちよするの歌』かゝるハ、浪のよせかゝるとまる意とをかけたり。○天くだるの歌』天降ります住吉の神の靈驗によりて、千年ふべき松の齡を、君にたてまつれよとなり。○あとばかりの歌』三句これやさゞよりとくべし。○立ちかへりの歌』立ちかへりハ、白浪の縁語にて、上の三島江のあしまの歌とおなじさまなり。○まつほどハの歌』御幸ありしまで、まつまハ久しかりしが、かく御幸ありぬれゞ、待ち遠く思ひしにハひきかへて、早くもかへりぬる事よとにて、こもまつを松にそへたり。但し、ほど字二ところにあるハいかゞ。○昔にのみの歌』長らの橋ハ、君が代の長き意にとりなしたり。○かずへやるの歌』住吉の松の千年のよはひハ、たゞ一樹のみにあらず、あまたの木なれゞ、幾よゝづとも、かぞふべきやうなしとにて、君が代は、幾千萬とも、かぞへつくしがたしとの意なり。

やは原本は字なし小本にて加へつ

二十七日云々四十二字平本なし

つくれば原本つくれるとあり諸本にて改めつ

二十六日、雨いたく降れど、さてのみやハとて御船出でぬ。上達部の船に殿上人乘りまじりて、ひねもすに遊びつゝのぼる。天の河といふ所におはしましつきぬ。二十七日、今日京へのぼらせ給ふとて、人々思ひ〳〵に裝束かへたり。八幡の程におはしまし着きぬ。松の緑も、常よりもことに見え、霞の間よりこぼれたる花のにほひも、春駒の澤にあさるも、をかしく見ゆるほどに、淀におはしましつきぬ。この程に、左の大臣（師實）御迎に參り給へり。いとおもしろく、清げにめでたき御有樣なり。人のまねぶをかきつくれゞ、ひがごとそらごとならんかし。』かへらせたまひても、日頃の有樣戀しう思しめす。御心ちともすれゞ、おこり〳〵せさせ給ふ。四月になりてハ、いと重くならせ給ひぬ。いかに〳〵と、誰も〳〵思し歎かせ給ふ。御堂にわたらせ給ひて、ともかくもならんと仰せらるれど、御車にもえ奉るまじければ、今日々々と延べさせ給ふほどに、四月二十九日御髮おろさせ給ふ。とのゝしるに、中宮（賢子）も、何か一日にても、ただのさまにてあるべきとて、尼にならせ給ひぬ。かくと聞かせ給ひて、女院（陽明）にもいと哀なりと思し召したり。夢の心ちのみして、いみじき御有樣なり。

○二十六日云々』雨甚しくふりぬれど、さやうに滯留してのみあるべき事かハといひて、御船を出

したりとなり。○上達部の船云々』上に、上達部殿上人の、舟を別にしてのりたる事見えたり。○天の河といふ所』河内國交野郡にあり。河内志に、天河原、出和州南田原星村、經石船渓至私市、與兼溯水合、經茄子作入禁野、入淀河、自源至此、渓幽水麗、風景奇絶、曾丹集曰、有仙女、來浴此水、少年盜藏衣、因不能歸去、遂爲夫婦、後三年而飛去、與江州余五湖、駿州三保浦、丹州奈具社、同一古話とあり。○二十七日云々』扶桑略記に、廿七日還御洛陽とあり。さて京へかへり上らせ給ふといひて、人々思ひ〳〵に、旅の裝束をぬぎかへたりとなり。上に狩裝束なるよし見えたり。○松の緑も云々』常盤なる松の緑も、通常より別段なる色して、迎へ奉るやうに見えたりとなり。○春駒の澤にあさる云々』あさるハ食を求むるにて、千載和歌集にも「みごもりに菜の若葉やもえつらむ玉江の沼をあさる春駒」とあり。○淀におはしましつきぬ』淀ハ淀の津ハ、西國より京師に通ずる要津なり。○いろ〳〵流れ集りたる川にて、其流攝津河内の間に入り、淀の津にて、威嚴あり、容儀滑げにして、げにめでたき樣とおもし〳〵しく云々』師實の樣子の、最も沈着にて、誤謬などもあるべしとも語るをかきつけたれバ、子なりとなり。○人のまねぶを云々』人のまねびて語るをかきつけたれバ、誤謬などもあるべしとなり。○日頃の戀しう思しめす』住吉御幸のほどのおもしろかりし事ども、思ひ出で戀ひ給ふとなり。○御心ち云々』後三條院御惱、ともすればなやましくし給ふとなり。御惱の事前にもあり。○四月になりてハ』四月に至りてハ、甚しく御惱重らせ給へりとなり。扶桑略記に、三月十八日、天下大赦、依太上皇御惱也、四月七日庚辰、天皇行幸太上皇宮、奉訪聖躬不豫とあり。○御堂に云々』御堂ハ法成寺なるべし。さて、法成寺に御幸ありて、後世を願ひつゝ、ともかくもならんと仰せらるゝ

齋宮下も字原本なし諸本にて加へつ給ひぬ原本給ふとあり西小本にて改めつ

れど、甚しき御重體にて、御車に乘らせ給ふ事だにかなはせ給はざりければ、一日々々と日を送らせ給ひしが、遂に四月二十九日御出家あらせられたりとなり。百錬抄に、二十一日上皇御出家、法名行空、依病急也と見えて、諸書同じさまなれバ、本書廿九日とせるハあはず。但し東寺長者補任廿八日とし、古事談廿四日とし、十三代要略七日としたれど、いづれも誤れり。○中宮も云々』かく上皇出家せさせ給ふ上、ひとり俗躰にてハあるべきにあらずとて、中宮も出家し給へりとなり。扶桑略記に、同日中宮落飾爲尼とあり。○かくきかせ給ひて』陽明門院は、あはれなる事におぼしたりとなり。きかせ給ひて、

遂に五月七日崩せさせ給ひぬ。宮々女院の思しめし惑はせ給ふさまかぎりなし。物おぼえさせ給はぬ御心にも、その日やがて一品宮（聰子）、女御殿（基子）、尼にならせ給ひぬ。後にて戒なども受けさせ給ひける。御はらからの前の齋宮（亘子）もならせ給ふ。あさましく哀なりともおろかなり。若くめでたき御髪どもをそがせ給ひぬ。いかにめでたくおはしますらん。かたちかへつれバ、四五十の人だに若くこそ見ゆれ。ましていかにおはしましけん。御忌のほどに、堀河（昭子）の女御もなり給ひぬ。堀河の院に、行ひてものせさせ給ふも哀なり。この院の御心地のほどにハ、百壇の御修法やなにやと殘ることなかりしかど、かぎりありける御事にや。例の內わたりにも、墨染に

いとゝ原本いととあり西平小本にて改めつ

權僧正原本權字なし僧中本にて加へつ

て、はえばえしきこともなし。五月雨(後冷泉)のいとど涙もよほすつまなり。過ぎにし御事も同じほどにのみおはしませば、故院の大貳の三位のもとに、少將の內侍、

またもなほのこりありけり五月雨にふりつくしてし涙と思ふに

かへし、

五月雨のむかしも今もなみだ川おなしながれと水まさりけり

靜圓

木幡權僧正、源中納言資綱のもとにかくなん、

すみぞめに衣のなりぬなぐさむるかたなきものゝ心なりけり

かへし、中納言、

涙して衣をそむるものならば藤のたもとにおとらざりまし

師明

御忌にこもらせ給ひて、月のあかき夜、仁和寺の宮、

山のはに入りぬと思ひし月かげもまたいでけるのいづらわが君

○遂に五月七日云々』百錬抄に、五月七日、太上皇崩于高房朝臣大炊御門亭、四葬神樂岡南麓とあり。○物おぼえさせ給はぬ云々』悲歎にうちまどろみ給ひて、前後もまらぬさまにおはします御ありさまなれど、其心の中にも、一品宮、及び梅壺女御のみ、出家し給ひしが、受戒の後にせさせ給へりとなり。今鏡ますみのかげに、白河院一つ御はらの御妹のみ、仁和寺の一品宮とて、ちかくまでおはしましき、聰子內親王と申すなるべし、後三條院うせさせ給ひし時、その日御ぐしおろさせ給ひて、仁和寺にすませ給ひきと見え、十三代要略に、女御源基子、延久五年五月七日爲尼、法王登とあり。○御はらからの云々』良子內親王は、後三條帝の御姉にて、陽明門院の御腹なり。○若くめでたき云々』聰子內親王のみ、長秋記、編年殘篇によれば、この時廿四にならせ給ひ、女御基子のみ、中右記によれば、二十八歳にならせ給へり。○かたちかへつれば』さまかへて尼となりぬれば、四五十の人にてすら、若く見ゆるを、まだ三十にもならせ給はぬ方々なれば、いかにうるはしくおはしますらんとなり。○御忌の程に云々』昭子出家の事、詳ならず。○この院の御こゝちの程云々』御こゝちのほど、は御惱の間をいふ。百壇の御修法のみ、壇を百所設けて、行ふ修法なるべし。扶桑略記に、五月一日甲辰、五百僧侶延於院內、供養轉讀千部法華經とあるも、御祈のわざなるべし。○例の內わたりにも云々』例の如く、禁中にも、墨染の喪服にて、ものはやなやかなる事なしとなり。○五月雨のみ云々』五月雨のみ、最も涙を催す緣となるものにて、後冷泉帝崩御のをりも、五月雨の頃なりしかば、後冷泉帝の御乳母なりし大貳三位のもとに、少將の內侍の、歌をつかはしたりとなり。後冷泉帝のみ、扶桑略記に、治曆四年四月十九日庚申、寅刻天皇於高陽院殿崩、年卅四矣とありて、煙の後の卷の終か、又は本篇の始にありぬべきを、本書こゝにもらせり。○またもなほの歌』後冷泉帝崩御のをり、泣きつくして、涙のまたもあらじと思ふにも、かく涙の殘りありけりと見えて、こたびも泣きくらしたり。○五月雨のみの歌』五月雨のみ、水まさりければ、昔も今も、ふりつゝしても、なほつくる時なしとにて、後冷泉帝崩御のをりも、こたびも、

五月雨にて、おなじ涙川の水まさりぬれバ、いくら泣けど、涙ハつきざるべしとなり。○木幡權僧正』關白敎通の子にて、尊卑分脈に、寺、權僧正、牛車、一身阿闍梨、號木幡僧正、母小式部內侍、橘道貞女とあり。延久二年五月九日權僧正に任ぜられし事、歷代皇紀裏書に見えたり。○すみぞめにの歌』こハ續後撰和歌集雜下に、後三條院御いみにこもりて、中納言資綱のもとにつかはしけるとありて、歌の意わかぬふしなし。○涙しての歌』涙を以て、衣を染むる事を得るものならバ、藤の衣にもおとらず染まらむとなり。藤の衣ハ喪服にて、浦々の別の卷(卷三、六五)に註せり。○仁和寺宮』仁和寺御傳に、大御室性信、三條院第四御子、御母羽林大將軍濟時女也、寬仁二年八月廿七日丙辰入濟信僧正室とあり。○山のはにの歌』山のはに入りぬと思ひし月かげハ、かくの如く再び出でけるに、其如く、雲がくりましぬる我君ハ、いづれより出で給ふべきぞ、今は再び出で給はぬぞかなしきとなり。

宇治殿の下屋本も字あり
左の大殿平小本左大臣殿とあり
右の大殿信本左のおとゝとあり●御恩信久本御惡とあり
いくそかは大本いくそばくかはとあり
さまに屋本に字なし
申し、久本申かしとあり

布引の瀧

宇治殿(頼通)重く惱みわたらせ給へバ、いつとなき御事にて過ぎつるを、遂に二月二日にうせさせ給ひぬ。左(師實)の大殿、皇太后宮(寬子)など、思し召し歎かせ給ふさまおろかならず。右(師房)の大殿も、年頃の御恩のほど思し召すに、劣らぬ御心の中なり。高倉殿(隆姫)のうへ、一宮(祐子)などもいかがはおろかにハ。八十餘年世の一の人にておはしましつる、御蔭にかくれつる人々いくそかハ、高きも短きも、釋迦佛のかくれ給へるをりの有樣に劣らず、涙をながしたり。山々寺々の僧なども、さまざまにとぶらはせ給ふ。をりにつけて、夏は涼しかるべきさまに、冬ハ風を防ぐべき御心おきて、さびしきほど思しはかりとぶらはせ給ひし、心清き奧山のひじりどもに、百萬遍を滿てさせとぶらはせ給へるを、いかでか世にハあるべからんと、忍び申すさま哀にいみじ。入道殿(道長)の六十餘年榮えさせ給ひて、かくれさせ給ひしだに、いかがハ人の忍び申しし。これはた今年八十三にぞならせ給ひける。いとさいそがしく事ゑげくもおはしまさで、靜に宇治の御堂におはしまして、御心のかぎり、木深き人をも思し召し尋ねつゝ、とぶらはせ給ふ。人をもかへりみさせ給ひつれバ、忍び

つかうまつりし二所（原本う字なし）信眞（原本●）本にて加へつ●かくて原本かくはとあり）四本にて改め●すると原本なし）四本に●いと原本なし）久加へつ

申す人の多かるもことわりなり。何の數ならぬ下部、年頃つかうまつりけるものどもの、泣き惑ひたるさまことわりにいみじ。かはらけつくりなどいふものさへ、年頃幾年か參りつかうまつりて、かくて今ゝ、いづちとてかは參り侍はんずるとて、聲も惜まず泣くもいと哀なり。』

○布引の瀧』白河帝の承保元年より、永保三年までの記にして、宇治殿賴通薨去、上東門院前御、法勝寺供養、大井川行幸、師通任大臣等を記したり。題號ゝ、承保三年、關白師實布引の瀧遊覽の事あり。歌どもあまた載せたるを以て名と云たり。○宇治殿重く惱み云々』扶桑略記に、承保元年二月二日、卯刻宇治前大相府薨、年八十三とあり。○右の大殿も云々』右大臣源師房は、賴通の室高倉殿隆姫のはらからにて、ともに具平親王の御子なれば、緣につけて、師房をひき給へること、前々の卷に、ところ〴〵見えたり。劣らぬ御心は、師實寬子等のかなしびに、劣らぬ御嘆きなりとの意なり。○八十餘年云々』八十餘年ゝ、御齡にて、一の人になり給へるゝ、寬仁元年、攝政になりしより、治曆四年宇治に遁れしまで、五十二年にて、今鏡梅の匂の卷に、この宇治おほきおとゞ、大臣の位にて五十一年までおはしましきとも見えたれば、こゝも五十餘年とありけむを、御齡と混じて誤れるなるべし。尙御齡ゝ、次に八十三にぞならせ給ひけるとあるにもかさなりて、いかにぞやおぼゆ。○釋迦佛のかくれ給へるをり云々』二月十五日、釋迦佛、拘尸那城娑羅雙樹の間にて、涅槃に入り給へる時、諸佛弟子より始めて、天人聖衆、あらゆるのものども、泣き悲みたるよしにて、鶴の林の卷（卷十一、一四〇、）道長葬送の條に、かの釋迦入滅の時、かのくしな城の東の門より出でさせ給ひけむに、違ひたる事なし、九萬二千集りたりけむにもおとらで、哀れなりとあるをも、併せ見るべし。○をりにつけて云々』心清き法師どもも、寒暑につけて、恩惠を加へ、さびしき程をとぶらひやりて、さて、それらに、百萬遍を滿たしめさせたるなど、法師をあはれみ給へる御心ゝ、世に珍しく、いかでまたあるべからんとて、奥山の法師どもまで、賴通の薨去をなげき、御あとを去たひ申すさまも、あはれにいみじとなり。○入道殿の云々』道長公の薨去、および、人々の追慕せし事ゝ、鶴の林の卷（卷十一、一二七、）につまびらかなり。○これはた今年云々』八十三ゝ、賴通の年齡なり。上に引ける扶桑略記にも見え、公卿補任等ともなじ。但し百錬抄、十三代要略、簾中抄にゝ、十二にて、さて延久四年四月出家せられたり。○いとさ云々』さゝ、玄かの意。さて賴通宇治の別墅に遁れしゝ、治曆四年に作れるゝ誤なるべし。○いとさ云々』さゝ、奥山の木深き所にこもり居る聖をいふ。○かはらけつくり』土器作にて、いやしき工匠をいふ。七十一番職人歌合に、かはらけつくりありて、其さまを載せたり。

かへらせ信本かへりとあり

御四十九日の事どもなど、いとめでたくせさせ給ふ。今ゝとて京へかへらせ給ふ御心のうち、その日よりもけに、いみじう哀に悲しく思し召さる。おはしましゝ所、御調度など、はかなく取りつかはせ給ひし御扇、たゝみがみまで落ち散りたるを御覽ずるも、いみじう哀なり。出でさせ給ひても、宇治殿へと思し召すことの

なき、あさましく思しめさる。僧をとぶらはせ給ふを、御かたみに思し召したり。』かくて世の中の色改りなどして、齋宮（淳子）にハ小一條院の式部卿の宮（敦賢）、故侍從宰相の皇太后宮の女房にうませ給ひける、居させ給ひぬ。宇治大納言（隆國）の御子の安藝守の女にて、母君もなからひあてやかなる人にて、齋院（嬉子）も四宮おりさせ給ひにしかバ、小一條院の侍ひける人を思し召して、瑠璃女御（政隆女）と聞えし腹に、中將（信宗）より備中守に（齊子）なり給へると、又女宮二人ものし給ひける。一宮居給ひぬ。いとめでたきことのみ多かる世なり。』

○御四十九日』長暦によるに、二月ハ小なれバ、御四十九日ハ、三月二十一日にあたれり。されど此間諸家の記錄なく、扶桑略記、百錬抄にも所見なけれバ、詳ならず。○今ハとて云々』七々日の間、師實など、みな山にこもりゐたるが、京に歸れるよしなり。○その日よりけに』賴通薨去の日よりまさりて、御いみよりかへり給ふが、悲しとなり。○たゝう紙』疊紙にて、懷紙をいふ。和訓栞に、帖紙、或ハ疊紙と書り、たゝむ紙とも見ゆ、折形あり、類聚雜要抄に、疊紙二帖、紅紫入白粉といふ云々とあり。貞丈雜記にも見えたり。○世の中の色改り』喪服を脱ぎて、常の衣服に改めたるをいふ。○小一條院の式部卿の宮云々』故侍從宰相の皇太后の女房詳ならず。皇胤紹運錄三條院の系に、敦賢親王（式部卿、小一條院御子、）の御女、淳子女王（號式部卿宮、母伯耆守源親方女、）とあれば、この女房は、親方の女にて、親方ハ、六條左大臣重信の孫、左中將宣方の子なるよし、尊卑分脈に見えたり。さて思ふに、この侍從宰相は、源基平のことにて、その御女基子は、後三條院の女御なれば、それに仕へ奉れる女房にて、皇太后とあるは、女御の誤にやあらん。尚よく考ふべし。かくて、一代要記白河天皇の條に、齋宮淳子女王（延久五年卜定、式部卿敦賢女、承保四年退之、依父喪也、）と見えたり。○宇治大納言の御子の云々』この三十二字、齋宮の系をいへるやうに聞えて、紛らはし。かならず次第を倒りたるなるべし。○齋院も四宮云々』こも、一代要記同條に、齋院篤子内親王（延久五年三月十一日賀茂齋、同七月退之、太上天皇（後三條）登霞、）とありて、齋宮卜定、及び、齋院退下ハ、ともに去年の事なるを、こゝに齋院卜定のついでに記したりと見えたり。○小一條院の云々』小一條院、わが御方にさぶらひける女房を思召して、瑠璃女御と申しゝ、その御腹にうませ給へる御子三人、信宗中將と、女宮二所とものしたる、その女一宮、齋宮にゐ給ひぬとにて、宇治大納言の御子の安藝守といへるハ、すなはち瑠璃女御の父をいへるなり。本朝皇胤紹運錄小一條院の御系に、齋子女王（齋院、號春日齋院、母下野守源政隆女、號瑠璃女御、）源信宗（正四下、左中將、民部大輔、備中守、號宇治中將、承保元六卅卒、母同春日齋院）とありて、同腹の女宮今一所ハ見えず。さて賀茂齋院記に、齋子內親王、小一條第五之女也、母下野守源政隆女、承保元年卜定とありて、月日を記さず。

后たゝせ給ふべけれど、隙なきことをいかがと思しめされて、后を院になし奉らんと思しめす。左の大殿（師實）の女御殿（賢子）だにならずおはします。六月八日后の宣旨くだる。二十日大饗とて、人々さるべき事どもあたりなど、いとめでたし。十六日に太

301018

あさましく信ホめざゝしくとあり

女にて三字原本なし西平小本にて加へつ㊀人にて西小本人にぞとあり一宮原本二宮とあり屋本によりつ

三條院
- 小一條院
  - 敦賢（實小一條院御子）
    - 淳子（齋宮）母源親方女
  - 小一條院
    - 信宗
      - 齊子（齋院）
      - 女子

㊀母瑠璃女御源政隆女隆國孫

左の大殿平本左大臣殿としたり

女院原本女御とあり西平本にて改めつ●皇太后原本太皇太后とあり屋本にて除きつ

給はで下は字原本なし西本にて加へつ

院分四平本院はとあり●などか原本なしとあり諸本に改めつ

章子
皇大后宮女院にならせ給ひぬ。年頃も一所院にならせ給ふべし。次第にては、寛子皇大后宮ならせ給ふべし。さらずは中宮こそは、後三條故院の后にもおはしまし、内のまゝはゝにもおはしませばなど申しつるを、太皇大后宮ならせ給ひぬれば、后にてもおはしまさでと申す人もあり。又ならせ給はでいかがはなど申す人もありけり。御門の御親ならぬは、まだならせ給はざりければ、珍しきことに人まをす。御門の御親ならでゝ、受領などゝゝえさせ給はじとて、たまはらせ給はず。ことごとは、后におはしましゝ同じことなり。「例は御門の御女后にたちて、後に女帝に居給ふもなくやゝありける。ましておはす。大女院は、我御院分を譲り申さん」と、奏せさせ給ふ。四條宮寛子を太皇大后宮と聞えさせ、つぎ〳〵のぼらせ給ふ、例のことなり。』

○后たゝせ給ふべけれど云々』皇后冊立の事あるべけれど、をりふし三宮おはして、空位なきをいかゞせむとて、まづ太皇大后章子を、女院にあげ奉らむと思召すとなり。○左の大殿の女御殿』師實の養女賢子、この頃御懐姙のほどなるを、六月八日、立后の宣旨ありとなり。但し、この宣旨は、兼宣旨にて、冊立ゝ二十日、やがてその日大饗ゝ行はるゝなり。その根合の巻(巻十三一〇四)章子内親王立后の條に、二十五日(六月)に后の宣旨くだりて、七月十日大饗あるべしなどある程、この宮には、珍しかるべきことにもあらねど、猶そゞろさむくめでし、七月ついたち、京極殿にわたらせ給ひて、十日たゝせ給ふともありて、そこに註せり。さて扶桑略記に、延久六年(承保元年)六月廿日、丙戌、女御藤原賢子冊爲中宮、左大臣藤原朝臣師實之猶子、實是大納言源顯房女也とあり。○十六日に云々』但馬守藤原隆方朝臣記に、六月十六日、壬午、以太皇大后宮被下院號、二條院、雖無先例、以左府女御可被轉中宮職、仍被下件宣旨也、御封御季年官年爵如元、但大炊寮御飯停止云々と見えたり。○年頃も一所院云々』二條院々號を奉られ給へるにつきて、先例なき事なれば、とかくの世評ありしを、やがて記しとめたるなり。この時、太皇大后にて章子内親王、皇太后にて藤原寛子、皇后にて藤原歓子、中宮にて媞子内親王おはしましき。されば院ゝ、後三條院の皇后におはしましゝて、當代白河帝の御繼母にさへおはしませば、院號を上るべきなりと、かねて申しつるを、つひに太皇大后院になり給ひしかば、御門の母后にもおはしまさずしてと、もどきいふ人もあり。又一方には、次第のまゝに、此太皇大后のならせ給はで、いかがゝあるべきなど、諸ひ申す人もありけり。されど、帝の御親ならぬゝ、これまで女院になり給へる例なければ、珍しき事に人申せりとなり。さるは東三條院、上東門院、陽明門院、みな帝の御母におはしませばなり。前に引ける但記に、無先例といひ、一代要記 白河天皇 後宮の條に、太皇大后宮 章子内親王 承保元年六月十六日停后號、二條院、非帝母儀賜院號初例也 とも見えたり。○御門の御親ならでゝ受領などゝゝ云々』受領ゝ例の年官を賜る事なり。ことぐ〳〵ゝ、他事にて、受領の外の事ゝ、太皇大后の時にかはらずとにて、御封季御服等の類をいふ。されど上に引ける但記、および類聚符宣抄に載せたる宣旨にも、二條院、御飯宣旨停止

中宮下四本の字あり●左のの大殿信本左のおとゝとあり

皇后宮原本宮字なし西平小

者と見えたれバ、これのみぞ、后にかはれるなるべき。〇例ハ御門の御女云々』天皇の皇女、立后の後、更に帝位を継ぎ給へる例もあれバ、まして、皇女立后の後、院にならせ給へらむに、院分の御領などてあるべきかはと、申す上達部もおはすとなり。こハ受領をとゞめられたるを、さハあるまじきよし、もどく人もありたりとの意なり。女帝にお給へる例ハ、推古天皇ハ、欽明天皇の皇女にして、敏達天皇の皇后となり、崇峻天皇の後を継ぎて祚を踐み給ひ、持統天皇ハ、天智天皇の皇女にして、天武天皇の皇后となり、同帝の崩御に及びて、御位に即き給へるなどをいふ。〇大女院ハ云々』二條院の、受領もおはしまさぬを、いとほしがり給ひて、わが院分を譲り申さむと、奏せさせ給へりとなり。〇四條宮を云々』一代要記に、太皇大后藤寛子、承保元年六月廿二日、爲太皇大后、皇太后藤歓子、承保元年六月廿二日爲皇后宮、延久五年四月二十一日落飾爲尼、後宮如元、とありて、並に二十二日と云れど、后、八月廿五日落飾爲尼、皇后藤原茂子内親王、公卿補任によるに、各宮司の任命を二十日にかけたれバ、猶立后同日の事なるべし。

賢子

中宮大饗の有様いみじうめでたし。左の大殿の萬おきてさせ給へバ、あかぬことなくめでたし。大饗の日のありさま、獅子狛犬もてまゐり、ひたき屋陣屋などの居るほどを、いとめでたく、拜禮などハ思ひやるべし。まことこの宮の御親の中納言は、一院の御時に、故民部卿の御子右衛門督と、一度に大納言になり給ひにき。

後三條　長家　顯房　忠家

御兄の左衛門督を引き越させ給ひて。齋院の御事に御心おかせ給ひければなるべし。先帝の中宮をば皇后宮、殿の皇后宮は皇太后宮、皇太后宮をば太皇大后宮。

娟子　歓子　寛子

本にて加へつ殿の二字平本なし●皇太后宮下をば大皇大后宮七字原本なし西小本にて加へつ

かゝるとあり信本にて改めつ●又下平本まだ二字あり●ける原本けりとあり平信本にて改めつ

思しめすらん云々廿六字屋印本脱せり活本によりつ

中宮の御有様を、大納言殿、殿の上など、いかに見奉らせ給ひけん。東三條なく磨きまつらひて、御髪あげて椅子のおましにおはします程、猶いふべき方なくめでたくいみじ。女房三日がほど、さまざまあかへたり。例の髪あげわたし、おものまゐる作法など、猶いとめでたきことなり。内よりは、疾く入らせ給へ」との御使夜晝わかずひまもなく、「昔も今も覺えおはすなどいはれ給ふ人々ものし給ひしかど、いとかゝるたぐひハ、又なかりき」とみ、聞きにくきまで申させ給ふ。

師實　顯房　師實　能長　道子

ぞ、内のふる人も、世の人も申しける。春宮大夫の女御のものし給ふ、前よりひびきて入らせ給ふをも、いかがは聞かせ給ひけん。御輿に奉りて、殿よりはじめ奉りて、上達部殿上人のこりなくひびきて入らせ給ひぬれば、又こなたにのみおはします。』後冷泉院の式部の命婦といひし人の腹に、源大納言殿の御子とて、いと美しかりける人、東北院に侍ひけり。

顯房　上東

内に聞しめして、忍びて召しければ、夜晝まゐりけり。山里に住みけれバ、それより、よひ曉に參りまかでするもをかし。ただならずなりて、男御子産み

白河　覺法　陽明

たりけれど、つゝましくや思しめすらん、内よりは、絶えて御消息もなし。女院ハ心苦しう思し召して、心ことにもてなさせ給ふ。大納言殿ハ、我女ならましかば、ま

顯房

子とは資本かゝる事はとあり●聞ゆるは印本聞ゆるもとあり活本によりつ

ゐらましや、いづこなるものゝ子とゝいふならん」、などの給はすると聞ゆるは、まことにやあらん』

○大饗の有様いみじうめでたし』大饗の次第、根合の巻(巻十三、一〇四)章子内親王立后の條を見て知るべし。○獅子狛犬もてまゐり云々』獅子狛犬の事は、耀く藤壺の巻(巻三、一四九)に、火たき屋陣屋の事ゝ、同巻(巻三、一五〇)に、拜禮の事ゝ、根合巻(巻十三、一〇五)に見えたり。さてその次第ゝ、江家次第立后事の條に、勅使次將參本宮、申宣命由、先敷座(帖茵)令著之、公卿一人執女裝束給之、藏人令持御椅子一脚、(紫檀地、螺鈿、白織物敷物、加白地紫文綾毯代、鎭子四枚、)大床子二脚、(塵蒔、螺鈿、蠻繪、高麗縟、加圓座一枚、)師子形二、御挿鞋一足、(盛柳筥、或加御膳具、銀器、並御臺盤等、)其儀如前、(公卿一人執女裝束給之、又給小舍人祿、絹二匹、)藏人下地再拜、退立御椅子、(撤御帳南面茵帖等、不撤唐匣等、)即立於畫御座跡、御挿鞋、(置鏡臺下、)師子形、(立御帳南面左右、)大床子二脚、立帳東頭、(東西妻、其上敷圓座一枚、)炬火屋、(立於庭中、)修理職時簡御膳棚、(以上、立於中門腋、)大臣被仰六府啓陣可參由、(或依仰、)大臣召膝突一枚、(次第仰之、先左右近將次左右衛門佐、次左右兵衛佐、)六府各率官人以下、一員、近衛十人參彼宮と見えたり。○一院の御時に云々』公卿補任延久四年の條に、權大納言正二位藤忠家、(四十)同源顯房、(卅六)十二月二日任とありて、俊房權中納言の上臈なりしを超えたり。引きこさせ給ひてにて、句とすべし。引きこさせ給ひて、大納言になり給ひきとあるべきを、上下おきかへたる文なればなり。○齋院の御事に云々』さて俊房中納言の引きこされたるゝ、齋院娟子内親王を、北方に迎へ給へる御事によりて、帝のむつがり給ひて、かくなりけるよしなり。その齋院降嫁の事ゝ、天喜五年九月、俊房いまだ參議にておはしましゝ時にて、烟の後の巻(上ノ、八)に、源大納言の御太郎君は、新中納言俊房と聞ゆる、かの朱雀院の二の宮ゝ、前齋院とて、皇太后宮とひとつ所におはしますに、

御乳母子を語らひて、忍び〳〵に參り給ひにけり、さて忍びて迎へ奉らせ給ひてければ、内春宮いと便なきものに思しめしたる中にも、東宮ゝ、一つ御腹におはしまして、心やましくめざましうおぼしめして、内にも、一人かくのみ思ひ侍るべも事にもあらずと、いみじく申させ給へば、かしこまりてものし給ふを、猶あかず、これよりまさりたらむ罪にもあたりなむと、いたく申させ給へば、いかなることかと、大納言殿ゝ思し歎かせ給ふ云々と見えたるをいふ。○先帝の中宮をば皇后宮云々』上のくだりに、四條宮を太皇大后宮ときこえさせ、つぎ〳〵のぼらせたまふ、例のことなりとあれば、この文ゝ、なくてもありぬべし。○東三條』中宮の本宮にて、大饗せらるゝ所なり。○御髮あげて云々』猶大饗の日の御有様なり。三日がほども、例の事なり。○春宮大夫の女御の云々』さて中宮の入内のさまにて、中宮のかく御覺えおはしますが、入内に、宣耀殿の女御のおはします前を、いかめしきひゞきにて、花やかに通り給ふを、女御ゝいかに聞き給ひけむ、さこそゝうらやましく思しけめとなり。○御輿に奉りて』中宮の御乘物なり。○又こなたにのみ云々』帝の、中宮の御方にのみおはしますよしなり。○式部の命婦』後冷泉院の女房にて、顯房の權の北方なり。但し、系譜詳ならず。○源大納言の御子』從一位源師子にや。次に引ける本朝皇胤紹運錄を見るべし。○東北院』上東門院の御所なり。師子、はじめ上東門院の女房なりしよしなり。○男御子産みたり』覺法々親王にや。本朝皇胤紹運錄の白河天皇の皇子に、仁、覺法々親王(二品、號高野御室、本名眞行、次行眞、母從一位師子、顯房公女、)とあり。仁和寺御傳に、高野御室、寛治五年十二月廿九日誕生とも見えて、こゝ白河帝御遜位の後の事なり。またこの女房の女ゝ、後に富家殿忠實の室となりて、その腹に、法性寺殿忠通を生みたること、今

鏡みかさの松の巻に、近くおはしましゝ法性寺のおとゞは、富家の入道おとゞの御子におはします、御母六條の右のおとゞの御むすめ、仁和寺の御室と申しゝ一つ御はらからにおはしましゝかば、其の北の政所、昔ゝ白河院にも參り給ひけるにこそ、仁和寺の法親王をば、師子王の宮とぞ、世には申しゝ、御母の萬名にやおはしけむ云々と見えたり。○我女なりましかば云々』白河院の、源師子の腹に、御子うませ給へることを、顯房の、さもなかりしよしいひなす詞なり。院のめし給へるを、我が御女師子にはあらず、もし我が女なりましかば、召させ給ふに、參らましや、さもなき事を、いかなる人の、かゝる事をいひ散すならむと、の給ひたりと申すも、眞實にやあらむとなり。

大女院（鏡子）をば上東門院とぞ、男などゝ申しける。又この頃おはします所に從ひて、東北院とも聞えさす。宇治殿この春うせ給ひにしを、思し歎がせ給ひし事おろかならず。御心ちうちはへ惱ませ給へば、女院（章子）わたらせ給へり。この院をば二條院とぞ聞えさせける。苦しげにおはしませば、いと哀に思しめす。夜もすがらいと苦しうせさせ給へば、三四日ばかりおはします。皇后宮（篤子）「渡らせ給はん」と申させ給へば、「さらんをりだに、御對面あるべく思しめせど、たびどころにおはしませば、狹くては、え二所ゝおはしまさじ」とあれば、口惜しくおぼしめす。』十月十六日御禊とて、世の中いそぎみちたり。女御代にゝ、故民部卿殿の大納言（忠家）をば、藤大

二所上え字原本なし西小本にて補ひつ

とぞ諸本ともとあり

納言と聞ゆる、姫君に、内の大殿幼くより子にし奉らせ給ふぞ、たゞせ給ひける。信長さらぬをりだに、物の色ゑざま心ことなる殿に、いかにまいてならべてならずと思し召せど、色ゝいとうるはしう、關白殿（教通）定めさせ給ふ。色々にまさるものなしとおほせらる。目馴れて口惜しう思し召せど、申させ給ふまゝなり。紅のうちぎぬは、猶制ありとて、山吹のうちたる黄なるうはぎ、りうたんの唐衣なり。そらだきの香なんすぐれたりける。さきざきも所々よりなん侍ひし」とて申させ給へば、大女院（上東）、二條（章子）、關白殿（教通）などより、車二つ三つづつ奉らせ給ふべしとありしを、大女院、つひに十月三日うせさせ給ひぬ。關白殿（教通）いとあはれに、ことわりの御年の程なれど、「又誰にものをも申しあはせて過さんずらん、何事も院に參りて申さんとこそ思ひしに、老のするに、樣々かくうちすてられ奉りぬること」と、泣かせたまふ。二條院（章子）、皇后宮（篤子）など、心ぼそく哀に思し歎かせたまふ。』

○大女院をば云々』上東門院ゝ、正しき院號にて、日本紀略萬壽三年正月十九日の條に、詔停后號、爲上東門院と見えて、衣の珠の卷（卷十、四二）御出家の條にも引きたるが如し。されば、男ゝその御本號をよび、女や、さらぬ內々には、御在所にしたがひて、東北院とも申したりとなり。すなはち上東門院の御所を、東北院とも、當時申したるよしなり。○宇治殿この春云々』賴通薨去の事、この卷（九七）

女院上大字二所原本なし信誤本にて加へつ

色は原本宮はとあり西小本にて改めつ

のはじめに見えたり。○皇后宮云々』皇后も、二條院とゝもに、後一條院の皇女にて、上東門院には御孫におはしませど、御見舞の爲に、わたり給はむと申させ給へるなるべし。○さらんをりだに云々』上東門院よりの御返事なり。かゝる御病ならぬ折だに、御對面あらまほしく思ふを、まして心細きほど、見奉るべく思へど、わが御殿にもあらぬ旅のすまひの狹ければ、二條院と皇后宮と、二所おはしますこと、かなふまじと申されければ、皇后宮ハ、えもおはしまさで、口惜しく思召すとなり。たび所とは、東北院をいへるにや。○十月十六日御禊』扶桑略記に、承保元年十月卅日、甲午、大嘗會御禊、行幸東河とありて、十三代要略、帝王編年記、皇年代略記、一代要記等、みなおなじ。本書に十六日とゑたるハ誤なり。○女御代には云々』女御代の事、樣々の悅の卷(卷二、一五)以下、あまた所に見えたり。さて群書類從に收めたる大嘗會御禊事に、白川、承保元年十月三十日甲午、節下右大臣、(右大將師房公)左大臣、裝束司權中納言藤泰憲卿、次第司權中納言右衞門督藤資仲卿、參木左兵衞督藤實季卿、(別當)女御代內大臣(信長公)猶子(實權中納言忠家卿女)と見えたり。但し、忠家を、權中納言としたるハ誤にて、本書に大納言とあるぞ正しき。○物の色ゑざま云々』裝束の色目や、ゑかたやなど、心ことなる殿にておはしますに、まして御女の女御代にいでたち給ふとて、なべてならず思しめせど、裝束の色どもハ、關白敎通の定めたまへる色々に、まさるものなしと仰せられて、別にハ色をつくし給はずとなり。○りうたん』龍膽にて、既に煙の後の卷(上ノ、二四)に註せり。○そらだきもの』耀く藤壺の卷(卷三、一三〇)に見えたり。○さきざきも所々より云々』女御代の出車を、方々よりいださるゝこと、前にも、所々よりありし事と申して、上東門院、二條院、關白敎通等より、二三輛づゝ奉るべしと、かねてありしをとなり。二條の下、院の字、諸本になけれど、恐らくハ脫せるなるべし。○つひに十月三日うせさせ給ひぬ』扶桑略記に、十月三日、丁卯、上東門院於法成寺阿彌陀堂崩、年八十七也とあり。女院小傳、百錬抄、十三代要略、古事談等おなじ。○ことわりの御年の程』上東門院の、高齡におはしましゝをいふ。○又誰に云々』關白敎通のなげきいふ詞なり。

御車原本御字なし西小本にて加へつ●この殿下は字原本もとあり西小本によりつ給へる屋本給ひつるとあり

內よりハ、關白殿を、御禊のことにて、「なこもらせ給ひそ」と申させ給へど、いみじきことありとも、いかでかこのたびの御事をつかまつらでハあらんとて、こもらせ給ひて、御送葬の夜も歩ませ給ふ。いみじうあはれなり。少しおはしましのきてぞ、御車にハ奉りける。この殿ハ七十九におはしましけり。いかでか歩ませ給はん。院ハ八十七にてうせさせ給ひぬるぞかし。悲しとても、つひの事なる、いとあはれなり。この殿のおはしますをりに、かくてあつかはれ奉らせ給へる、いとめでたし。年頃めでたくいみじうかしづかれ過さひ給へる人々も、雲烟にてあがらせ給ひぬる、猶いみじう哀なることなり。侍ふ人々泣き惑ふさまかぎりなし。おはしまさざらん後も、「女房などの、そこの人とて、あやしきさまにてちりうする、いと心憂きことなり、この西の院に、かくながらあれ」と仰せられおきて、變らずあるべき事どもなど、ゑおかせ給ひけり。この御堂のことは、關白殿(敎通)の御子、院

の小式部の内侍といひし人の腹に、木幡の僧正（静圓）と聞えしが知り給ひしを、うせ給ひにしかば、長谷（静覚）の法印として、同じ殿の御子知らせ給ふ。これもむかひ腹の御子なり。御忌のほどなども、殿籠り侍はせ給ひて、昔の御事思し出でつゝ、ゑほたれさせ給ふ。女房も、ことわりの御年のほどともおぼえず、いみじう月日の變はるにそへても、寄る方なく、なか〳〵里ならばあるべし。おはしまし所を見るにつけても、殿上人もなくなりもてゆく、大盤もちりつもり、さるべき人々、一人二人より居つゝ、哀にいみじき氣色、うら〳〵かになりゆく空の氣色にも、かきくらしたるに、哀なることつきせず。』

○御禊の事にて云々』大祓會御禊の事によりて、上東門院の喪にこもることなかれと、内より、申させ給ひしかど、關白敎通も、いかなる世の大事ありとも、この女院の喪にこもり、御送葬の事を奉仕せずしてあらむやとて、御送葬にも、歩みて供奉し、さて少しさし退きて後、御車に乘りておく り奉れりとにて、つひに御禊には、こもりゐ給へるよしにて、扶桑略記、此日御禊の條に、但關白大相國不供奉、依上東門院觸穢也とも見えたり。○悲しとても云々』さて上東門院の崩御も、悲しとても、人の死ぬるも、つひにのがれがたき事なるを、せめてこの關白敎通のおはしますをりに、かく世の大事をもうちすてゝ、御葬儀の事ども、いとねもごろにあつかはれ奉らせ給へるも、いとめでたしとにて、上東門院あまり御命長くおはしましゝかば、御はらからもみな身まかり給ひて、

唯この敎通一人のみこそあなれば、かくいへるなり。○おはしまさゞらむ後も云々』上東門院、崩御の後の事まで、ゑおき給ひて、今までつかはせ給ひし女房の、わがなき後に、その御所に宮仕せし人とて、あやしきさまにて、ちり〴〵になりぬるも、いと心うき事なれば、なきあとも、散らで、この西の院に、このまゝにてあれとて、そのまゝに、えありぬべき事など、遺言し給へりとなり。さるゝ女房の料とて、西の院をすまひに、その他所領なども、さるべくゑおかせ給ひつるなるべし。○この御堂のことは云々』法成寺のことも、はじめ靜圓僧正の領じ給ひしを、その後、靜覺法師管領し給へりとなり。小式部の内侍といひし人の腹とは、靜圓僧正にて、衣の珠の卷（卷十、一〇三）に、この頃きけば、大宮にさぶらひつる小式部の内侍といふ人、内大臣の御子などもたるが、この年頃、ゑげのゐの頭中將の子うみてうせにけりとありて、そこに註せり。尊卑分脈藤原氏敎通の系に、靜圓僧正、母小式部内侍、橘道貞女、靜覺、寺、法印、權大僧都、一身阿闍梨、號木幡僧都、寺、牛車、號長谷、母同信家卿女なり。○なか〳〵里なるも云々』却てわが里に散りあかれなば、かゝるさびしきさまを見すして、心安かるべしとの意。○大盤』臺盤にて、おものなどきこしめす盤なり。前々にあまた見えたり。○うら〳〵かになりゆく空のけしき』新しき春を迎へて、日のうら〳〵かになりゆくをいふにか。このわたり、猶冬のさまなるを、かく書きなしけむも、いかにぞや。

まことや、中宮（賢子）も今ゑばしとのみ惜み留め奉らせ給へば、にはかでやらせ給はで、程近くなりてぞ出でさせ給ひける。十二月二十五日ばかりより御氣色おはしま

給へば原本給へるとあり西本にて改めつ

きらゝか信本きよらかとあり殿大納言殿原故大納言殿とあり信本にて改めつ四五人下は字原本もとあり西小本にて改めつ

殘り西小本殘るとあり

おしいて原本いて二字なし西平小本にて加へつ

せば、御ゑつらひかへ、御修法の御加持數知らずのゝしりあひたり。伊豫守（定綱）の家、ゑもわたりなる所なり。せばくて、御修法の壇など、向ひわたりの小家ども取らせ給ふ。いみじう堪へがたげなる御氣色を、いかに〳〵と、誰もいみじう思し召すほどに、いときららかなる男御子（敦文）にておはしませば、誰が御心の中もいはんかたなし。殿（師實）、大納言（顯房）殿などの御氣色、いへばさらなり。内（白河）のまちつけ聞えさせ給ふ御心のほど、思ひやるべし。さらぬだにある御使、まして唯この殿の人にて、四五人へさぶらふ。ついたちの日の御ゑつらひ、雪の山に入りたらん心地するに、朝日花やかにさし出でたらんやうに、若宮の御光さへそひて、こと更に鏡を見るともかくこそへと覺ゆ。雪もまことにいみじう降りたり。人の心のうちに思ひける。

承保二年正月二日、七日夜にあたりたれば、上達部殿上人殘りなく參り給へり。白き袖口裾のかさなり、こちたくておし出で渡したり。うちまきは空に知られぬ霰と見えたり。折しも積る雪、殊更のやうなり。今日は内の御産養にて、例の作法にことをそへいみじ。祿の辛櫃御前にかきたて、祿賜はる程など、繪に書きたるやうにをかしうめだたし。後一條院の御産屋に、紫式部のいひつづけたる同じ事

なり。まねびそこなひに中々なれば、なん。年頃位におはしますに、かゝる御中らひに、男御子の生れさせ給へるは、久しくなかりけるに、いとめでたし。』

○中宮は今ゑばしと云々』中宮御懷姙の事、上の立后の條に、（上ノ一〇一）左大臣の女御殿、たゞならずおはしますとあり。さて御懷姙によりて、産屋に退出せさせ給ふべかりしかど、帝の、今ゑばしとのみ、惜みて留め奉らせ給へるによりて、今まで退出もえせで、御臨月近くなりてぞ、出で給ひけるとなり。扶桑略記に、承保元年十月六日、庚辰、中宮出禁中、行啓木工權頭藤原定綱宅、依懷孕七箇月也と見えたり。○伊豫守の家』これ木工權頭藤原定綱の家にて、洞院にありしよし、上に引ける扶桑略記に見えたり。さて定綱は、尊卑分脈小野宮の流に、公任の曾孫、經家の子に、定綱、藏播磨守、正四上、實宇治關白子也、母從二祇子、京極關白同母とあり。但、伊豫守の事見えず。○いときらゝかなる男御子にて云々』皇子御誕生のよしなり。水左記に、承保元年十二月廿五日、有御産氣、仍參入、廿六日、御産平安、男子也とあり。扶桑略記に、廿六日、辰時、中宮誕生皇子とも見え、今鏡ところ〳〵の御寺の卷にも見えたり。○さらぬだにある御使云々』かゝる折ならでも、中宮里におはしませば、御使ゑきりなるを、まして御産もたひらかにまちつけさせ給へる、皇子にさへおはしませば、唯この殿人四五人を、かはる〴〵御使にて、とぶらはせ給へりとなり。○ついたちの日の御ゑつらひ云々』承保二年正月元日にて、御産屋のゑつらひは、すべて白裝束におはしませば、唯雪の山に入りたらむこゝちすとなり。初花の卷（卷四、九九）後一條帝降誕の條に、雪深き山を月の明きに見渡したるやうなり、まねびやるべき方なし、とあるに同じさまなり。○雪もまことに云々』

只産屋のありさまの雪の如くなるのみならずして、まことに雪もふりたりとなり。〇人の心のうちに思ひける』女房などの思へるよしにて、この次に、歌などありけむを、脱せるなるべし。さらでゝ、この一句解し難し。〇うちまきゝ云々』うちまきは、散米にて、既に初花の巻(巻四、一一六)に註せり。空に去られぬ霰は、散米の白くちりたるが、霰の如く見ゆるよしなり。空に去られぬゝ、拾遺集に、貫之の「櫻ちる木の下風ゝ寒からで空に去られぬ雪ぞふりける」とあるに同じく、空よりふるものなる雪霰の、空よりゝふらでつもりぬれバ、いふなり。〇折しも積る雪云々』これまことの、空よりふれる雪にて、折しもまことの雪も、ことさらにふらせたるやうにおぼゆとなり。〇後一條院の御産屋に云々』後一條院御降誕の事をかきたる、初花の巻の事をいふ。それ今の世に傳はれる、紫式部日記といふものと同じきこと、その條(巻四、一一六)にいへり。さてこの度の儀も、かの後一條帝降誕の時、紫式部のかきつゞけたると同じさまなるを、つたなき筆に、まねびそこなひに去るさむれゝ、却てをこがましければ、去るさすとなり。〇年頃位におはしますに云々』年頃、天皇の位におはしまして、去かも皇后腹に、男御子の生れ給へるゝ、久しくなかりしに、めでたしとにて、さるゝ、わき腹、もしゝ儲貳のほどなどに生れさせ給へるが、多けれバなりけり。

三日は八日にて、色々着替へたり。やがて東三條へ渡らせ給ふ。紅梅のにほひを着たり。内(白河)には心もとながらせ給ひて、行幸あり。女房二人づゝ色をかへたるにほひを着たり。行幸の次に入らせ給ふ。儀式有様、この度ゝ、まして今ひときは光りそひてひびき入らせ給ふ。いつしか入らせ給ひて、宮見奉らせ給ふ。夜いたうふけぬれゝゝ、そゝのかし奉らせ給ひて、ぐし奉らせ給ひて、のぼらせ給ひぬる、猶々いみじき御有様なり。御子うまれ給ふとも、去ゝばし后ならでもおはしましなん。又后にても覺えよろしうてもおはしまさで、二つの事のさしあひて、かくしもおはしましけんこそ、あさましくめでたけれ。去ゝばし待なれてもおはしまさで、二十にだにならせ給はで、かくしもとゝのはせ給ひけんこそ、又見せまほしき人ありて、口惜しくなど思ふこともあるを、こなたかなた、たゞ上、おほぢ殿など、又いと(師房)いたうも老い給はでものせさせ給ふ、右の大殿(隆俊)ぞ、殿も上もねびさせ給へる。治部卿の上などゝまだ若う物し給ふ。弘徽殿にぞおはします。御五十日百日いはん方なくめでたく過ぎ行く。』

〇三日ゝ八日にて云々』正月三日ゝ、御降誕八日目にて、白裝束を撤して、常のさまに改めたりとなり。こも初花の巻(巻四、一一六)に、八日人々色々にさうぞきかへたりともありて、そこに註せり。〇東三條へ渡らせ給ふ云々』扶桑略記に、承保二年乙卯正月十三日、丙午、中宮自定綱朝臣洞院宅、遷御東三條第、用鳳輦、皇子絲毛車駕、殿上侍臣、幷朝大夫勤仕前駈とあり。〇行幸あり』同書に、十九日、壬子、行幸東三條第、皇子敦文爲親王、外戚公卿等庭前拜舞、次奏歌舞、天皇深更車駕還

女房二字平本なし

ぐし云々』原本なし四小平本にて補ひつゝ●うまれ四平小本うませとあり

こそ平本よりとしたり

治部卿下の字原本なし西本にて加へつ

宮とあり。百錬抄にも見えたり。○行幸の次に云々』同書同條の次に、即夜中宮行啓大内と見えたり。○御子うませ給ふとも云々」大かたハ、かく御子をうませ給ふとも、ゑばしハ立后などもせず、唯女御などにておはしましけむ、又御子をうみ、后にもなり給ひたるも、帝の寵愛さばかりならぬもおはしましなむ、さるに、この中宮ハ、后にて、男御子を産み奉り、ことに帝の寵愛も、なべてならずおはしませば、三つの事さしあひて、欠けたるふしもなくおはしましけむこそ、あさましくめでたきかぎりなれとなり。よろしうてハ、なみ〳〵なる意なり。○ゑばしまたれても云々』又この中宮ハ、御子なども、ゑばしおはしまさで、いつしかと待たれ給ふ事もおはしまさで、二十にだにならせ給はで、かくとゝのほり給ひ、御子もやがて生ませ給へるが、めでたきのみならず、御親族も、みなまめやかにおはしまして、この御有様を、見せまほしき人ありて、今ハ世になきを口惜しくなど思ふ事ハ、常にあるならひなるを、この中宮ハ、養はれ奉りし親左大臣師實、冊四夫妻、まことのおや大納言顯房、冊九夫妻など、いたく老い給はでおはしまし、唯祖父の右大臣師房、十六およびゑ祖母北の方のみハ老い給へり。又中宮の外祖治部卿隆俊五十一、此年三月十三日薨の北方などハ、まだ若くおはしまして、この御有様の見せまほしき人ハ、みなおはしまして、くちをしき事もなしとなり。隆俊は、顯房の北の方の親なり。○御五十日百日云々』例の五十日百日の儀も、いとめでたく、いはむかたなしとなり。

春宮（實仁）、二宮（輔仁）御年のほどよりハ、ものをうつくしうの給はせ、あさましくおとなしくぞおはしましける。この若宮（敦文）もいとめでたくおはしませバ、殿の上つと抱き奉らせ給へり。上も片時立のかせ給はず、もてあそばし奉らせ給ふ。御乳母二人、俊輔の兵衛佐の女、信濃守清實が女、周防守良綱が女、少將隆家が女など參れり。宮（賢子）又ただならずならせ給ひぬ。あまりなることは、ともかくも申さんにことばたらずぞありける。よき人々も參り集りて、花やかなる事ことわりなり。』九月廿四日に、左の大殿（師實）大井河に紅葉御覽じにおはしまし、殿も例ならず、なべてならぬかりの御衣奉らんとせさせ給ふほどに、關白殿（教通）御風のけしきおはしますとあれば、とまらせ給ひぬれバ、左の大殿關白の宣旨かうぶらせ給ひぬ。三四日ばかりありてうせさせ給ひぬ。すき臺盤などもてわたり、めでたきことかぎりなし。内の大殿（信長）に讓り奉らまほしく思しけめど、宇治の關白殿の讓り奉らせ給ひし御心を思しめせバ、いかでかハ。又さりとも、内の御氣色などのさるべきにもあらず、故院（後三條）の御時に、内の大殿になん、讓らせ給ふべかなる、」など聞えしをりにも、「宇治殿の聞かせ給はんが、かたはらいたきこと」とその給はせける。御心いとなだらかによくおはしましけり。一院（後三條）いとあざやかにすくゝしく、人に從はせ給ふべき御心にもおはしまさざりしかバ、關白（教通）殿も、え御心にもまかせ給はずなどありしかど、末になるまゝにハ、御なからひよくおはし

ましニ字原本なし西小本にて加へつ

人々下も宇原本なし平小本にて加へつ

左の大殿小本にて加へつ

左大臣殿信平本左のおとどとあり

たゞならず原本なし西平小本にて加へつ

後輔下の字西平小本にて加へつ

さぶらはせ平本とぶらはせとあり

給ひなど平本給ふなどとあり●など泣く印本なになくとあり活巣覽本によりつ

まして、御心地のほども、つとさぶらはせ給ひ、たちさらせ給ふ折ハ、尋ね申させ給ひける。されバ、故院の御事を思へバとて、東宮(寶仁)をも、ものへ渡らせ給へバ、參らせ給ひなどせさせ給ひけり。見奉らせ給ひて泣かせ給ひければ、「大臣ハなど泣く、いたき所やある、はらとりの女にとらせよかし、我もさこそはすれ」と仰せられければ、泣きわらひせさせ給ひてぞおはしましける。皇太后宮(歡子)、内(信長)の大殿などをも思し歎かせたまふ。上も今さらにいかがは思し召しけん。』

○春宮三宮云々』春宮實仁親王降誕ハ、延久三年二月にて、松のしづえの卷(上ノ、四〇)に、六月といふに、いときよらかなる男(春宮)にておはしませば、さるべき人々、おき所なく思さる。又(上ノ、六九)春宮に二宮ゐさせ給ひぬ云々、梅壺の女御、又いとうつくしうめでたき男御子(三宮)うみ奉らせ給へりとあるハ、延久五年正月にて、輔仁親王なり。○御乳母三人云々』俊輔の兵衛佐、尊卑分脈宇多源氏に、參議朝任の孫、尾張少將師良の子、俊輔、美乃介、從四下、母橘則理女とあり。兵衛佐の事見えず。又女子を載せず。信濃守清實は、同書醍醐源氏に、但馬守行任の孫、高房の子、清實、藏周防守、正四下とありて、これにも女の子を載せず。周防守良綱は、同書長良の流に、尾張守範永の子、良綱、藏使阿波、但馬、周防等守、歌人、正四下、母但馬守能通女とありて、女子、後二條關白家女房、後大納言師忠室、家政卿母、および高階泰仲妻、清泰母とある二人の中なるべし。少將隆家の系譜詳ならず。○廿四日云々』水左記に、九月十日、天晴、此日左府泛遊大井河、有管絃和歌事、於大井河出題、桂第而講之、有序代、作者有綱朝臣とあり。本書廿四日に係けたるハ、明年十月廿四日、大井河行事の日をまがへてかけるなるべし。猶下の大井河行幸の條併せ見るべし。○三四日ばかりありてうせさせ給』扶桑略記に、承保二年九月廿五日、甲申、卯刻關白前相府藤原敎通薨、春秋八十矣とありて、百錬抄、公卿補任もおなじ。○左の大殿關白の宣旨云々』水左記に、九月廿六日、霽、卯刻許、右大臣令參左府給、予同參入、頃之退出、申刻又參入、今日須被下關白之詔也、而自本所未被薨奏之間、先官中雜事上下文書等、被下可內覽左大臣之宣旨云々、上卿權中納言經信卿召仰此由權辨外記等云々と見え、公卿補任承保二年の條に、關白左大臣從一位藤師實、卅四左近大將、皇太子傅、九月廿六日宣旨、太政官所申文書先觸左大臣可奉行者とありて、百錬抄もおなじ。但し、關白の詔書は、扶桑略記に、十月十五日、癸卯、左大臣藤原朝臣師實詔爲關白、時年三十四也とあり。今鏡うす花櫻の卷にも見え、その儀は、水左記同日の條に詳記せり。○すき臺盤など云々』すきは、朱器にて、朱器臺盤は、藤氏長者代々の渡物なり。西宮記臣家大饗の條に、藤氏一大臣大饗、用朱器臺盤と見え、江家次第大臣家大饗の條の裏書に、藤氏長者朱器臺盤、閑院左大臣冬嗣公御物、在勸學院、長者初任之時渡之、正月大饗用此器也、自餘大臣大饗、用赤木黑柿机樣器等とあり。さて、水左記に、十月三日、天晴、酉刻自東三條后宮大夫被送書云、今日被渡朱器之後云々、頃之、被奉渡長者印、並朱器大盤等、越後前司長宗朝臣爲使、件朝臣依爲觸穢之人、自門外歸、式部大輔實綱朝臣先令申此由、次挿送文於文刺、令進覽之、左府令着衣冠給、御座東對面、職事右衞門佐清綱、散位親綱等、舁長者印辛櫃、置中門北廊長押上、次大舍人頭長明、大夫進基清舁居券辛櫃置同所、隨

仰件人々昇同辛櫃等、置出劵等令進覧、々々之後如本又置、又下家司等昇朱器長櫃四合、大盤盌五脚、小櫃一合、籠斤、持参中門裏、有綱朝臣奉仰召家司、取出朱器令置長櫃蓋上、下家司二人昇之置簀子上、實綱朝臣取大小朱器各一枚令御覧、々々了後歸置本蓋上、次下家司収籠斤進簀子下令御覧、々々之後、朱器等納本櫃安置之、今日請取件物之家司職事等、皆悉束帯、下家司或束帯、或衣冠也と見えたり。○內の大殿に云々』教通の心にて、關白をゞ、わが子內大臣信長に譲らまほしく思ひたるなるべけれど、頼通の、ただちにわが子師實には關白をゆづらずして、教通に傳へたる御心を思へゞ、いかでかゝ、師實をおきて、わが子には譲らむとて、かく師實に傳へたるなりとなり。○又さりとも云々』又教通の心は、信長にゆづりたくありとも、白河帝の御氣色の、さかるべきにあらずおはしまして、つひにかく師實には傳へたるなるべしとなり。○故院の御時云々』さるは、後三條院の御時に、教通關白を內大臣になむ、譲り給ふべくあるなるなど申しゝ折にも、帝宇治殿頼通の聞かむが笑止なる事よとて、教通の請をいれ給はざりきとにて、さてその折も、內大臣に譲らざりしかゞ、當代白河帝も、そを思召して、師實に傳へさせ給へりとなり。さて古事談臣節の條に、宇治殿使土御門右府(師房)令譲攝籙於大二條殿(教通)給之時、入道殿遺言趣云々、一度ゝ猶不信受、第二度之時、及零泪被悦申云々、而老衰之後、延久比、自宇治殿被申云、於今者如契約可被譲攝錄於左府、(師實)存命之時、心安可見置云々、返答云、此事私難申左右、可伺天氣とて、奏聞之處不許云々、仍宇治殿被遣恨遂薨給畢、大二條殿又薨逝之時、承保二年御約束於內府信長云々、仍左府愁歎出家、此間天皇渡御中宮御方、宮御前櫛之間、御涙はらへをとほりて御盛ぬれにけり、主上令奉慰問給、令申給云、左府も大納言

左の大殿平本左大臣殿とあり●ひといせ四字原本なし西平小本にて補ひつ

(顯房)も、倶可出家云々、仍吾も失面目、不能祇候之間、退出可出家云々、依之召宮御方職事、忽被仰可下關白宣旨於左府之由云々と見えて、本書の趣とゝなり。○一院いとあざやかに云々』あざやかゝ、物ごとに聰明におはしましゝをいふ。すく〳〵しゝ、すくよかにある意にて、剛毅におはしましゝをいふ。さて後三條院、聰明剛毅におはしまして、舊來の宿弊を一洗し給はむの御心なりしかゞ、よろづ關白などの申すに從ひ給ふこともなかりしかゞ、教通も、はじめゝ、すべて御心にまかせえずなどありしかど、末になるまゝに、帝關白との御中らひよく、御合躰ありて、後三條院御不豫の間も、教通ゝひたと御側に侍ひ給ひて、少しにても立ち離れ給ふ折ゝ、關白ゝいづらと、院の御たづね申させ給ひけるばかりなりきとなり。○されば故院の御事を云々』されば、後三條院かくれさせ給ひし後も、故院の御事を思へゞ、春宮をも思ひ奉るなりとて、春宮の行啓などおはします時ゝ、かならず參らせ給ひなどしたりとなり。○見奉らせ給ひて云々』又ある時ゝ、春宮を見奉りて、故院の御事を思ひいでゝ泣きければ、春宮は、幼き御心に、大臣(教通)ゝ何故に泣くぞ、痛き所あるか、もし腹痛などもあらば、女按摩になでさせよ、われも痛きをりゝ、さかせさするぞと仰せられけれゞ、さすがに、教通も泣きわらひをせられたりとなり。はらとりの女ゝ、按腹する女をいふ。今も按摩を、腹とり、按摩とり、などいへり。なきわらひゝ、泣きながら笑ふをいふ。こも今いふになじ。

師實
左の大殿の御有樣いとめでたし。この御腹の若君(師通)は、ひとゝせ御元服せさせ給ひて、中將にておはします、春日の使にたゝせ給ふ。昔宇治殿の少將にて使せさせ

給ふに、道長入道殿の「心づかひを」とよませ給へる、思ひ出でられてあはれなり。師實殿は、寛子皇太后宮に賴國が女侍らひけるを思し召しけるに、男二人ものし給ひけり。少將ときこゆ。今一人、靜意師明仁和寺の宮に奉らせ給へり。ちりたる御子どもいと多くおはします。同じ程、よそごのやうにうませ給へり。やんごとなきにハあらで、さるべきかたちよき名とりなる所々の中臈の人々なり。故女院の中納言の君とて、賴宗右の大殿の御子に、美濃守基貞と聞えし人の女の腹にぞ、數多ものし給ひけれバ、女院いと心苦しとて、女君をばいみじうかしづかせ給ひて、上に、乳母などもやんごとなきをとらせ給ひて、侍はせたまひて、今さらにと、人にいはれさせ給ひけれど、これに後の世のことのさまたげられねばこそハあらめ、この世ハさばれとてぞ、思しめしかしづかせ給ひける。されど、女院うせさせ給ひにしかバ、いかがものし給はんずらん。男君は二所ながら經實、能實迎へさせ給へり。』かくて中宮賢子にハ、この度は女宮にておはします。珍しきさまにおはしませバ、いと嬉しと、殿の上も思しめす。男にてうち續きおはしますもめでたし。又かくさまざまにておはしますもめでたくなんありける。心苦しき方そひて、美しういみじと、思ひ申させ給へり。御乳母は、宇治隆國の大納言の女、賴國が女の腹におはしける、宰相の乳母ときこゆ。又四條中納言定賴の女、はゝきの乳母といふ人なり。』若宮敦文ものいとよく仰せられて、姫宮嬉子を挑み申させたまふ。さまざまに美しうめでたき御有樣なり。』若宮敦文に駒くらべのかた御覽ぜさせんとて、金のらちゆひ、馬に人の乘りかたるかたなど造らせ給ふ。物見車など造らせて、御覽ぜさせ給ひけり。』

思し下召し原本なし西平小本にて加へつ●けり小本けるとあり　よそこ原本にそ子とあり西本にて改めつ●うませ下させ二字平本なし●名とり●君とあり屋本たるとあり下屋本故宇あり●右の大殿信平本右のおとゝとあり

これに原本たれにとあり西小本にて改めつ●られば信資本ならばとあり　給はんずらん原本給ひけんとあり西平本にて改めつ

○若君ハひとゝせ云々』公卿補任承保四年の條に、藤師通、十六左大臣長男、母右大臣三女、延久四年正月廿五日叙從五位上、元服同四月廿六日任侍從、六月廿二日任右近權少將、七月廿四日轉權中將とありて、累進して正三位にいたり、この年三月廿七日參議に任じ、中將を止め、四月九日左近大將を兼ぬるよし見えたり。この春日使ハ、承保二三四年の間なるべし。○昔宇治殿の云々』この事、初花の卷（卷四、）に見えて、心づかひハ、道長の「わかなつむ春日の野べに雪ふれば心づかひをけふさへぞやる」とある歌をいふ。尙其條併せ見るべし。○皇太后宮に云々』源賴國の女の、皇太后宮の女房にて侍ひけるを思召してとなり。尊卑分脈藤原師實の系に、家忠、花山院一流祖、母源賴國女、同清和源氏賴國の系に、女子、六條齋院宣旨、後拾作者、とある外に女子なし。○少將ときこゆ』公卿補任承曆四年の條に、藤家忠、十九左大臣二男、母故美乃守源賴國女、承保二年六月十三日任右近少將、四年正月廿九日叙從四位下、三月廿七日轉左近權中將と見えたり。○今一人云々』尊卑分脈藤原師實の系に、靜意、仁、法印、母同家忠公とあり。○ちりたる御子云々』わき腹に、そこゝゝと散りある御子との意、よそごのやうハ、他の子のやうにの意。腹々に、同じ程に、あまた生ませ給へるが、わが御子のやうにもあ

師實
- 師通 母右大臣師房女従一位麗子
- 家忠 母源頼國女
- 經實 母美乃守基貞女
- 仁源 母源則成女
- 行玄 母安木守忠後女
- 仁澄 母顯房公女四條宮女房
- 澄眞 母右大弁平定親女
- 覺實 母右衛門佐平行親女 但同母兄弟及猶子は略す

らずとなり。○やむごとなきにはあらで云々』さてそれら腹々は、みな品高き分際にはあらずして、唯然るべき容貌すぐれたる名をとれる、所々の中臈の女房どもなりとなり。○故女院の中納言の君云々』尊卑分脈藤原頼宗の系に、基貞、刑部卿、美乃、正四下、母近江守源高雅女従三公子とありて、その女子、大納言經實能實等母と見え、又、同書藤原師實の系に、經實、母美乃守基貞女、能實、母同經實卿とも見えたり。○今更にと云々』かく女院の尼におはします上に、年老い給ひて、今更に、女君御子などの事を心苦しがり、かしづき給はずともあれかしと、人にもどかれ給ひけれど、女院ゝ、かく云たりとも、後世の妨となる事にもあらず、この世にあらむほどゝ、さばれとて、頻はしきをも厭ひ給はずして、かしづき給ひけり。されど、女院失せ給ひし後ゝ、女君ゝいかにものし給はむとすらん。唯そのうめりし男君二人ゝ、殿のかたに迎へ給へりとなり。二所は、經實、能實の二人をいふ。尚この他の腹々に御子ありし事ゝ、上欄の系圖を見て知るべし。○かくて中宮には云々』中宮御懐姙の事、上に、宮又たゝならずならせ給ひぬとありて、こたびゝ、皇女降誕せられたりとなり。今鏡所々の御寺の巻にゝ、承保三年四月五日郁芳門院生れさせ給ふと見え、水左記嘉保二年七月十日の條に、承保三年四月、女三宮降生之時、七夜滅日、已然而公家有養產事と見えて、即十一日にて、丙申の日なり。後拾遺集賀に、故第一親王うまれ給ひて、うちつゞき前齋宮うまれさせ給ひて、内裏よりうぶやしなひなどつかはして、人々歌よみ侍りけるによめる、右大臣顯房、「これもまた千代のけしきのえるきかなおひそふ松の二葉ながらに」。又、萬代和歌集に、承保三年四月、皇女の九夜に、後二條關白内大臣「生初る二葉の松の行末ゝかねてはるかにたのもしきかな」

水の色下の字原本なし千載集屋本にて補ひつゝ●まら雲大屋給本しら雲とあり

などよめるは、みなこの時なり。○御乳母ゝ云々』宇治大納言の女、尊卑分脈醍醐源氏、隆國の系に、女子、右大臣俊宗公室、宗俊卿母とありて、他に女子なし。四條中納言の女は、同書小野宮の流、定頼の系に、女子、敦平親王室、女子、太政大臣信長室、離別とありて、他に女子なし。この中にや。○若宮云々』姫君をいどみゝ、姫君に、物などいひかけ給ひ、いどみかゝるよしにて、幼きちごの有さまなり。○駒くらべのかた』競馬のさまを、馬や、乗れる人や、らちなども、小く造りて、翫弄物に御覧せさするなり。

その頃、師實殿布引の瀧御覧じにおはしまします。道のほどいとをかしう、さまざまの狩裝束など、いふかたなし。業平がいひつづけたるやうにぞありけんかし。

師實
關白殿

さらしけむかひもあるかな山姫のたづねてきつるぬのびきの瀧

皇太后宮大夫顯房

水の色のただゑらゆきと見ゆるかなたれさらしけむ布引の瀧

皇太后宮大夫祐家

めづらしく雲井はるかに見ゆるかな世に流れたるぬのびきの瀧

皇后宮權大夫經信

絶えね原本たいねとあり平本にて改めつ

雲井よりとどろきおつる瀧つせいただきら絲の絶えぬなりけり

三位中將師通

みなかみの空に見ゆれゞ白雲のたつにまがへるぬのびきの瀧

權中將雅實

たちかへり生田のもりのいくたびも見るともあかじ布引の瀧

中將公實

よとともにこや山姫のさらすなるきら玉われぬぬのびきの瀧

播磨守爲家

みなかみゝ霧たちこめて見えねども音ぞ空なるぬのびきの瀧

家綱

いくひろときらまほしきゝ山姫のはるかにへたる布引の瀧』

○殿布引の瀧御覽じに云々』布引の瀧は、攝津志菟原郡の條に、布曳瀑布、在熊內村西、源自武庫山流、高十丈餘、如垂白布、因名とあり。菟原郡は、今、武庫郡に併せて、この瀧、神戸市に屬せり。さてこの遊覽の月日詳ならず。但し、下の三位中將師通、權中將雅實の官名によりて推究すれば、承保二年正月十九日以後、六月十三日以前の間なるべけれど、本書、往々官名などの、追記に

かゝる事あれば、さだかにいひ難し。尙、よく考ふべきにこそ。○業平がいひつゞけたるやう』こゝ、伊勢物語に、昔、男、津の國むばらの郡あしやの里に知るよしして、行てすみけり、其家の前の海の邊にあそびありきて、いさこの山にありといふ布引の瀧見に登らむといひて、登てみるに、その瀧、ものよりことなり、長廿丈、ひろさ五丈ばかりある石のおもてに、白き絹に岩をつゝめらむやうになん、その石の上にはしりかゝる水は、せうかうじ、粟の大さにてこぼれおつ云々とあるをいふ。○さらしけむの歌』たづねてきつるは、裁つ着つるといふをかねて、布の縁語なり。○顯房』官名を皇太后宮大夫とあるゝ、皇后宮の誤なり。公卿補任に見えたり。○水の色の歌』こもいと明かなり。千載集雜上に、京極前太政大臣、布引の瀧み侍りける時、よみ侍ける、六條右大臣として載せ、初二句、水の色のたゞ白雲ととあり。○めづらしくの歌』世にながれたるゝ、かの公任卿の、「名こそながれて」とよめるに同じく、世に名のきこえたるよしなり。一首の意明けし。作者祐家ゝ、故大納言藤原長家の子なり。公卿補任承保三年の條に、權中納言正二位藤祐家、四十一皇太后宮大夫とあり。○雲井よりの歌』こもとゞこほれるふしなし。○みなかみの歌』布引の瀧の、水上高く空に見ゆる故に、そのたつる水も、白雲のたつにまがへりとにて、たつゝ布の縁語なり。この歌、新古今集雜中に、京極前太政大臣、布引の瀧みにまかりたるに、二條關白內大臣として載せたり。○權中將雅實』公卿補任承保四年の條に、源雅實、十權大納言顯房卿長男、母治部卿源隆俊卿二女、延久六年十一月十九日叙正四位下、十二月日轉權中將、承保二年六月十三日爲藏人頭とあり。○たちかへりの歌』生田の森ゝ、攝津國矢田部郡にあり。さて生田の森ゝ、いくたびといはむ爲なり。一首の

意あきらかなり。○中將公實』公卿補任承曆四年の條に、藤公實、二十春宮大夫實季卿一男、母前大貳經平朝臣女、承保二年正月十八日從四位上、同年六月十三日轉權中將とあり。○よとゝもにの歌』こやいこれやの意にて、この津の國に、昆陽野あるをよせたるなるべし。まら玉われぬい、水のちるさまを、白玉の破れてちるにたとへたるなり。○播磨守爲家』播磨守と見えり。高階氏系圖に、大宰大貳成章の子、爲家、備中守正四下とあり。○みなかみいの歌』この歌、意詞ともに明かなり。○家綱』尊卑分脈賴通の系に、師實の弟、家綱、播磨守、正四下とあり。これなるべし。但、同書良門の流、實範の系に、家綱、信濃守、兵庫頭とあるも、時代いかなへり。○いくひろとの歌』へたるは、糸を綜るによそへていへり。

年かはりぬれば。承保四年といふ。所々の有樣、常よりもめでたう見ゆるに、中宮敦文媞子にい、男宮女宮、御戴餅のほど、いみじうめでたし。御乳母たちの美しうおはしますさまいふかたなし。二日い、殿に臨時客などいとめでたし。女房紅梅のにほひに、萌黄のうちたる着たり。制あれば數五つなり。されど、綿いと厚くて、少しともみえず、數多あるこそ厚きもあまりなれ。うち出でたるい、薄きいものげなきに、いときよげに見ゆ。上達部殿上人參り給ひて、御あそびあり。右の大殿師房物語じなどせさせ給ふ。『中將師道殿は三位にておはしますべし。去年の冬、民部卿俊家の婿にならせ給ひにき。內の御妹の宮達になど聞えつれど、いかに思しけるにか、かくなし奉らせ給へれば、いみじうもてかしづき聞えさせ給ふ。四にあたらせ給ふ姫君全子になん、ものせさせ給ひける。この民部卿い男一人、宰相中將師業にてものし給ひしい、去年の春うせさせ給ひにき。こと腹どもにい、いと多くおはすべし。大方、入道の右の大殿の御末、いと多くものせさせ給ふ。』かくて今の右の大殿師房、十餘日より風たこらせ給ひて、日頃になれど、更におこたらせ給はず。いかにいかにと御方々思しめす。』この十一日に、陽明門院に行幸あり。東三條に渡らせ給ひて、いみじうめでたましく思しめす。人々加階多くしたり。』

○中宮には云々』戴餅は、小兒に餅を戴せて祝ふ儀にて、既に初花の卷（卷四、四二）に註せり。○二日には殿の臨時客』臨時客の事、木綿四手の卷（卷六、一六〇）に註せり。○紅梅のにほひ云々』紅梅のにほひい、五衣にて、萌黄のうちたる故、ひとへ衣なるべし。○綿いと厚くて云々』制ありて數多くい着ねど、綿を厚く入れたれば、少なけれど、ものゝ〳〵しく見えたり。かく綿を厚く入れたるい、數多くていあまりに見え、又數少きに綿薄きい、うち出でたるにものげなき樣に、見ゆるを、これい數少けれど、綿厚ければ、清げなりとなり。○物誦じ』朗詠などありしなるべし。○去年の冬云々』承保三年の冬なり。この詮取の日月、記錄もなければ、徵すべきものなし。○內の御妹の宮達に云々』白河帝皇妹にい、聰子內親王、篤子內親王おはします。その宮たちを降嫁し給はむなど聞えたれど、いかに

右の大殿信小本右大臣殿とあり

にき原本にそとあり西小本●にて改めつしおはすべし云々廿一字原本なし四資小本●にて加へつ今の下右の大殿小本右大臣殿とあり

俊家
- 宗俊 母源隆國女
- 師綱 同上
- 基俊 母下總守高階順業女

基賴 母家女房 常陸介源爲弘女
宗通 母備前守兼兼長女 イ母雅通女
寛慶 母季範女
俊範
寛澄
濟觀
女子 全子

右の大殿平本右のおとゝとあり

御母原本御はらとあり西小本にて改めつ

思召しけるにか、俊家卿の聟になり給へれバ、民部卿も、この君をいみじうもてかしづきたりとなり。四にあたらせ給ふハ、俊家卿の四の君にて、尊卑分脈藤原氏俊家の系に、女子、全子、從一位、准后、攝政忠實公母、關白師通公北政所とありて、この他に女子を載せず。○宰相中將にて云々』同書同系に、師兼、伊與權守、參木、正四下、母同宗俊卿、(源隆國女)承保三三二卒とあり。公卿補任承保三年の條に、參議正四位下藤師兼、廿九、三月二日薨、籠居數月とも見えたり。○こと腹どもには云々』上欄の系圖を見るべし。○大方入道右の大殿の御末云々』賴宗の流は、堀河、中御門、一條、持明院、園、白河、高倉等にわかれて、末ひろく榮えたること、尊卑分脈に見えたり。○十一日に陽明門院に行幸云々』十三代要略に、承暦元(承保四年)年正月十一日、行幸左大臣東三條第、覲祖母陽明門院とあり。また、玉蘂嘉禎元年十二月六日の條に、代始兩社行幸後、有朝覲行幸例、白河院、承保元年二月十一日、(壬辰)朝覲行幸(陽明門院)とあり。此外、婚記、本朝世記等にも見えて、玉蘂に二月とせるハ誤なり。

右(師房)の大殿の風更に怠らせ給はで、いと苦しうせさせ給へバ、恐しき事を思しめす。二十日のほどなどにハ、いと重くならせ給へれバ、殿(麗子)の上も渡らせ給ひておはします。二月十七日に太政大臣の宣旨くだりぬ。いとめでたき御有樣になん。村上の御門の御孫、中務宮(具平)の御子、式部卿宮(爲平)の御女の御腹、いはん方なくあてにやんごとなき御有樣なり。中務宮の御母女御、麗景殿(莊子)の女御と申すも、中務宮の

めでたき下御字原本なし西平小本にて加へつ

めさる原本めさるゝとあり西小本にて改めつ

御女にておはしましき。されバ、かたがたただ人のすぢにハはなれさせ給へりき。御かたちいと愛敬づき、もの〳〵しくものせさせ給ひ、御才おはしまし、御手めでたく書かせ給ふ。中宮(賢子)を御孫にて、一(敦文)の宮を見奉らせ給ふ。關白殿の上(麗子)を御むすめにておはしまし、大納言(俊房、顯房)二人、宰相中將(師忠)、又法性寺座主僧都(仁覺)にてなど、いとめでたき御なからひなり。かくて終にうせさせ給ひぬれバ、誰も〳〵いみじきことを思し惑はせ思ふ。大將殿(故通房室)の上、今姫君など、申しやるべきかたなし。殿(麗子)の上も、かゝることも、御覽じならはぬ御心に、あさましういみじう思しめさる。御衣の色かはらせ給ふほどなど、いとあはれなり。上(尊子)の御心地などいかなりけん。中將と申しゝをりより、多くの年頃、七十餘にならせ給ふまで、見奉りならはせ給へるに、いふかたなき御心ちならんかし。』あはれにいみじけれど、よひ曉の念佛、御經供養せさせ給ふ。殿ばらもこもりものせさせ給へバ、さてもまぎれ過させ給ふに、御忌はてゝ、僧どもまかで、殿ばらもわが殿にわたらせ給ふほど、いみじうあはれに、心ぼそくのどやかに、何事もありしにかはる心ちせさせ給ふ。いふかたなくあはれなり。』

○二月十七日に云々』扶桑略記に、承保四年二月十七日、戊戌、右大臣源朝臣師房薨、年七十也、

瞑目以前、藏人頭源俊實爲勅使、被仰下可授太政大臣官之狀、薨了後宣命持來とあり。○村上の御門の御孫云々』師房の系圖、および子孫をいへり。今本朝皇胤紹運錄、及び尊卑分脈によりて、系圖を左に示すべし。

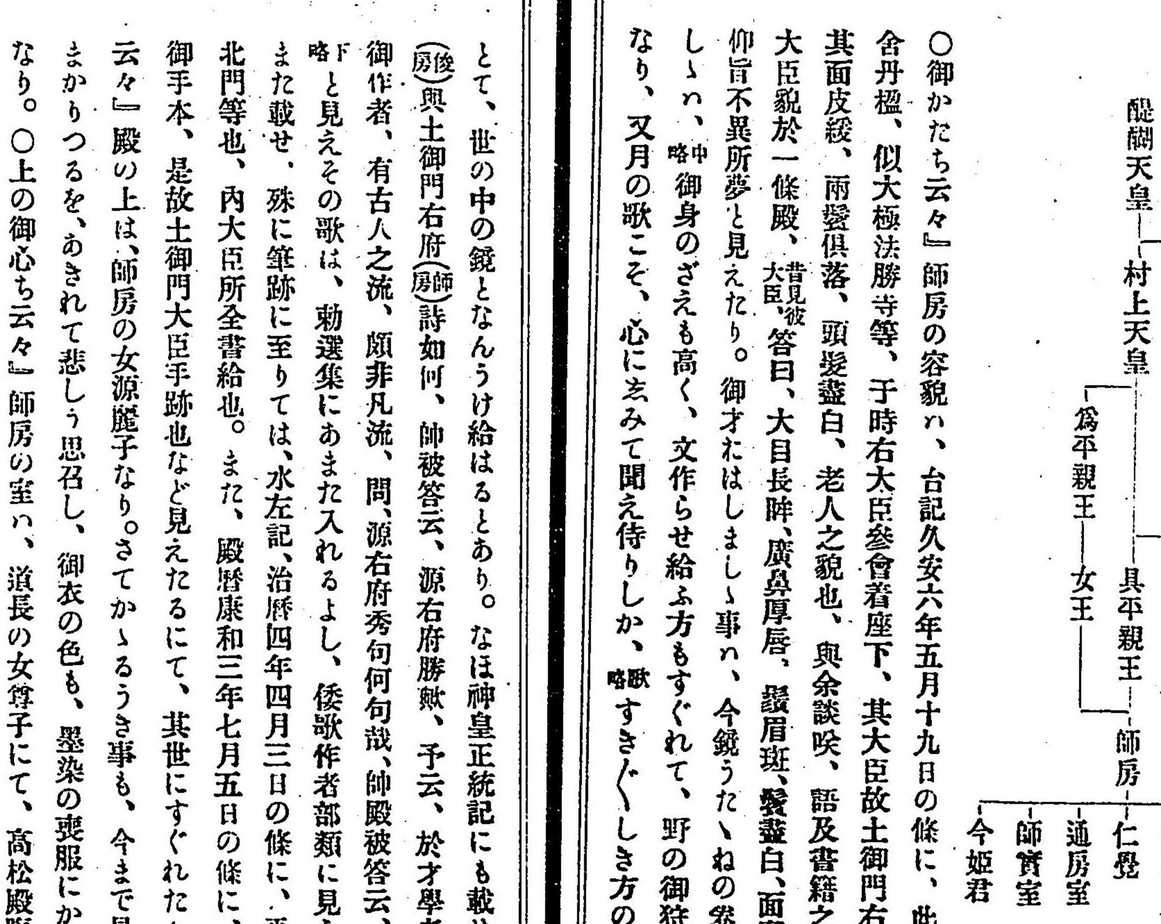

○御かたち云々』師房の容貌ハ、台記久安六年五月十九日の條に、此夜、夢依有齋會至尊大舍、其舍丹楹、似大極法勝寺等、于時右大臣參會着座下、其大臣故土御門右大臣也、（師房）束帶々劍、其面紅、其面皮綾、兩鬢俱落、頭髮盡白、老人之貌也、與余談咲、語及書籍之事、（其事夢忘却）後日問故土御門右大臣貌於一條殿、（昔見彼大臣）答曰、大目長眸、廣鼻厚唇、鬚眉斑、鬢盡白、面膚黧赭、面皮垂掩、頭低、今案、仰旨不異所夢と見えたり。御才たはしましゝ事ハ、今鏡うたゝねの卷に、土御門の右のおとゞと申しゝハ、（中略）御身のざえも高く、文作らせ給ふ方もすぐれて、野の御狩の歌の序など、人の口に侍りなり、又月の歌こそ、心にくみて聞え侍りしか、（歌略）すき〴〵しき方のみにあらず、土御門の御日記

とて、世の中の鏡となんうけ給はるとあり。なほ神皇正統記にも載せて、其詩は、江談抄に、問、左府（後房）與土御門右府（師房）詩如何、師被答云、源右府勝歟、予云、於才學者然也、非同年之論、詩者左府御作者、有古人之流、頗非凡流、問、源右府秀句何句哉、師殿被答云、樓臺美麗、拜奩匣鏡明之句也（下略）と見えその歌は、勅選集にあまた入れるよし、倭歌作者部類に見え、その文は、本朝續文粹にあまた載せ、殊に筆跡に至りては、水左記、治暦四年四月三日の條に、平等院額、以今日未刻懸之西門北門等也、內大臣所全書給也。また、殿曆康和三年七月五日の條に、午刻許、自院以忠清朝臣下給御手本、是故土御門大臣手跡也など見えたるにて、其世にすぐれたりし事を知るべし。○殿の上も云々』殿の上は、師房の女源麗子なり。さてかゝるうき事も、今まで見ならはぬ御心に、父師房の身まかりつるを、あきれて悲しう思召し、御衣の色も、墨染の喪服にかへさせ給ふほどなど、哀なりとなり。○上の御心ち云々』師房の室ハ、道長の女尊子にて、高松殿腹におはします。さて師房の、まだ中將と申しゝ折、嫁し給ひて、今年七十餘になるまで、多くの年頃見奉りなれ給へるに、かくみまからせ給へれバ、いふ方もなく悲しく、心細き御心ちならむとなり。中將と申しゝをりハ、萬壽元年の春にて、この聟取の事、後悔大將の卷（卷九、五二）に見えたり。○殿ばらもこもり云々』師房の御子たちをいふ。中陰のほどは、御子たちも、みな共にこもりおはしませバ、さはいへど、打まされて過させ給ふに、七々日の御忌もはてゝ、僧も退出し、御子たちも、おの〳〵わが殿にかへり渡り給ふほど、いみじうあはれに心ぼそく、ことにまぎるゝ方もなければ、いとのどやかにて、すべて師房のおはしましゝ折に、かはる心ちし給ふとなり。

昔御はらからたち、皆后にて三人おはしまし、春宮の女御、院の女御などにておはしましゝに、中將（師房）にておはしましゝを、婿どり奉らせ給ひしかば、あさましと思し召し歎かせ給ひけり。されど、かの宮たち四十にだに足らせ給はで、皆うせさせたまひにき。女院（上東）のみこそ、一所長くおはしましゝか。大臣の北の方にて、七十餘までさしならびおはしまして、數多の君達の御親にて、長く見奉らせたまふ、いとめでたし。后女御と申しゝ、めでたけれども、いと疾くすぎさせ給ひしに、關白殿の上、大納言（後房、顯房）たち二人、御孫にて中宮（賢子）の見奉らせたまふ、いとめでたし。大將殿（通房室）の一の宮（敦文）、姫宮（媞子）など、うみ奉らせ給へるをりしかど、後一條院には、入道殿の故中宮（威子）の一品宮と申しゝを、參らせ奉りおかせ給ひてしかば、故二條關白殿（教通）、堀河右の大殿など、え參らせたまはで、末の世に、後朱雀院（陽明門院（禎子）、相宗）にこそは參らせ給ふべかりしかど、后の御本意かなはせ給はず、ひまなかりしを御覽じで、思し絶えさせ給ひにしかど、いとめでたく、中宮をかく見奉らせ給ひて、かくも奉らせ給ふかひありて、御おぼえ世の常ならず、世のためしにもなつべくおはします、いとめでたし。』大將には、殿の三位中將（師通）、宰相にならせ給ひて、大將かけさせ給ひつ。宰相の大將と聞えさするし。殿こそは中納言の中將にて、おはしましゝか。四月に萬のことはじまり、あるべき事ども、殿にてせさせ給ふ。大將殿の上もわたらせ給へり。いとうつくしき御あはひなり。今年ぞ大將殿十六にならせ給へど、いとおほきやかに、美しう愛敬づき、めでたくおはします。』

○昔御はらからたち云々』師房の北方のはらから達三人は、后におはしまし、其他、春宮女御、（嬉子）小一條院の女御寛子などにて、たゝ人の北方になれるいなきに、この上のみ、ひとり師房の、まだ中將にておはしゝを、婿どり奉り給ひしかば、あさましと思ひなげきたりとなり。後悔の大將の巻（巻九、五二）に、高松殿の姫君は、六條の故中務の宮の御子のますみやと申し、關白殿の上の御弟におはしませば、やがて殿の子に云奉らせ給ふ、三位中將にてぞおはする云々、今の大貳惟憲が家土御門なるにて、婿どり奉らせ給ふ、その程の御ありさまおしはかるべし、女君心よからぬ御けしきなれど、男君それをも云らず顔にて、ゆげしおぼえたるさまもをかしと見え、尚そこの註に、大鏡の文をも引きたれゞ、併せ見るべし。○されど宮たち云々』枇杷皇太后、（妍子）萬壽四年九月、三十四にて崩御の事、玉の飾巻（巻十一、一）に見え、中宮威子、長元九年九月、三十八にて崩御の事、きるは佗しと歎く女房の巻（巻十二、一五四）に見え、春宮女御尚侍嬉子、萬壽二年八月、十九にて薨去の事、楚王の夢の巻（巻十三、一）に見え、小一條院女御寛子、萬壽二年七月薨去の事、嶺の月の巻（巻十八、一八八）に見えて、長きも四十にたらで、皆后にて平本て字なし●尊宮本信本下の字平にて加へつ

かの二字だに二字並原本なし西平小本にて補ひつ

右の大殿信平小本右大臣殿とあり●給ふべかり原本給へりとあり小本にて改めつ

中納言下の字四本にて加へつ

らぬ程にて、うせさせ給へる中に、上東門院をのぞき奉りてハ、この尊子のみ、大臣の北方にて、七十餘までさし並びおはしまして、數多の君達の親にて、末長く御覽じ給ふハ、后女御にて、はやくうせ給へるよりも、いとめでたしとなり。○大將殿の上などを云々』唯、御むすめに、后おはしまさぬよしをいへるにて、通房の室を、はじめは后にと思ひしかど、後一條院、後朱雀院にも、中宮威子、陽明門院など、はやく道長の參らせ奉りおかせ給ひしかバ、敎通、賴宗などだに、御女を參らせ奉らで、後朱雀院の時に至りて、はじめて參らせつるも、立后の本意をとげえず、ことに、后の空位もなきなどを鑑みて、通房を聟取りしハ、くちをしかりしかど、御孫にて中宮を見奉らせ給へれバ、これもめでたしとなり。○大將には云々』公卿補任承保四年の條に、參議正三位藤師通、十三月二十七日任、正中將、四月九日兼左近大將とあり。扶桑略記にも見え、江次第大將拜の條にも見えたり。○殿こそは云々』師實の中納言中將たりしハ、天喜三年にて、根合の卷（卷十三、一ノ九）に見えたり。○四月に萬のことはじまり』侍始などの儀なり。されど記錄なければ詳ならず。

行幸は此御時には、年毎に、みあれの日せさせ給ふ、始めたりし年、資綱の中將、

とよみ給へりき。師實關白殿の御賀茂詣に、例の世にありとある人御ぜんし、上達部殿上人參り給ふに、殿いとおもりかに、めでたき御有樣なり。中納言宰相など、わたり給ひて、末つ方に宰相にて、師通大將殿隨身つがはせ給ふ。ごぜんしておはします、

いとめでたし。いとふくらかに、愛敬づき、にほひやかなる御有樣にて、おはします。』能長東宮大夫殿の女御は、世を思ひなげきて、里にのみおはします。いと哀に、准三宮になし奉らせ給へり。殿も女御殿も、いかがハ哀に嬉しく思し召さざらん。中宮の御事思すにや、よろしからん。いかでかハさのみハ、これもおぼろげのことにもあらず。さまざまもかゝる事ハなかりしを、二條關白殿の御時に、さのみいとほしうやハとて、皇太后宮のならせ給へりしにこそ。昔ハ后一人たゝせ給ひぬれバ、御子たち多くものせさせ給へど、女御にてのみこそおはしますに、これハいとめでたきことなり。參らせ給ふことも、せめて、參らせ給へ」と、申させ給ひけれバ、その年の九月二十三日に、入らせ給ひぬ。十二月に、六條殿に内わたらせ給へバ、出でさせ給ひぬ。六條殿ハ所せばけれバにや、入らせ給はず。中宮ぞ宮々ぐし奉らせ給ひて入らせ給ひぬる。このほど女御殿ただならずならせ給ひにけれバ、東宮大夫、嬉しなども世の常ならず思したり。』

○行幸ハ云々』みあれの日、賀茂の祭日をいふなり。拾芥抄に、賀茂祭、爲中祀、諸司齋之、一云々、紀貫之集に、「人もみなかつらかざしてちはやぶる神のみあれにあふひなりけり」ともよめり。

せさせ原本させとあり西平小本にて加へつ●資綱の中將下酉小本此間二行アキタリとあり欲を脫せるなるへし

にハ久本してとあり准三宮原本唯字なし信本にて加へつ

六條殿四平小本殿字なし

嬉し下小本く字あり

倭訓栞に、みあれ、賀茂の祭にいへり、御生とも見え、或は御霊をもよめりと見え、古事類苑神祇部賀茂祭條に、按ズルニ、ミアレノアレヲ、舊説ニ、産出ノ義ト爲シ、別雷神ノ降誕ノ地ナル故ニ、此名アリトス、然レドモ、此名ハ、古ヨリ、社ヲ指スニアラズシテ、祭ヲ云フガ如シ、因テ意フニ、アレハ鮮明ノ義ニシテ、古事記雄略卷、及萬葉集ニ、鮮明ノ衣ヲ、アリギヌト云ヘルアリト同言ナルニヤ、ソハ此祭ニ、五色ノ帛ヲ以テ、阿禮ノ料トスルコト、内藏式ニ見エ、又大射ニ六色ノ幡ヲ稱シテ、阿禮幡ト稱スルコト、儀式、延喜式等ノ書ニ見エタレバナリ、朝野群載ニ、此祭ノ宣命ヲ載セテ、阿禮乎止己、阿禮乎止女ヲ進ムトアリ、亦鮮明ナル裝ヲ爲シタル男女ナルベシ、且後世マデモ、此祭ノ華美ヲ競フ狀ヲモ思フベシトあり。尚若花の卷（卷五、一八七）にも註せれバ、併せ看るべし。さてこの條、あまりに突然なるかきざまなれバ、上文など脱せるにや。下の歌をも脱せるを見れば、錯誤あることといとゝゐるし。○はじめたりし年』御あれの日の行幸始めてありし年をいふ。扶桑畧記に、承保三年四月四日、重行幸石清水宮、二十三日、戊申、行幸賀茂社、巳上二箇行幸、依別御願也、毎年三月爲石清水行幸之期、又毎年四月中申日、爲賀茂行幸式日。また百錬抄同年の條に、四月二十六日、行幸賀茂社、自今年以御阿禮日可爲式日之由、被載宣命（此後爲毎年事）と見え、十三代要畧もおなじ。○資綱の中將』中將い、中納言の誤にや。公卿補任承保三年の條に、權中納言正二位源資綱、五十七 中宮大夫とあり。これなるべし。さてよめる歌い闕げたり。○關白殿の御賀茂詣』公事根源に、四月、關白賀茂詣、中申日初度にて、日次をえらびて事有、天祿二年九月二十六日、攝政右大臣謙徳公かも詣の事有、是攝關の人の賀茂詣のはじめなるべきぞ、此事い、賀茂祭の前の日ある事なり、主人い乘車にて、地下殿上の前駈あり、白妙の御幣、神寶唐櫃やうの物をかたげもたさしむ、琴持、菅笠、深沓といふ物をめしぐす、上達部軒をつらぬ、社頭にて神拜あり、葵桂を禰宜持てまゐれバ、是を冠にかく、東遊、求子、するが舞など有と見えたり。○東宮大夫殿の女御は云々』一代要記白河天皇後宮の條に、女御從四位藤原朝臣道子、（内大臣能長一女、母贈從三位源濟政女、延久元年八月廿二日入太子宮、廿八、同五年七月廿三日爲女御、叙從四位下、承保二年十二月廿八日准三后、三十四、）とあり。○中宮の御事云々』帝も、この女御い、中宮にさしならべてい、よろしき御おぼえにおはしませど、中宮をおき奉りてい、いかでかさのみすさまじからむ、この女御をも、おぼろげの御寵愛にはあらずとにて、中宮にいくらぶべくもあらねど、此女御も、ひととほりの御寵にていあらざりきとなり。○さき〳〵も云々』女御にて准后の例い、前代にはなかりしを、唯皇太后宮歓子の、まだ女御におはしまし〳〵時、准后、その後、皇后にあがられ給ひしをいふ。一代要記後三條天皇後宮の條に、皇后藤原歓子、（右大臣教通第三女、永承二年十月十四日乙卯入内、同三年七月十日爲女御、同六年七月十日准后、治暦四年四月十七日爲皇后、准三宮後皇后爲代例也、）とあり。本書、上に、その事見えねど、根合の卷、（卷十三、一三三）梅壺女御准三宮にならせ給ひてとある條の註、併看すべし。○參らせ給ふことも云々』女御の御有樣をいふ。前に世を思ひなげきて、里にのみおはしますとありて、中宮の御おぼえにけおされて、參内もえせざりしなるべし。○その年』承保三年なり。○女御殿たゞならず云々』承保四年九月、皇女御産の事下に見えたり。

四五月ばかりよりあかもがさといふこと出で來て、世の人病むなど聞ゆるに、六七月になりてい、いみじう病みまさりて、のこるなくきこゆ。五十三年に出できたれバ、老いたる若きとなく、親子もわかず、一度にやみたれバ、起きたる人少く

病むなど下平本てのこりなくとあり●六七月云々廿六字平本なし

ぞありける。六七十の人〻人のもとにも少けれバ、いといみじくなんありける。昔なんかゝるものがさ出で來りける。綽子かんの殿のうせさせ給ひしをりゝ、いとかくはあらざりけり。三百年ばかりになりたるになん、かゝりける。秋深くなりてゝ、よき人々やませ給ふ。内、白河賢子中宮、宮だち、關子關白殿の上、大將殿など、師通皆同じほど、少しうちすがひなどして出でさせ給へバ、御いのり數をすらず。式部卿宮敦賢うせさせ給ひぬ。御女におはしませバ、淳子齋宮おりさせ給ひぬ。八月に、故右の大殿の御子能季堀河中納言、右京大夫通家、兵衞佐惟實、藏人家實なくなりぬ。中納言、兵衞佐ゝ、上もなくなり給ひぬ。あさましき世にぞ。但馬守高房、春宮亮經章などなくなりぬ。民部卿の北の方、但馬守高房の女、春宮亮の北の方など、大かたあさましきころなり。すぎ〳〵て内の一の宮、御もがさの名殘猶えおこたらせ給はで、八月六日終にうせさせ給ひぬ。誰も〳〵思し歎かせ給ふことかぎりなし。内にも殿にも、いかたなく歎かせ給ふ。大納言殿など、いかなる御心の中なりけん。』

○四五月ばかりより云々』あかもがさ、赤斑瘡なり。既に註せり。さて百錬抄に、承暦元年、承保今四年上自后宮大臣、下至庶人、崇煩赤斑瘡、親王公卿已下逝去者多、權右中辨師賢一人免此難とあり。○五十三年に云々』萬壽二年、赤斑瘡流行の事、嶺の月の卷（卷九、一八三）に見えて、それより、實に五十

三年にあたれり。されば、六七十の人にあらざれば、まぬかれがたきを、さる老人ゝ、誰が家にも少く、若き人のみ多き故に、この病に死ぬる人、いと多しとなり。○かんの殿の云々』尚侍嬉子薨去は、楚王の夢の卷（卷十三、）にあり。○三百年ばかりに、是歳、自夏至冬、患豌豆瘡、俗曰裘瘡、天死者多。また、同桓武天皇延暦九年の條に、是年、秋冬、京畿男女年三十已下者、悉發豌豆瘡、俗云裘瘡、臥疾者多、其甚者死、天下諸國往々而在と見えて、延暦よりは二百八十八年ばかりなり。天平よりこの承保四年までは、三百四十餘年なるを、こゝは大數を擧げたるなるべし。○内中宮宮たち云々』上に引ける百錬抄に見え、扶桑略記にも、上自一人下至庶人、莫不患赤皰疾矣、親王公卿五位已上、逝去之者多焉とも見えたり。うちすがひゝ、次の延語にて、ほと〳〵ならぶばかりにあるをいふ。きるは怙しと歎く女房の卷（卷十二、一五三）に註せり。さて方々、同時、若しくゝゝ少しさし次ぎて、殆と同じやうに、赤皰瘡いできおはしましたれバ、それ〳〵に、御祈ども數をらずとなり。○式部卿宮云々』敦賢親王は、本朝皇胤紹運錄三條天皇系に、敦賢親王式部卿、實小一條院御子、母同敦昌、とありて、御母は、大宮右大臣賴宗の女なり。さて扶桑略記に、七月十七日式部卿敦賢親王薨、三十九、小一條太上天皇敦明三男也とあり。○御女におはしませバ云々』一代要記白河天皇齋宮の條に、淳子内親王延久五年卜定、式部卿敦賢親王女、承保四年退之、依父喪也、と見えて、齋宮となり給びし事ゝ、前（上ノ一〇〇）にあり。○八月に云々』公卿補任承保四年の條に、權中納言從二位藤能季、卅九正月六日叙正二位、臨時八月一日薨、疱瘡九月五日薨奏とあり。○右京大夫通家』中納言經季の子なり。松の下枝の卷（上ノ八三）にも見えて、尊卑分脈に承保四七卒とあり。○兵衞佐惟實』系譜詳ならず。尊卑分脈、

少く下そ字原本なし屋信本にて加へつうせ下させ二字平本なし　なん二字平本なし

右の大殿平小本右大臣殿とあり

南家藤氏眞作の裔、兼任の子、惟實あれど、あれ〳〵あはず。或ハ惟實ハ伊實、兵衛ハ衛門の誤にハあらじか。伊實は、公信の曾孫、公基の子にて、同昏に、右衛門佐、従五位とあれバ、蓋し此人ならん。〇藏人家實』同書藤原高藤の流、隆方の子に、家實、文、藏、従五下、左衛門尉とあり。これなるべし。但し、職事補任に見えず。〇上もなくなりぬ』その北の方も、身まかりたりとなり。北の方の系も詳ならず。〇但馬守高房』根合の巻(巻十三、)にありて、水左記に、承保四年九月十三日、庚申、後聞、此日、但馬守高房朝臣卒去云々、鳥羽之後病、已及數十日云々と見えたり。〇春宮亮經章』同書に、八月廿九日、或人云、今日春宮亮平經章卒去とあり。〇一の宮云々』扶桑略記に、八月六日、癸未、今上第一皇子敦文親王薨、年僅四歳とあり。水左記に、八月二十五日壬寅、今上一宮於花山院近日令煩給、是御鳥羽後痢病云々、就中昨今重苦給云々、有種々御祈禱云々、九月六日癸亜晴、早旦參博陸殿、若宮御心地殊令苦給、大略懲少御歟、人々済々、良久歸家參博陸殿、先之、博陸參內給、良久歸給、此間、諸山僧等滿尊勝陀羅尼咒、予奉見若宮御體、更無可令存給之氣色、博陸、並上皇、宮大夫、御乳母等、悲歎之氣不可陳喪、見者心肝如焚、酉剋許女房等楊鳴咽之聲、戌終御非常了、御年四歳、哀哭之至、言語道絶、予依不可觸穢、忩退出と見えて、十三代要略も、九月六日に係けたれば、本書、及び扶桑略記、八月に作れるは誤なり。

東宮(龍長)大夫殿の女御(道子)承香殿と聞えさするを、九月十餘日、女宮(善子)うまれさせ給ひぬ。口惜しく思したれど、いとうつくしき御有様にぞ、思し慰めさせ給ひける。『中宮(賢子)ハ、「內に參らせ給へ」とのみ申させ給へど、思しあづみておはしますを、あさましき御ことも、一所にて聞えさせ合せさせ給はんとにや。せめて聞えさせ給へバ、入らせたまひぬ。內にハまづうちぐし奉らせ給ひて、おはしまさましものをと、思し召しいでられて、悲しく思しめさる。物などいとよくおほせられしも、さま〴〵思ひ出で申させ給ふことかぎりなし。御かたちなどの、世の常ならず、美しうおはしましゝを、いかでかハなのめに思し召さん、さらざらんにても、おろかなるべきかハ。大納言殿(顯房)など、まづ抱きおろし奉り、御はかし、御うちまきなどし給ひし心ちよげさハ、ひだり右にいみじかりしに、かぎりなき光を失ひたまへる、いかばかりかハ思されけん。』內にハ、姫子宮また、日頃にこよなくおとなびさせ給ひにけりと、美しく見奉らせ給ふ。いみじうあたひ、哀になづかしき御心ぞおはしましける。齋宮にゐさせ給ふべきさだめ出で來たるを、中宮(賢子)ハ一所おはしましゝをだに、哀におろかに思し召すべきにもあらず。ましてこの宮を、さはよそに見なし奉らせ給ひてんことを、いといみじう思しめし歎かせ給ふ。又ただならずならせ給ひぬ。猶さるべきと見えさせ給ふ御有様なり。』

〇九月十餘日女宮云々』前に、(上ノ、一三九)このほど、女御殿たゞならずならせ給ひにければ、東宮大夫嬉しなども、世の常ならず思したりとあり。さて水左記承保四年九月廿三日の條に、今日准后女御(道子)

有御産氣之由風聞、或人云、申時許平安降誕云々、但不知男女、入夜民部卿被座宰相中將御方、予依亂心地不例不令謁、令人問申女御御産事、被未給之所承爲皇女之由也者、世間氣願以寂寞云々と見えたり。本書十餘日とあるは、廿餘日の誤なるべし。○あさましき事も云々』一の宮敦文親王薨去のあさましき事をも、一所におはしまして、かたらひあはせ給はむとてにやあらむの意なり。○うちぐし奉らせ云々』帝ゝ、中宮の入內につけても、まづ一の宮おはしまさましかば、うち具し奉らせ給ひておはさむものをと、思しいで給ふとなり。○物など云々』前(上ノ一二五)に、若宮ものいとよく仰せられて、姫宮をいどみ申させ給ふとも見えたり。○さらざらんにても云々』より御かたちなどの、うつくしくおはしまさずとも、おろそかに思ひ申すべきにゝあらぬを、まして、世の常ならず美しうおはしましゝかば、一しほ哀しとの意。この二句、或說に、思しめさざらん、さらぬにてもとありけむを、寫し誤れるならんかといへり。○御はかしうちまき云々』御降誕の時、內裏より御劔を進せられ、又御湯殿のをり、散米など云給ひし時の心ちよさゝ、とにつけかくにつけ、いみじかりしにとなり。○齋宮にゐさせ給ふべきさだめ云々』一代要記齋宮の條に、媞子內親王帝一女、承保三年誕生、同八月十六日爲親王、承曆二年八月二日爲齋宮、とあり。○二所おはしましゝをだに云々』一宮敦文親王、およびこの女一宮とさしならびて、二所おはしまし時だに、おろそかならずおぼしめすを、まして一宮ゝかくれ給ひしあとのこの宮を、それゝ齋宮とて、よそに見なし奉らむことのかなしくて、歎きおはしますなり。○又ただならずならせ給ひぬ云々』中宮、また御懷妊ありしをいふ。さてかくあまたの御子をうませ給ふも、然るべき宿緣のおはしますこととと見ゆる御有樣なりとなり。中宮御產の事、下にあり。

思し下めし二字原本なし四小本にて加へつ●いかで下かは原本は字なし四小本にて加へつ●給へば原本給へるとあり四小本にて改めつかさり原本かざりとあり四眞小本にて改めつ●うたね四眞うたふとあり

さうぞきて云々十八字平本なし●すそう信本すげうとあり

阿闍梨下より二字原本なし

白河殿とて宇治殿（頼通）の年頃領ぜさせ給ひし所に、故女院（上東）もおはしましゝが、天ぐありなどいひし所を、御堂建てさせ給ふ。この二年ばかり受領どもあたりて、金堂ゝ播磨守爲家ぞ造りける。御堂も佛も、なべてならずおほきにおはします。疾くと急ぎ造らせ給ひて、十月二十餘日供養せさせ給ふに、中宮も渡らせ給ふべく申させ給ふを、さらでもと思しめしたれど、「かばかりの大事に、いかでかゝ御覽ぜではと、」せめて申させ給へゞ、渡らせ給ふ。いとめでたし、くもりなき庭に、紅葉菊のいろ〳〵、黃なる光もあかき光もそひたらんと見えて、所からにほひをまし、御堂の氣高うもの〳〵しきが、新しう赤く塗り立てられたるに、青やかに見え渡されたる御堂のかざりなど、極樂にたがふ所なげなり。瑠璃の地にこがねのいさごなどを敷かぬばかりなり。池の水すみわたり、船樂、うたぬに、なることはなかりけれと、おほつづみかけたるさまことごとしう、獅子狛犬の舞ひ出でたるほども、いみじう見ゆ。三百人の僧のうるはしくさうぞきて行道し、すそうなどをし加へて、千人の僧も拜みつべし。童花を折りてさうぞきたるもをかしう見ゆ。行幸などのほどもいとめでたし。別當、檢校よりはじめて、寺主、供僧なにかなどなり。阿闍梨よりなど、いとめでたし。いたう夜更けてぞ歸らせ給ひける。い

四小本にて加へつゝおはします下平本まゝ二字あり

かでかく思し召しよらせ給ひけん。御年も若くおはします、位にても久しうもならせ給はぬを、げに、さきの世より思し召しける御願にこそとぞ、見えさせ給へる。供僧にやんごとなき僧綱などなりて、供養法行ひ勤めけり。「天ぐえつくらせ給はじとねたがりいふ」と聞きしかど、かくて供養も過ぎぬめり。』

○白河殿とて云々』法勝寺供養記に、承暦元年十二月十八日、甲午、天晴、被供養白河御願寺。號法勝寺、また、同行幸の條に、御所者、本是左相府累葉之釣臺也、不改舊粧、只添新飾とも見えたり。○天ぐありなどいひし所』根合の巻(巻十三、一一四)に、白河殿には、つきせず昔をこひさせ給ひて、行はせ給ひておはします、天狗などむづかしきわたりにて、いみじうわづらはせ給ふとありしをいふ。○金堂は云々』供養記褒賞の條に、正四位下高階朝臣爲家、播磨守、又被下重任宣旨、從五位上坂近武、金堂工、文室眞人爲任、金堂工、税關如元、主伴延方、講堂工、法印大和尚位長勢、法橋上人位院助、雜慶已上佛師、と見えたるに知るべし。○御堂も佛も云々』扶桑略記承保四年承暦元年に、十二月十八日、甲午、供養法勝寺、建七間四面瓦葺金堂一宇、奉安置金色三丈二尺毗盧遮那如來像一體、花葉安置百體釋迦、光間同化佛十六體、二丈寶樓如來、花開敷如來、無量壽如來、天鼓雷音如來各一體、光間皆有化佛十二體、相好端嚴、光明映徹、即尋胎藏之深理、修供養之行法、又安置綵色九尺六天像一體、容顏奇特、左右圍繞、又安置八尺毗頭盧像一體、七間四面瓦葺講堂一宇、奉安置金色二丈釋迦如來像一體、化佛十三體、丈六普賢文殊像各一體、始從今日、於是佛前、延喞諸宗之學徒、轉讀一切之經論、十一間四面瓦葺阿彌陀堂一宇、奉安金色丈六阿彌陀如來像九體、即修常行三昧之業、爲往生九品之緣、又一丈觀音勢至菩薩像各一體、六尺綵色四天像各一體、拔濟之願不疑、擁護之誓何誤、五間四面瓦葺五大堂一宇、奉安置綵色二丈六尺不動像一體、丈六四大尊像各一體、降伏惡魔、消散怨靈、令修究竟祕密之行法、將爲直至成佛之善緣、一間四面瓦葺法華堂一宇、奉安置七寶多寶塔一基、珊瑚瑩柱更交、百寶之光瑠璃排扉、鎭添象曜之色、其中奉安置金泥法花經一部八卷、置六口僧侶、修三昧之行業、滅罪生善之詞、金言无違、千秋万歲之樂、瓦文不朽、五間四面二階瓦葺南大門一宇、安置二丈金剛力士、其外大門廻廊、鐘樓經藏、僧坊物具、莫不周備、云佛云堂、莊嚴甫就、遂定題額、號法勝寺、擇時日之曜宿、開廣大之齊會、禪侶之列三百也、髣髴于靈山之道儀法音之唱唄讃也、宛然于諸天之伎樂、法會勝概、冠絕曩時と見え、また今鏡紅葉の御狩の巻に、白河の御寺も、すぐれておほきに、やおもてこゝのこしの塔など建てさせ給ひ、百體の御佛など、常は供養せさせ給ふ、百盞の御あかしを一度にほどなく供ふるふりう思しめしよりて、前栽のあなたに、物の具かくしおきて、あづかり百人めして、一度にたてまつらせ給ひけるに、事おこなひける人、心も得で、少々まづともしなどしたりけるをも、むづからせ給ひて、更に一度にともさせられなどせられけりとも見えたり。○十月廿餘日供養』十二月十餘日の誤なり。水左記に、十二月十八日、今日法勝寺供養也、辰刻許有行幸と見え、前に引ける扶桑略記、百錬抄、および、法勝寺供養記等、みな同日に係けたるをもて知るべし。○中宮も云々』供養記に、次陽明門院、中宮、一品內親王等、行幸以前各渡御、於御所旁、女房皆以打出、奇香異彩、麗美爛熳千前とあり。水左記には、この他に、前齋宮、前齋院も渡り給へる事見え

たり。くもりなき庭に、紅葉菊のいろ〳〵云々ゝ、即女房の打出のさまをいへるなり。○御堂のけだかう云々』供養記に、前一日堂莊嚴、々々々爲體、佛像端嚴、堂舍□麗、毗首瑩滿月之烟、魯般盡成風之力、都盧、寶幡綵幡之微妙、繡楹玉璫之殊勝、當愛日以照曜、隨祥風以飄颻、□甚深、眞寶甚深也とあり。○瑠璃』七寶の一なり。淺緣の卷(卷六、一八六)に註せり。○池の水云々』供養記に、御所者本是左相府累葉之釣臺也、不改舊粧、只添新餝、龍頭鷁首、令浮碧沼以容輿、妙舞廣樂、近爲虹欄以經來、誠雖人間之壯觀、髣髴佛界之莊嚴者歟とあり。○うたぬに云々』大鼓ゝ、和名抄音樂具に、大鼓、律最樂圖云、爾雅云、大鼓(今案、俗或謂之四鼓、又小鼓有一二三之名、皆以應節次第取名也、)とある箋註に、按、伊呂波字類抄、亦大鼓訓於保川々三、又按、體源抄載通憲及師說云、東大寺寶藏有四鼓、其體頗異、則四鼓非大鼓也と見えたり。但し、供養記に、大鼓をかけたることを載せず。○獅子狛犬の舞ひ出たるほど云々』供養記行道のさまを記せる條に、定者散花、引頭、衲衆、讃衆、梵音、錫杖等、次第雁行、經金堂講堂舞臺等東西大行道、左右師子分舞、次樂人行列、衆僧行道、(上臈爲先)爰花夏緇素、南北老少、運步澤手之輩、不□(知カ)幾百千、是則依往昔之宿業、結當時之良緣也とありて、師子舞の事なり。枕草子にも、大門のもとに、こまもろこしのがくして、師子こま犬をどり舞ひ、さうのね、つゞみの聲、物もおぼえずともあり。○童花を折りて』童舞の美麗なる裝束をいふ。供養記に、堂童子左右各十人、圖書官人等、東西相分着庭中座、以下注之、左方四位二人、藤原行房朝臣、源清長朝臣、五位八人、平朝臣昌經、高階朝臣泰仲、藤原朝臣時房、藤原朝臣行綱、同以綱、平朝臣師季、□俊宗、源朝臣仲宗、裝束、蒲萄下重、馬腦帶、□履、右方四位二人、□公盛朝臣、□長宗朝臣、五位八人、橘朝臣資清、□基清、源朝臣隆長、藤原朝臣敦憲、藤原朝臣爲房、橘朝臣俊清、□師光、藤原朝臣孝清、裝束、躑躅下重、□犀帶、例履(以上注之)とあり。また、次伽陵頻八人、胡蝶八人、菩薩十六人、各捧供花、二行相分、經舞臺上、到御堂壇下、傳授於衆僧、(樂止、)伽陵頻、胡蝶、次着舞臺上草墪、先發樂、菩薩供舞、次伽陵頻供舞、卒打金鼓、樂人發樂、(廻抔樂)と見えたり。○行幸など云々』供養記に、次行幸、儀式如恒、天皇出御南殿、次寄御輿於南殿南階、近仗稱警蹕、公卿起陣座、著靴列立、次少納言源朝臣重資超進庭中、有鈴奏(有勅益、)次公卿已下五位以上、次第騎馬、行列、次御輿出自右衞門陣、大炊御門東折、至東納院、自二條大路東折、渡河原、(毎河瀨構橋、國々勤之)天皇入御西大門之間、雅樂寮著門外幄奏音樂、經講堂後就御出御御所とあり。○別當檢校より云々』別當檢校は、寺司なり。拾芥抄に。寺務、檢校、別當、座主、長者等、依寺不同と見え、寺主は、同書に、寺官、上座、寺主、都維那(謂之三綱)と見えたり。阿闍梨よりは、阿闍梨を寄せられたるをいふ。さて供養記に、次被定兩家別當所司三綱等、金堂供僧(檢校仁和寺御室別當大僧正、權別當、上座聖慶阿闍梨、)同堂供僧、(廣算律師、經命律師、增譽法印、濟覺僧都、信源僧都之)講堂供僧、(永超律師、朝花律師、圓豪法橋、)阿彌陀堂供僧、(公伊內供、長心阿闍梨、)五大堂供僧、(全圓阿闍梨、賴照阿闍梨、義範阿闍梨、)とあり。水左記にも見えて、下に、供僧に、やんごとなき僧綱などなりて、供養法行ひけりとあるは、これなり。○いたう夜ふけてぞ云々』水左記に、事了亥刻還宮と見えたり。○天ぐえつくらせ給はじとねたがりいふ』この白河に、寺などゝ、えつくらせたてまつらじ、必ず祟りをなさむなど、天狗どもいふと、世に聞えしかど、さるさはりもなく、寺を造り終へ給ひて、供養も事なくて過ぎたりとなり。

五節臨時祭など、例のやうにて過ぎぬ。若宮(敦文)の御事ぞつきせず思し歎かせ給ひけ

る。年かはりて、御戴餅のをりも、ことといみせさせ給はず、いみじき御心のうちなり。殿(麗子)の上などは、唯月日の過ぐるにつけても、たぐひなくいみじかりし御かたち有様の戀しう、いみじうかぎりなきものに思ひ聞えさせ、慕ひまつはさせ給へりし御有様などいみじう思し召し申させ給ふ。』二月一日、宇治にて、故入道殿(道通)の御れうに、八講などせさせ給ふに、四條宮(寛子)も、殿(倫子)の上に渡らせ給ひて、四五日ありて歸らせ給ひぬ。』中宮(賢子)の御うぶや近くならせ給へば、やう〳〵御いのりなど、いみじうせさせ給ふ。』三月晦日、内に歌合せさせ給ふ。例の左右いどみ、えもいはぬ洲濱など、例のことなり。何事にもいとめでたくおはします世にこそ。集など人々にめしてえらせ給ふ。過ぎにしことを失はじ、今よりの事をも散らさじとある、古今の序思ひいでられける。昔にかへりて、大井の行幸、歌合など、いとをかしき御時になん。』

○五節臨時祭』水左記に、承保四年十一月十八日、乙丑、今夜五節參云々、献五節人々、上達部(民部卿)受領備中守實綱朝臣、(前大納言辞退替云々)加賀守高階泰仲朝臣、越後守源頼仲等也、但民部卿五節、夜前參入云々、廿日、丁卯、今夜有行幸神祇官云々、又有御神樂云々、廿一日、戊辰、晴、今日新嘗會豐明也、初雪紛々、屋上皓然、今夜五節退出云々。また、廿六日、癸酉、今日賀茂臨時祭也、使丹波守

藤弘綱朝臣云々と見えたり。○若宮の御事ぞ云々』敦文親王薨去の事、前(上ノ、一四二)に見えたり。○年かはりて』承暦二年なり。○御戴餅云々』姫宮の御戴餅につけても、敦文親王の御事を思ひいでゝ、めでたき折にも、言忌し給はず、憚らしき事などいひいでゝ、甚悲しき御心のうちなりとなり。○たぐひなくいみじかりし御かたち云々』こも若宮敦文親王の、容貌のすぐれ給へりし事を、戀しく思召すとなり。上にも、御かたちなどの世の常ならず美しうおはしましゝかば、いかでかは、なのめに思しめさむと見えたり。○二月一日云々』宇治にて八講を行はれし事、扶桑略記、百錬抄に見えず。水左記、またこの月の記傳はらざれば、詳に知りがたし。○中宮の御うぶや云々』前に(上ノ、一四五)中宮ゝ云々、又たぐひならずならせ給ひぬ、猶さるべきと見えさせ給ふ御有様なりとあり。○三月晦日内に歌合云々』扶桑略記に、承暦二年四月廿八日、於清涼殿歌合、判者大納言源顯房朝臣、左右各挑勝負と見え、今鏡紅葉のみ狩の卷にも、同じ月日にかけて、歌のよしあしいさる事にて、事ざまの儀式など、えもいはぬ事にて、天徳歌合、承暦歌合をこそは、むねとある歌合には、世の末まで思ひて侍るなれとあり。また、百錬抄に、四月卅日、於禁裏有歌合、十五番、と見えたるは、後番歌合にて、この時兩度行はれたるなり。されば、こゝに晦日といへるは、唯月末の意にて、三十日のみをさせるにあらず。兩度をあはせいへるなるべし。但し、三月に係けたるは誤なり。さて此時の歌どもは、群書類從に、承暦二年四月二十八日内裏歌合、および續群書類從に、承暦二年四月晦日内裏後番歌合各一卷を收めたれば、併せ看るべし。○集など人々に云々』勅撰集あるべきによりて、人々より歌をめしあつめて、撰集せしめ給へりとなり。即ち後拾遺和歌集にて、後應徳三年に

十餘日信本四日とあり

至りて撰進せしなり。そゝ、拾芥抄撰集の條に、後拾遺集二十卷、千二百十八首部立、春、上下夏、秋、上下冬、賀、別離、羇旅、哀傷、戀、自一至四雜、自一至五神祇、釋敎、徘諧、應德三年丙寅九月十六日、中納言通俊卿撰進之、事次通俊卿所望撰云々、承保比始之、寛治元年申出又註之、有序、假名、通俊書之後撰作者不入之、但誤入之、又入御製、私勘云、承保二年九月書出勅書、雖奉詔命、被妨公務、不及撰集、應德元年六月以後撰之、同三年九月十六日撰畢、同十月中旬比奏覽了、同十一月堀河院受禪後披露、翌年寛治元年二月勅召見、同八月奏目錄序、天曆以後歌撰之、白河院仰也とあり。尙本書の序文、および、歷代和歌勅撰考に詳なり。○過ぎにしことを失はじ云々』古今集序に、よろづのまつりごとを聞しめすいとま、もろ〳〵の事をすて給はぬあまりに、いにしへの事をも忘れじ、ふりにしことをもおこし給ふとて、今も見そなはし、後の世にもつたはれとて、延喜五年四月十八日に、大內記紀友則云々等におほせられて、萬葉集にいらぬ歌、みづからのをもたてまつらしめ給ひてなんとありて、詞いさゝかかはれり。○大井の行幸』扶桑略記に、承保三年十月廿四日、丁未、行幸大井河、御鷹逍遙也、公卿侍臣等皆以供奉、右大臣源朝臣師房述和歌序、出居式部卿敦賢親王、參於御船、列大臣座之上、但馬守源高房於桂河梅津邊作御在處矣とあり。また、今鏡紅葉のみ狩の卷にも見えて、その度の御歌、「大井川ふるきながれをたづねきてあらしの山の紅葉をぞ見る」などよませ給へる、昔のこゝちして、いとやさしくおはしましきとあり。遠く寛平法皇の延喜五年九月十日、大井河御幸の時のあとを追ひ給へれバ、昔にかへりてといへるなり。歌合は、上に見えたるをいふべし。

四月十餘日、姫宮(媞子)の御袴着、齋宮にやがて立たせ給ふべし。美しき御有樣にも、う

かさなり下より二字原本なし四平小本にて補ひつ

さは原本さいとあり四平資小本にて改めつ

小一條原本小字なし平屋本にて加へつ

御女下原本の字あり平本に

ちはへ涙こぼれ給ふ、人々の御心のうちなり。』中宮(賢子)五月十八日、いとやすらかに女宮(令子)を產み奉らせ給へり。口惜しきことを、誰も〳〵思しなげく。殿(麗子)の上とりわきてかしづき奉らせ給ふ。ほどもなく宮は入らせ給ひぬ。御おぼえ月日にそへて、「水の白浪」にのみなりまさらせ給ふ。』九月二十三日、殿の上具し奉らせ給ひて、八幡へ參らせたまふ。女房、もみぢ、かへさゝ菊を折りてゐたり。御車の內思ひやられて、めでたくいみじ。こまかにゝ女などの心及ばぬことにてとどめつ。めでたきことのみつきせぬ、世の中の御有樣にのみなん。』五節、大將(師通)殿いださせ給ふ。世の常ならんやゝ。女院(章子)、四條宮(寛子)など、童下仕の裝束めもあやにせさせ給へり。美しき童などえりとゝのへさせ給へり。』ゐはすに齋宮(媞子)の御禊とて、世の中ゆすりていそがせ給ふ。女房二十人、いろ〳〵どもを、常の色かさなりよりも過ぎて、いみじうせさせ給へり。女房、さるべき人々の女のかしづくを、皆召しいでさせ給ふ。いみじうをしみ、さまざまのさはりを申せども、親々をさゝさいなめば、皆參らせたり。中に物引などして、見えかはさでぞありける。御輿の尻には、故關白(敎通)殿の御女とて、女御殿(道子)にものせさせ給ふ。資仲の中納言の北の方侍ひ給ふ。小一條院の信宗中將と聞えしが御女、帥大納言(經輔)の子の攝津守師家、小野宮(實資)の右大臣の御子

資賴の出雲守など、かやうの君達の親あるを皆召しいで、諸大夫などのは、いふべきにもあらず。昔にはまさりつゝぞ、萬の事ありける。』

○四月十餘日云々』袴着の儀、扶桑略記、一代要記に見えず。水左記また闕げたり。○齋宮にやがて云々』一代要記白河天皇齋宮の條に、媞子内親王（帝一女、承暦二年八月二日卒齋、）と見えたり。うつくしき御有樣にも云々ゝ、齋宮にならせ給ひて、うつくしくめでたき事なるにも、猶はなれおはしまさむがかなしくて、打つゞき涙こぼれ給ふ人々の御心のうちなりとなり。○中宮五月十八日云々』前に、（上ノ、一四五）またただならずならせ給ひぬ（上ノ、一五二）中宮の御うぶや近くならせ給へば、やうやう御いのりなどいみじうせさせ給ふなど見え、さて扶桑略記に、承暦二年五月十八日、辛卯、中宮誕生皇女とあり。○水の白浪にのみ云々』古今集戀四に「いしまゆく水の白浪立かへりかくこそは見めあかずもあるかな」とある歌をいへるなり。○九月二十三日云々』師實その妻麗子と、夫妻うちつれて、清石水八幡宮に詣で給へるをいふ。○女房もみぢ云々』女房の裝束、參る道ゝ紅葉がさねをいだし、歸路ゝ菊重を着たりとなり。もみぢ、菊並に前に出でたり。○五節云々』この新嘗祭も、他に所見なし。○女院四條宮など云々』五節童下仕の裝束ども、方々よりおくり奉る例、前々にもあまた見えたり。○さは云々』色々重にて、色ゝ何にても、種々かすに齋宮の御禊云々』こも所見なし。○いろ〳〵ども云々』色々をいふ。已に前にも見えたり。○いみじうをしみ云々』齋宮に、女房を、宮仕に出すを、さぬるをいふ。親どもの惜みて、故障など申せど、責めて申せバ、皆出せりとなり。○中に物引きなどして云々』皆方々にかしづかれたる女どもなれバ、人中に出でんことを恥しがりて、几帳など引きよせて、互

に見かはさず、隔りあたりとなり。○資仲の中納言の北の方』故關白は敎通にて、敎通の薨去ゝ前（上ノ、一一九）にあり。さて敎通の女にて、女御のもとに女房にてありし中納言資仲の北方なりとの意。尊卑分脈に、敎通の女子は、小野皇后、（歎子）後朱雀院女御、（眞子）尚侍生子の三人のみにて、他になし。○小一條院の信宗中將云々』信宗中將の女、すなはち師家の北の方なるべし。尊卑分脈三條源氏信宗の系に、女子を載せず。また師家は、同書關白道隆の流に、權大納言大宰帥經輔の子、師家、（藏）五右中辨、攝津守、從四下、母式部大輔資業女、康平元九四卒、年卅と見えたれど、信宗の女の腹にうませたる子見えず。○小野宮の右大臣の御子出雲守』同書小野宮の流に、右大臣實資の子、資賴、攝津守、正四下とありて、出雲の受領のよしを載せず。また其子に女なし。さて以上敎通の女、信宗の女、資賴の女などは、皆宮仕にいでたちたるよしなり。

中宮（賢子）又ただならずならせ給ひて、この度は、男宮にておはしませバ、思し召すことなくめでたし。誰も〳〵めでたく嬉しく思しめす。（堀河）大將（師通）殿も、御かたち有樣、にほひやかに愛敬づき、めでたき御ありさまなり。若君（忠實）のいと美しきいでおはしましたれバ、殿にむかへ奉らせ給ひて、殿（師實）世になくかぎりなきものに、かしづき思ひ申させ給へるさま、ことわりなり。又も宮（道子）ただならずならせ給へり。女御殿も、世の中の有樣、心やましく思しめさるれバ、里にのみおはします。姫宮（善子）の三四ばかりにならせ給ふを、つれづれの御なぐさめに見奉らせ給ひて、明し暮させ給ふ。』

て除さつゝ●右大臣原本中納言とあり西眞本にて改めつ

大將殿下も字信本はとあり

女御殿下も字小本はとあり有樣下も字あり

つれ〳〵原本つれとあり大

小眞平本にて加へつ

まさらせ原本ら字なし西眞平小本にて補ひつ

心上いと二字原本なし西平小本にて加へつ

賢子
中宮には、この度女宮にておはします。禎子四條宮につれづれにおはしますにとて、渡し奉らせたまひつ。『大將殿の若君も、まづよりおはしまし通はせ給ひつゝ、いづこにもあかず思し召したり。上の御なからひ、あやしくかれがれにのみなりまさらせ給ふ。民部卿その事となく惱しくぁ給ふにも、なからん後、誰もいかにし給はんずらんと、歎かせ給ふ。さればこのうへゝ、若君を、殿のいとかなしくぁ給へば、たのもし。のこりの君だち、いかにし給はんずらんとぞの給ひける。いとをかしげにてなみ居給へる、よそ人のだに、いと心苦しげなる御有樣なり。』

○中宮云々『男宮に云々』扶桑略記に、承暦三年七月九日、乙亥、中宮誕皇子、(堀河)先是出御但馬守橘俊綱里第とあり。百錬抄にも見えたり。○大將殿の云々『師通容貌のすぐれたりし事ゝ、今鏡波の上の盃の卷に、此おとゞ御心ばへたけく、すがたも御能も、すぐれてなんおはしましける。御即位などにや侍りけん、匡房の中納言、此殿の御有樣をほめ奉りて、あはれこれを唐土人に見せ侍らばや、一の人とてさし出し奉りたらんに、いかにほめきこえんとぞ、まのあたり申しける、玄上といふ琵琶をひき給ひければ、大なる琵琶の、ちりばかりにぞ見え侍りけるとあり。○若君『忠實なり。公卿補任寬治五年の條に、從三位藤忠實、(四)内大臣師通卿一男、母故右大臣俊家公女とあれば、承暦二年の生誕なるべし。○女御殿も云々『前(上ノ、一三九)に、東宮大夫殿の女御ゝ、世を思ひなげきて、里にのみおはします云々とも見えたり。○姫君の三四ばかり云々『こも前に、(上ノ、一四四)東宮大夫殿の女御承香殿と

給ふ下平本も字あり●内の大殿信本内のおとゞをとあり平本内大臣殿としたり

民部卿下も字信平本はとあり●おもてぶせ下にて集覽本してとあり

聞えさする、九月十餘日、女宮うまれさせ給ひぬとあるゝ、承保四年の事なれば、今年ゝ三つにおはしますべし。○中宮にはこの度女宮云々『禎子内親王なり。水左記に、承暦五年、(永保元年)八月二日、丙辰、今日今上第四姫宮御百日云々と見えたれば、五月のつごもりに、御降誕ありしなるべし。○四條宮に云々『水左記同年同月の條に、十日、甲子、又口上依四姫宮出自内出給、參太皇大后宮了是爲御子可被養也、兩大將被參云々と見えたり。○若君もまづより云々『まづよりゝ、先よりにて、生れ給ふやがてよりの意。殿のかたへ、はやくより、通はせ給へりとなり。○上の御なからひ云々『師通ゝ、北の方全子と、御中らひ睦しからずおはしますによりて、俊家のなからむ後ゝ、誰も後見すべき人なくて、いかに玄給はむとすらむと、歎き給ふとなり。○のこりの君達『全子の御兄弟なる、宗俊、宗通などをいふべし。さてこれらの人々、皆をかしげにて並み居給へるを、よその人だに、心苦しげなりとなり。

大臣になり給ふべきに、(能長)東宮大夫殿、年頃故大夫(能信)の御かたざまにても、なるべきさまを申し給ひ、すてがたくいとほしく、(白河)内思し召したり。民部卿(俊家)兄にて、一の大納言にておされ給はんことを、いみじう歎き給ふ。(信長)内の大殿ゝ太政大臣にならせ給ひぬ。民部卿(俊家)も右大臣に、春宮大夫(能長)は内大臣、源大納言(顯房)、宮達の御おもてぶせにて、我今までかくてあることと」と、いみじう申し給へば、大將にならせ給ひぬ。さまざまいとめでたし。兄の大納言(俊房)ゝこととわりなれど、歎しくいかがゝ思されざ

らん。（俊家）右の大殿ゝ殿の御心はたのもしげならねど、さむすめの御徳にはぢかくし給へり」と、人ゝきこえけり。大饗のほどのことなど、殿の人々参りこみ、御ぜんなども、殿の人ぞまゐりける。（能長）内の大殿の女御も、准三宮にておはしませば、いとめでたし。（白河）内の御心の大かたの御おきてゝ、哀におはしませど、殊の外なる御まへわたりなどのあさましく、近くてゝ見じと思し召さるゝなるべし。（師通）大将殿、（後家）右の大殿かれさせ給ふこと、月日にそへてまさるべし。右の大殿年頃といふものありけるが、亂れ給ひて、いみじう煩ひ給ひてうせ給ひぬ、（能長）内の大殿も物怪たちてうせ給ひぬ。うちつゞきあさましき世なり。

右の大殿信小本右大臣殿とあり

内の大殿小本内大臣殿とあり

右の大殿平小本右大臣殿とあり●年頃西本年ごろとあり●煩ひ下給ひて三字原なし西平小本にて補ひつ●内の大臣との平本内大臣とあり

○大臣になり給ふべきにの意なり。○故大夫の御かたざまにも云々『能信、後三條帝立太子の折功ありし事、根合の巻（巻十三、）立坊の條に、今鏡を引きて註したるを見るべし。されゞ、白河天皇の、能長を引き給ひて、すてがたく思召すよしなり。○民部卿兄にて云々』能長、實は頼宗の子にて、俊家の弟なれゞ、兄にてといひ、殊に大納言の上臈なれゞ、こえられんことを、歎き給へりとなり。○内の大殿ゝ太政大臣云々』水左記承暦四年に、八月一日、辛卯、晴、早旦博陸以御書狀被示給云、只今可參者、即參入、依御物忌以人令申案内、被示今日可有大臣宣旨也、内府蒙太政大臣宣旨、民部卿春宮大夫共可蒙大臣宣旨云々、於大將者追可被下宣旨、皇后宮大夫蒙天氣歟、是依大事、爲申此旨、所達案内也、（中略）申時許、民部卿春宮大夫參內、被蒙大臣宣旨云々、又內府可轉任太政大臣之由、頭辨爲勅使被仰云々。四日、晴、自皇后宮大夫許被示云、可蒙大將宣旨之事、已以一定也、故殿御時文書等可撰給者、撰出送之。十四日、晴、仝日右大臣內大臣大饗也、未刻許人々參內云々、予有所勞不參、節會儀如常、內辨皇后宮大夫、宣命使右衞門督云々、內大臣任太政大臣、大納言俊家卿任右大臣、能長卿任內大臣、予及忠家卿轉正、（中略）又皇后宮大夫顯房被蒙可任大將之宣旨丁、入夜節會丁、人々退出、被向右大臣二人之時亙爲尊者云々、鷄鳴之間事丁、又被向內大臣饗所、尊者右大臣云々、天明之後事丁、人々歸云々、太政大臣不被儲饗、是非懇望之故云々とあり。扶桑略記、公卿補任にも見えたり。尚顯房任大將ゝ、公卿補任に、權大納言正二位源顯房、四十　皇后宮大夫、八月二十二日兼右近衞大將と見えたり。○兄の大納言ゝ云々』ことわりなれどゝ、かの前齋宮の御事にて、御おぼえめでたからぬよしなるべし。その事ゝ、煙の後の巻（上ノ八）に見えたり。さて本書の趣ゝさる事なれど、上に引ける水左記任大臣の條に、權大納言より正に轉じたるよし見えたれゞ、これもめでたからぬにゝあらず。但し、公卿補任に、俊房の轉任を一日に係けたるゝ、誤なるべし。○殿の御心は云々』殿は、こゝゝ師通をいへるにて、大將殿とありけんを、脫せるにゝあらざるか、さるゝ、わが殿君（師通）のかれ〴〵なる心ゝ、頼母しげなけれど、その女の腹に生れ給へる若君（忠實）を、師通の父師實の愛するあまりに、俊家をも、こたび昇進せしめたるよしにて、これをむすめの德といへるなるべし。○大饗のほど云々』上の水左記に見えたり。○内の大殿の女御も准三宮云々』前（上ノ一三九）に、東宮大夫殿の女御ゝ、世を思ひ歎きて、

里にのみおはします、いと哀に、准三宮になし奉らせ給へりと見えたり。○内の御心の云々』女御道子に對する白河天皇の御心ざしの、あはれにおはしませど、中宮ことなる御寵愛にて、御前わたりさきるを、あさましと思ひて、かゝるねたましき御有樣を、禁中にゐて間近くゝ見じとて、里にのみおはしますなるべし。こゝに里にのみ籠り給へる由の明文なけれど、上に、女御殿も、世の中の有樣心やましく思召さるれゞ、里にのみおはします、とあるにあはせて知るべし。○大將殿云々』前（上ノ一五八）に、上の御なからひ、あやしくかれ〴〵にのみなりまさらせ給ふと見えたり。○右の大殿年ごろといふもの云々』三條西本に、年ごゝろとあるゝ、老病の意にや。或ゝ年頃の下誤脫あるか。扶桑略記に、永保二年十月二日、右大臣藤原朝臣俊家薨、年六十四也とあり。公卿補任もおなじ。○內の大殿も云々』こも扶桑略記同年に、十一月十四日、辛卯、內大臣藤原朝臣能長薨、年六十一也とありて、猶公卿補任もおなじ。

月日過ぎて夏つ方大臣（顯房）めしあるに、右大將殿例の宮達の御こと、かごとに思したるもことわりなり。兄の大納言（後房）の、さのみおされ給はんもいとほしく、世をも恨み給はず、宮仕を勤め、才もおはする人の、つと世に仕へ給はんをおきてゝ、いかでかゝと思し召す。左大將殿（師通）、一の人の御子にて、今までならせ給はぬだにあり。東宮（實季）大夫、內の御をぢにてのぞみ給ふ。それもことわりなり。藤大納言（忠家）、一の大納言にてのぞみ給ふ。されど、源大納言（後房）（顯房）二人、左右の大臣になり給ひぬ。殿の大將殿（師通）、

右大臣殿原本臣字なし信小本にて加へつ、また下も字原本なし信本にて加へつ、

眞信公三字平本なし

めでたさに信本めでたきにとあり

內大臣にならせ給ひぬ。二十二ばかりにやおはしますらん。殿（師實）は十八にてこそならせ給ひしか。所々の大饗などいとめでたし。土御門右大臣殿（尊子）の上を、大臣三所拜し奉らせ給ふほどこそ、世になくめでたけれ。たびもかへず同じをりに、いと珍しくめでたき御事なりかし。御年も御さいはひも、いとめでたくおはしましけり。小一條（忠平）の大臣眞信公、左の子右の子と、小野宮（實頼）殿九條（師輔）殿を申させ給ひけるを、世にめでたきことに語り傳へたるを、かくこそゝと、めでたくおはしますことを世の人申しけり。』二宮（堀河）の五つにおはしましゝに、祭の棧敷にて物御覽ぜし御有樣のめでたさに、かへさ御らんじに、又の日、紫野に渡らせ給ひし御有樣のめでたう美しくこそ。北の陣に、大殿（師實）御から車よせさせ給ひて、殿（師通）さしそひおはしますに、殿上人上達部、さるべきかぎり御供にさぶらふ。紫野のはるかに廣きに、御供の人、皆おりてゐなみたり。二宮御車よりさし出でて御覽ずるたびごとに、見參らする人、めで申さぬなし。殿の御有樣、常よりもいとめでたく見えさせ給ふに、宮のさしならばせ給へることをぞ、行末はるかに光添ひいでさせ給へる御有樣と、祭のかへさよりも、心ことに、御車のあたりを、めでたく、世の人めで申さぬなくなんありしとぞ、申しつたへたる。』

公成
實季
茂子 能信
猶子後 三條女御
白河

○月日過ぎて云々』夏つ方とあるハ、いかにぞや。この任大臣の事ハ、永保二年十二月より、同三年正月までの事なれバ、俊家能長薨去より、程近きことなり。尙次々に、補任の事あるに併せて知るべし。○大臣めし』任大臣の儀をいふ。さて顯房、俊房、師通、實季、忠家ともにさるべきほどなれバ、かた〴〵に望み申すよしなり。○右大將殿云々』顯房ハ、中宮賢子の實の御親にて、二宮、堀河院媞子、令子、禎子等の內親王の御外祖におはしませバ、それをかこつけに、望み申すも道理なりとなり。○兄の大納言の云々』任大將にももれたる事、前に見えたり。されバ、大臣さへ弟にこえられんも、氣の毒なり、又弟にこえられたるにも、世をも恨み給はずして、宮仕を勤め、ことに才ある人の、ひたと奉公して怠らぬをさしおきて、他に超えしめむハ、いかでかは忍びんとなり。○左大將云々』師通ハ、關白の御子にて、今まで大臣にならぬだに、氣の毒なるを、こたびもならざらむハ、いかゞあらむとなり。○東宮大夫云々』實季ハ、白河院の御母贈后茂子のはらからにて、左兵衞督公成の子なり。されバ大臣望み給ふも、ことわりなりとなり。○藤大納言云々』一の大納言ハ、俊房右大臣に任ぜられたる後の事なり。○されど源大納言二人云々』水左記に、永保二年十二月十九日、予任右大臣大饗也、子細在別記とありて、扶桑略記、公卿補任等おなじ。さて今鏡村上の源氏うたゝねの條に、土御門の右のおとゞと申しゝハ、始めて源の姓得させ給ひて、師房のおとゞと聞えさせ給ひき、中略御堂の御女ハ、多く后國母にてのみおはしますに、此殿の北の方のみこそ、たゞ人ハおはしませば、いと〳〵やむごとなし、その御腹に、堀河の左のおとゞ俊房、六條の右のおとゞ顯房と申して、兄おとうと並び給へりき、堀河殿ハ才學高くおはして、文作り給ふことすぐれて聞え給ひき、六條殿ハ歌よみにぞおはして、判などし給ひき、世のおぼえ兄よりもまさり給ひて、大納言の大將、中宮のおほんおやにておはせしに、大臣あきて侍りけるを、白河のみかど思し煩はせ給ひて、日頃過ぎけるに、匡房の中納言に仰せられ合せければ、堀河の大納言をなさせ給へと、うち出して申しければ、帝仰せられけるハ、弟なれども、右大將中宮の御おやにて、此のたびならずバ、法師にならんといふなり、また上﨟どもありて、われこそなるべけれなどいへバ、それも捨てがたきなりと仰せられければ、大納言大臣になり侍ることハ、必ずしも一二といふ事侍らず、なるべき人をえりてなされ侍るなり、又國の司歷たる人、いかゞなど申し侍りければ、菅原のおとゞも、讃岐守ぞかしと仰せられければ、江帥申しけるハ、博士ハべちのことに侍り、又才學高く侍らん兄を、大臣になさせ給はむに、出家する弟ハ、よに侍らじと申しければ、堀河殿ハなり給へりけるとぞ、六條のおとゞハ、その後にぞなり給ひしと見えたるも、前の度の事なり。さてその後ぞ六條のおとゞのなり給ひしとあるハ、扶桑略記に、永保三年癸亥、正月十九日、乙未、右大臣源朝臣俊房任左大臣、大納言兼右近衞大將源朝臣顯房任右大臣、年四十七、前太政大臣師房卿二男、母左大臣同胞也、（上に、俊房、前太政大臣師房朝臣一男也、母入道大相國道長女也とあり。）大納言兼左近衞大將藤原朝臣師通任內大臣、年二十二、關白從一位師實朝臣嫡子也、母故太政大臣源師房卿女也とありて、公卿補任もこれにおなじ。されバ、こゝに源大納言二人とあるハ、前年の任大臣を略してかける誤なり。○殿は十八にて云々』師實ハ、十八歲の時大臣に任ぜられたりとにて、康平三年七月十七日任內大臣と、公卿補任にありて、根合の卷（卷十三、一六一）に見えたり。○大臣三所拜し奉云々』俊房、顯房、師通、並に師房の子、および孫な

る事、上の扶桑略記に見えたるが如くなり。されバ、その後、家の北の方に、三所ながら拝禮せさせ給へり。ことに同じ度、同じ折にせられたるが、珍しくめでたき事にて、御年ハ既に七十餘におよび、御幸福もこよなしとなり。○小一條の大臣貞信公云々』左の子右の子ハ、左大臣なる子右大臣なる子といはむが如し。さて月の宴の巻(巻一二)に、只今の關白太政大臣にては、基經の大臣の御子四郎忠平の大臣、帝の御をちにて、世をまつりごちておはす、その大臣の御子五人ぞおはしける、太郎ハ今の左大臣にて、實頼と聞えて、小野宮といふ所に住み給ふ、二郎ハ右大臣にて、師輔の大臣、九條といふ所に住み給ふ云々と見えたり。さてこれをめでたき事に、昔より語り傳へたるを、この上ハ、かく三人まで、大臣にてもたるこそ、こよなけれと、そのめでたさを世に申せりとなり。拾芥抄に、小一條、近衛南洞院西師尹公家、一云山吹殿、清和天皇誕生所、貞信公家とあれば、貞信公忠平も、小一條といへるなるべし。○祭の棧敷にて云々』この祭ハ、永保二年四月の賀茂祭なり。されど、扶桑略記、百錬抄に載せず。○かへさ御覧じに云々』かへさハ、賀茂祭還立の儀なり。賀茂祭の翌日、齋王神館より紫野の齋院に還御ありて、勅使もまた歸向するをいふ。江次第に詳なり。○北の陣』縫殿の陣をいふ。朔平門の内にあり。拾芥抄に、縫殿陣(朔平門、云北陣)とあり。くはしくは大内裏圖考證を見るべし。○御から車』唐車の事、既に註せり。○殿の御有樣云々』師通の、まだ若くおはしまして、二宮とさしならび給へるを、ともに行末の帝、一の人と見奉れバ、はるけく光添ひいで給へるやうなるを、世の人、祭の還立の儀よりも、格別に、御車の邊をのみ、めでたき事に申さぬハなかりきとなり。

もみちはじ原本もみち葉しとあり西平本にて改めつ●はし下平本なるも三字あり●色々なるも下きく小本きらくとあり●裝束屋本さりそぎとあり

紫野

師實殿には、宮達若君の御袴着など、御いそぎのみ多かるに、天王寺に詣でさせ給はん御ことを、思しわたるに、おのづから障ることのみおはしまして、過させ給ふ。應徳元年九月十二日詣でさせ給ふ。殿麗子の上同じ御車にて詣でさせ給ふ。女房の車、殿の御方に三つ、宮の御方に三つ、様々の花紅葉、色々を折りつくして、日ごとにかへさせ給ふ。すずしのきぬに綿を入れたる日もあり。中に、薄やう、もみぢ、はじ、又くれなゐにて、裏は色々なるも着、菊は蘇芳菊、ただおしはかるべし。日ごとに裝束かへ、えもいはずめでたし。上達部殿上人のこり少く參らせ給へり。裝束など、ただおしはかるべし。御あそびなどあるべきを、中宮賢子例ならずおはしますといふ事ありて、花やかなることとまりぬ。歌など、殿の御かたにも、宮の御かたにも、さまざまをかしくて多かり。宮賢子の御心ち重くおはしますとて、十七日にいそぎ歸らせ給ひぬ。

○紫野』白河天皇應徳元年九月より、堀河天皇寛治六年二月までの記にて、關白師實天王寺詣、中宮賢子崩御、堀河天皇御受禪等をはじめて、中納言忠實春日祭上卿したるに、筆をとゞめたり。巻の名は、寛治二年四月賀茂祭還立の日、白河院御見物のさまを記して、まづ院のおはしますみて、紫野

へきほひいそぎたる車の、ひゞきみちて見ゆるとは、かゝるをりにやとあるによれり。○宮達若宮の御袴着』二の宮、女四の宮、および若君忠實等の着袴の儀、月日詳ならず。○天王寺』攝津國四天王寺をいふ。既に疑の卷(卷七、三二)に註せるを見るべし。○應德元年九月十日云々』後二條師通記に、應德元年九月十日、丁未、晴、殿下大盤所等渡御七條亭、件家東宮大夫家也。十二日、乙酉、雨降雨止、申刻宮大盤所令同車給、出車六兩、宮女房二兩、殿下女房四兩、上達部中納言以下騎馬。十三日、庚戌、宿給大渡。十四日、辛亥、參住吉給、先有奉幣事、奉供養御經、(法華經也)御導師遍救律師、事了詣天王寺給、有御經供養事、同遍救也、予宿僧房、殿下御衣冠也、予以下布衣也。十五日、壬子、晴、巳刻雨降、覽寶藏物、別當不候、參給聖德太子御許奉禮、次還參御堂、奉供養佛舍利、有舞等、次覽龜水泉、從濱路間、於濱際有御祓、事了着大渡、入夜留給。十六日、癸丑、晴、出御船云々とあり。供奉の人々は、扶桑略記に、十二日、己酉、太皇大后、(寬子)幷關白前左大臣、(師實)同家室源氏、(麗子)及右大臣、(顯房)內大臣、(師通)公卿等相從、參天王寺幷住吉神社と見えて、十二日は出發の日なり。○すゝしのきぬに綿を入れたる日もあり』九月にて、十月更衣の前なれば、生の衣を着たるが、旅にありて、寒き折など、綿を入れたりとなり。○中宮例ならず云々』扶桑略記に、同月十五日、壬子、中宮俄有御惱、邪氣所爲云々、仍右大臣等飛蹄參洛とあり。本書に、十七日にいそぎかへらせ給ひぬとあると、日次違へり。

二十下二字平本なし

いと重くおはしましけり。日を經て重くならせ給ひて、九月二十二日うせさせ給ひぬ。あさましなども世のつねなり。いづ方にも思し歎かせ給ふさま、いひやるべきほひいそぎたる車の、ひゞきみちて見ゆるとは、かゝるをりにやとあるによれり。○宮達若宮の御袴着』二の宮、女四の宮、および若君忠實等の着袴の儀、月日詳ならず。○天王寺』攝津國四天王寺をいふ。既に疑の卷(卷七、三二)に註せるを見るべし。○應德元年九月十日云々』後二條師通記に、應德元年九月十日、丁未、晴、殿下大盤所等渡御七條亭、件家東宮大夫家也。十二日、乙酉、雨降雨止、申刻宮大盤所令同車給、出車六兩、宮女房二兩、殿下女房四兩、上達部中納言以下騎馬。十三日、庚戌、宿給大渡。十四日、辛亥、參住吉給、先有奉幣事、奉供養御經、(法華經也)御導師遍救律師、事了詣天王寺給、有御經供養事、同遍救也、予宿僧房、殿下御衣冠也、予以下布衣也。十五日、壬子、晴、巳刻雨降、覽寶藏物、別當不候、參給聖德太子御許奉禮、次還參御堂、奉供養佛舍利、有舞等、次覽龜水泉、從濱路間、於濱際有御祓、事了着大渡、入夜留給。十六日、癸丑、晴、出御船云々とあり。供奉の人々は、扶桑略記に、十二日、己酉、太皇大后、(寬子)幷關白前左大臣、(師實)同家室源氏、(麗子)及右大臣、(顯房)內大臣、(師通)公卿等相從、參天王寺幷住吉神社と見えて、十二日は出發の日なり。○すゝしのきぬに綿を入れたる日もあり』九月にて、十月更衣の前なれば、生の衣を着たるが、旅にありて、寒き折など、綿を入れたりとなり。○中宮例ならず云々』扶桑略記に、同月十五日、壬子、中宮俄有御惱、邪氣所爲云々、仍右大臣等飛蹄參洛とあり。本書に、十七日にいそぎかへらせ給ひぬとあると、日次違へり。

いと重くおはしましけり。日を經て重くならせ給ひて、九月二十二日うせさせ給ひぬ。あさましなども世のつねなり。いづ方にも思し歎かせ給ふさま、いひやるべきかたなし。右の大殿(顯房)の上、殿の上(麗子)など、唯思ひやるべし、內(白河)の御まへにい、ことわりとゝ申しながら、いふかたなく思しめし入らせ給へり。又これをいみじきなげきに、殿よりはじめ歎かせ給ふ。春宮大夫(實季)など思ひ歎き給ふことかぎりなく、宮々も殿に出でさせ給ひぬ。齋宮(娍子)おりさせたまひぬ。內にゝ月日のゆくも知らせ給はず、つゆの御湯などもめさず、ふづみ入らせ給ひて、夜のおとどの外にも出でさせ給はず。女房なども、むつまじくさるべき限ぞ參りける。殿(師實)にも、宮達の戀ひ奉らせ給ふを、見奉らせ給ふもあはれなり。いみじき御功德ども、さるべきよりも過ぎさせ給ふ、なべての世にも惜しく、いみじく歎き申したり。五節御覽とまりぬ。正月なども、ありし世とも覺えず、月日ばかりゆけども、つゆの御湯などもも御覽じ入れさせ給はず。夜のおとどに籠りおはしまして、うづもれすぎさせ給ふ。月ごとに丈六の御佛を造らせ給ひ、御堂を造らせ給ふ。世の常ならずとぶらひ申させ給ふ。前の世の御契おしはからる。世の人もいみじう哀がり申しけり。

およびなく影も見ざりし月なれど雲かくるゝゝ悲しかりけり

またの年の九月、女房のもとに、右大辨通俊、

ふぐれつゝ朽ちにし袖はいかがするあはれうかりし秋ゝ來にけり

右の大殿平信右のおとどのとあり●御まへ原本御せんとあり信眞本にて改めつ

歎き原本なし西小本にて加へつ

御佛西本御字なし

月なれど原本月なればとあり西小本にて改めつ

かくてゝいかでかながらへさせ給ふべきと見奉れど、なぎりあることにや。』

○九月廿二日うせさせ給ひぬ』後二條師通記に、九月廿二日、己未、中宮煩給、於二條殿己以薨給、萬人泣涕難止とあり。○齋宮おりさせ給ひぬ』中右記、嘉保三年八月七日の條、郁芳門院の傳に、承暦二年八月二日、卜定伊勢齋王、在伊勢國間、每有御禊、殿上地下人々多依勅參仕、應德元年九月廿二日、依母后崩退齋宮、十一月十三日、幸使依母喪退齋宮由有其詔とあり。玉海治承三年三月一日の條にも見えたり。また、女院次第、女院小傳には、九月九日退下の由記せれど、誤なるべし。○內には云々』扶桑略記に、九月廿二日、己未、卯時中宮源賢子三條內裡崩、于時年二十八歲、主上悲泣、數日不召御膳。廿四日、辛酉、主上悶絕、天下騷動、歷數刻後仮御尋常、每月廿二日丈六彌陀佛各一躰造立、每度修二藥陀羅供一、爲中宮御菩提也、周忌之間、天下之政皆以廢務、帝依合悲、久絕世上風波、誠是希代事焉とあり。尙、帝の御なげき世の常ならずおはしましゝ事は、古事談に、賢子中宮者、寵愛異他之故、於禁裏薨給也、雖爲御惱危急、不被許退出也、閇眼之時、猶抱御腰、不令起避給云々、于時俊明卿參入申云、帝者葬遣之例、未曾有候、早可有行幸云々、仰云、例自此ヨソ始テメ云々とあるにても、推量らるべし。○いみじき御功德ども云々』上に引ける扶桑略記の文にて知るべし。○正月なども云々』應德二年なり。小朝拜節會をはじめ、さま〴〵の朝儀も、あるは停められ、あるは出御なくして、はえなきさまをいふ。○つゆの御湯云々』御覽じ入れさせ給はじは、いさゝかの御湯も聞食し給はぬよしなり。增鏡久米の皿山の巻に、日頃ふれど、御湯などもたえて御覽じいれねば、そこはかとなく、いとゞそこなはれまさりて、ながらふべくも見え給はずとあるに同じ。

○月ごとに丈六の御佛云々』丈六の事、玉葉の巻(卷八七)に註せり。こも上に引ける扶桑略記にあり。また、今鏡釣せぬ浦々の巻に、位におはしましゝ時は、中宮の御事なげかせ給ひて、多くの御堂どもも作らせ給ひきとも見えたり。○およびなくの歌』上句は、いやしき身に、中宮の御妾も見奉りし事なけれど、との意にて、中宮を月にたとへ奉れり。さて、そのうせさせ給へるを承りては、悲しとなり。月の緣にて、影とも、雲がくれともいへり。この歌の作者、誰とも詳ならず。○またの年の九月』應德二年の周忌の頃をいへるなり。○右大辨通俊』通俊は、辨官補任に、應德元年六月廿二日に、參議右大辨に任ぜられ、嘉保元年六月十五日、權中納言に遷任のよし見えたり。さて尊卑分脈小野宮流に、大宰大貳經平の子にて、藏、辨、頭、權中納言、治部卿、從二、後拾遺選者、母同通宗、(母少納言家業女、實母筑前守高階成順女、)承德三八十六薨、五十七とあり。○まぐれつゝの歌』あはれ憂かりし秋のめぐり來にけり、秋の再び來つれど、涙の時雨のたえまもなくて、朽ちにしわが袖のいかゞするぞ、もとの如く乾く時もなきを、いかにせんとなり。○かくてゝいかで云々』白河帝の悲哀にたづみ給ひてのみ過ぎませば、ながらへさせ給ふべくもおはしまさぬほどとなりとなり。

その年、もがさといふことおこりて、子ども若き人など、いみじうやむに、春宮重仁近くゝ聞えぬ事なりかし。女御殿、一品宮など歎かせ給ふさまことわりなり。いく煩はせ給ひて、應德二年十一月八日にうせさせ給ひぬ。あさましくいみじう、

ひやるべきかたなし。宮づかさ、さるべきあぞくなど、『時失ひたる山がつ』にて、いかにとこそ、内（白河）にも哀にいみじく思し召さる。うちつづきあさましき年なり。』月日いかはれど、誰も思しなげくに、内（白河）ハ猶そのかみにかはらず、政などにも出でさせ給ふこともなく、哀に心深く思し入らせ給へり。いかに思しめすにか。九條のあなたに、鳥羽といふ所に、池山廣うおもしろう造らせ給へば、おりさせ給ふべき御心まうけにやなど、申し思へるほどに、十一月廿六日に、二宮（堀河）に御位譲り申させ給ふ。今年ぞ八つにならせ給ふ。故宮（賢子）の御事の後ハ、五節臨時祭さまかはりて、出でさせ給ふこともなく、萬をすてて、すさまじくかりそめに思し召しなさせ給ひにける、いとあはれなり。賀茂に、みあれの日ごとに、行幸のありつるもとまり、齋宮なども、又のさせ給はざりつるも、かく思し召しければにこそと、哀に心ふかく、世の常ならぬ御心のほどになり。かゝる類ハあらじと見えたり。これを見奉らせたまふにも、右の大殿（顯房）にハ、いかに哀にありがたく見奉らせ給はんと、いとど催さるゝ御心の中ならんかし。』

○その年もがさ云々』扶桑略記に、應徳二年十一月八日戊戌、辰時皇太子實仁親王薨、年十五歳、是山疱瘡患也、人皆哀歎矣。廿八日、戊午、葬於鳥戸野、縞素落涙、依件皇太子薨事、新嘗會等被止已了と見えたり。○近くは聞えぬ事』東宮にて薨去ありし例は、文彦太子、延喜四年二月乙亥爲皇太子、延長元年三月廿一日薨。慶頼王、文彦太子御子、延長元年四月廿九日立太子、三年同三年六月十九日薨職曹司（年號略）と、大鏡裏書に見えて、この後久しく聞えざりし事なれば、いへるなるべし。○女御殿一品宮』女御殿は、實仁親王の生母にして、一品宮聰子内親王は、同腹の姫宮なり。○宮づかさ云々』おぞくハ親族にて、伊勢、源氏、宇津保等の物語にも見えたり。時うしなひたる山がつは、源氏物語須磨の巻に、いつかまた春の都の花を見ん時うしなへる山がつにして」とある歌の句にて、春宮坊の官人、および女御の親族どもは、春宮の、いつか思ふまゝにおはしまさむ世を、待ちあへるに、かひなければ、さながら時を失ひたる山がつの、春の都の花を見ることもかなはぬがごとくにて、いかに悲しく思ふらむとなり。○月日はかはれど』應徳三年になれるをいふなるべし。○内は猶云々』そのかみにかはらずは、をりふし、中宮かくれさせ給ひて後は、常になげかせ給ふこと、かぎりなくにはましけること、今鏡所々の御寺の巻に詳なれば、就きて見るべし。○九條のあなたに云々』こは鳥羽殿をつくらせらるゝよしにて、扶桑略記應徳三年十月の條に、公家近來九條以南鳥羽山莊新建後院、凡卜百餘町焉、近習卿相宅地下侍雜人等、各賜家地營造舍屋、宛如都邊、讃岐守高階泰仲依作御處、已蒙重任宣旨、備前守藤原季綱同以重任、獻山莊賞也、五畿七道六十餘州、皆共課役、堀池築山、自去七月至于今月、其功未了、洛陽營々无過於此矣、池廣南北八町、東西六町、水深八尺有餘、殆近九重之淵、或摸於蒼海作島、或寫於蓬山疊嚴、泛船飛帆、煙浪渺々、鹽棹下碇、池水滿々、風流之美不可勝計とあり。下に、八幡行幸つごもり方にありて、かへさかの鳥羽院にお

鳥羽下と字印本にとあり活字本にて改めつ●おもしろう五字原本なし四小本にて補ひつ

右の大殿信平小本右大臣殿とあり●見下小本え字あり

はしまさせ給ふ、十餘町をこめて造らせ給ふ、十町ばかりは池にて、はるゞゝと四方の海の氣色にて、御船浮べなどしたる、いとめでたしとも見えたり。尚この鳥羽殿の在所は、山城名勝志紀伊郡の條に、鳥羽殿、城南寺森邊云々、森南有呼御所內田地と見えたり。○二宮に御位云々』扶桑略記に、應德三年十一月二十六日受禪、以關白師實爲攝政とあり。後二條師通記、水左記、および踐祚部類抄等にも見えたり。○故宮の御事の後云々』中宮崩御の後は、御門御なげきのあまりに、萬事をすて、世をかりそめに思召して、例の神嘗祭の五節も、賀茂の臨時祭もとなり。百練抄應德三年の條に、自去應德元年中宮崩、諸節會、幷相撲節等類宴會、悉停止、于今寂宴と見えたり。○賀茂にみあれの日ごとに云々』(上八、一三九)にいへり。又この日を、行幸式日となし給へるよしも、同じ條に見えたり。○齋宮なども云々』上の中宮崩御の條に、齋宮もおりさせ給ひぬとありて、その後、更に齋宮の卜定もたはしまさぬよしなり。さてかく賀茂行幸もとゞめられ、齋宮も卜定せさせ給はぬは、かく御讓位の思召ありてなりけりと、御門の、中宮に御心ふかく、世の常ならず思召すを、あはれに見奉るとなり。○右の大殿は云々』中宮のまことの御父におはしませば、御門の、かくまで故宮の御事を思召して、おきてさせ給へるを見奉るにつけても、御心の中に、いとゞ涙を催さるゝならむとなり。見奉らせ給はんは、給ひけんの誤寫にゝあらじか。さらでゝ聞えがたし。

師房

土御門右の大殿の上うせさせ給ひぬれば、殿の上、左右の大殿、御服にならせ給

土御門下右の大殿信小本右大臣殿とあり

左右の大殿原本の字なし信小本にて加へ○つ內の大殿小本內大臣殿とあり

十六日屋本十九日とあり○みつら西平小本ひつらとあり

御さま西本御ありさまとあり○故內の大殿平小本故內の大臣殿とあり○院た入らせ給ひて八字平本なし

ひぬ。めでたき御さいはひなりかし。后にならせ給はず、ただ人にておはしましつれども、御命ゝ八十餘にて、大臣達、關白殿の上を御子にて、內の大殿を御孫にて見奉らせ給ふ。いとめでたき御有樣なり。』十二月十六日御即位なり。御輿に、みづらゆひて奉れる、めでたきにも涙ぐましく、故宮のまして見奉らせ給はましかばとあはれなり。御乳母たち內侍のすけになりなど、いとめでたし。殿攝政せさせ給ふ、ことわりの事なれど、さしあたりては又いとめでたし。院の御有樣、かくてしも御心にまかせさせ給ひ、所々御覽じ、御物詣など、安らかにめでたき御さまなり。』齋宮には、故內の大殿の女御の御腹の姬宮居させ給ひぬ。おぼつかなからん事を、女御殿は思し歎かせ給ふ。』前齋宮のぼらせ給へれば、殿にも同じ御事思ひかしづき申させ給ふ。院に入らせ給ひて、院にのみおはします。もてかしづき奉らせ給ふことかぎりなし。故宮の御事を思し召し忘れさせ給ふよもなくて、この宮の御方にのみ渡らせ給ひて、哀に書をのみ思し出でさせ給ひて、一所におはしまし、いとたぐひなく哀なる御心なり。』

○土御門右の大殿の上云々』源師房の室尊子薨去の事、他に所見なし。○后にならせ給はず云々』この尊子の姉妹、上東門院以下、みな中宮女御などになり給へるを、これのみ、臣下の北の方にて

おはしつれど、御譲命は、上東門院を除き奉れる外は、みな四十にたらでうせさせ給へるを、皆子のみ、八十餘にて、御子も榮え給へば、猶めでたしとにて、今鏡うたゝねの巻に、御堂の御女は、多く后國母にてのみおはしますに、この殿の北の方のみこそ、たゞ人はおはしませば、いとゝやむごとなしとあり。尚、この事は、前の布引の瀧の巻、(上ノ、一三六)右大臣源師房薨去の條にも見えたれば、あはせ考ふべし。○十二月十六日御即位』扶桑略記堀川天皇の條に、十二月十九日、辛卯、天皇年始八歳、即位於大極殿、儀式如常とありて、後二條師通記に、御即位次第を詳記したり。百錬抄も同日に係けて、本書に十六日とあるは誤なり。○御乳母たち云々』乳母の人々詳ならず。嘉承二年、堀河院崩御の事を、日記に物せる、讃岐典侍ゝ、この乳母の一人にてもやあらまし。○殿攝政せさせ給ふ』公卿補任に、應徳三年、關白従一位藤師實、四十五十一月廿六日攝政と見えたり。○所々御覧じ云々』中右記寛治元年に、二月五日、入夜上皇初有御幸鳥羽水閣、十日、上皇遊覧鳥羽遊宅、并右大臣古河水閣。五月十九日、院有御幸宇治。六月二日、院初有御幸法勝寺など、御幸しげくあるをいふべし。○齋宮には云々』齋宮記に、善子内親王、白河皇女、號六角齋宮、とあり。中右記に、寛治元年正月十一日、申剋許着束帶參入、被仰云、今夜齋王卜定也、可勤仕御使役、中略頭中將雅於殿上仰云、參女御殿姫宮御方、令立齋宮給之由、可令申者、中略上卿引被參畢、予則參入、善子内親王、三條烏丸、加賀守家通朝臣宅也、と云々』中右記に、三月廿五日、前齋宮令渡六條内裏給、依避方忌也。廿七日、前齋宮還御鳥羽殿、人々皆布衣。四月十九日前齋宮自六條内裏、還御右府六條亭。八月廿八日、院并前齋宮遷攝政殿

故右の大殿信平小本故右大臣殿とあり

陽明下門字源本なし四平小本にて加へつ

左の大殿平本左大臣殿とあり

大炊殿など見えて、大かた院と一所におはしまして、常に居さだまり給はぬさまなり。○故宮の御事を云々』白河上皇、故中宮賢子をさたはせ給ふ事、前(上ノ、一七〇)に見えたり。○一所におはしまし』故中宮賢子うせ給へる後は、院、前齋宮を、常に一所にてかしづき給ふが、いとたぐひなくあはれなる御心なりとの意なり。

御禊十月二十一日なり。女御代には殿の姫君たゝせ給ふ。母は故右の大殿の御子の美濃守基貞と聞えしが御女、女院に侍ひ給ひしが腹なり。さざきかくのみぞ、ただ人の腹なれど、一の人の御女は、ゝ給ひしかゞ、ましてこれゝなどてかゝ。裝束は、色々萌黄の織物、蒲萄染の唐衣、今となりてゝ、故中宮も、皇太后宮も、皆色一つにせさせ給ひしかゞ、唯さゝざきのさまにてと、思し召すなるべし。攝政殿を始め奉りて、殘り給ふ人なく仕う奉りたまへり。殿の上、姫宮達、院、前齋宮など、皆御さじきにて御らんず。陽明門院、四の宮なども御覧じけり。梅壺の女御、東宮の御事を思し出づらんかし』三の宮御元服せさせたまひて、いと清げにおとなゝしくておはします。五節なれど、例のことなり。大嘗會などめでたくて過ぎぬ。』宇治殿の上うせさせ給ひぬ。九十ばかりゝおはしましつらん。つひのことと、哀にこそ。左の大殿萬にあつかひ申させ給ふ。』

○御禊云々』中右記に、十月十六日、入夜有行幸大膳職、依可有御禊也、此間警固。廿二日、庚子天晴、大嘗會御禊。三條末、廿六日、有還御堀川院、解陣。また大嘗會御禊事に、堀河、寛治元年十月廿二日、庚子、節下左大臣、俊房公、裝束司中納言治部卿伊房卿、太皇太后宮大夫、次第司權中納言右衛門督源俊明卿、參議右兵衛督源俊實卿、別當、女御代攝政師實公息女とあり。本朝世紀にも見えて、同日なれば、本書廿一日としたるは誤なるべし。○女御代には云々』この女君、師實の系に載せず。布引の瀧の卷(上ノ、一二四)に、故女院の中納言の君とて、右の大殿の御子に、美濃守基貞と聞えし人の女の腹にぞ、あまたものし給ひければ、女院いと心苦しとて、女君をば、いみじうかしづかせ給ひて云々とある女君なるべし。尙その條の註參看すべし。○裝束は色々云々』色々は、色々の衣をいふ。さて今となりては云々、故中宮も、皇太后宮も、みな色々の衣を用ひて、他に裝束を盡さゞりしかば、今となりては、その先例に從ふべしと思召して、かくゑたるなるべしとなり。布引の瀧の卷に、(上ノ、一〇九)白河院御禊女御代の裝束を記して、さらぬをりだに、物の色しざま心ことなる殿に、いかにまいて、なべてならずとおほしめせど、色ゝいとうるはしう、關白殿定めさせ給ふ、色々にまさるものなしとおほせらる、目なれて口惜しう思召せど、申させ給ふまゝなりと、見えたるにて知るべし。○殿の上姫宮云々』中右記の文くはしく記さねば、御物見のさまなど、詳ならず。○四の宮』篤子內親王ハ、後三條天皇の皇女におはして、上に見えたり。○東宮の御事を云々』實仁親王薨去の事、前に(上ノ、一七二)見えたり。○三の宮御元服云々』中右記に、六月二日、於女院三宮御元服、加冠按察大納言、理髮道良朝臣とあり。爲房記同日の條に、今日申刻、三宮後三條院第三皇子輔仁親王、母同覺坊、年十六於陽明門院有御元服章、去年度々延引、適被遂其事也と見え、その儀は、親王御元服部類に載せたる江記に詳なり。○五節なれど云々』中右記に、十一月十七日、乙丑天晴、五所五節舞姫參、治部卿、伊、新宰相、公、二人曉參、右大臣、美作守清長、備前守季綱、參入儀如例、有帳臺試。十八日、丙寅天晴、未時許於殿上有淵醉、事了貫首以下相引廻五節所、中略次五所舞姫參上、有御前試如例、十九日、丁卯天晴、中略未刻許於殿上人々有淵醉、事了貫首以下引向五節所、申剋許有童女御覽、其儀如常、戌剋有行幸大嘗宮。二十日、戊辰天晴、今朝破却兩大嘗宮、幷廻立殿、節會如式。二十一日、己巳天晴、節會如昨日、二十二日、庚午天晴、節會如式とあるにて知るべし。○宇治殿の上云々』中右記に、十一月二十二日の條に、今日未時許宇治殿北政所薨給了。九十三、依節會不披露云々、十二月七日、宇治殿北政所有葬禮事、鳥部野、今夜雨降と見えたり。左大臣俊房は、具平親王の孫にて、隆姫女王の姪なれば、あつかひ給へるなり。

年かへりぬれば、內わたり、例の事にて、御まかなひ、御藥など參るありさま、めでたく花やかなり。十九日、院白河に行幸あり。めでたくよそほしき儀式なるに、御びつらゆひてたりさせ給へるゝ、すずろなる人だに淚とまらず。まして院の御心のうちにゝ、いふかたなくなん思し召されける。院の人、殿の人など、加階しめでたし。』二月二十二日、院高野に詣でさせ給ふ。世の人見のゝしる。殿、師實俊房、顯房左右の大殿、師通內の大殿、皆參らせ給ふ。殿、內の大殿ゝ、御おくりばかりして歸らせ給ふ。左右の大殿ゝまうでさせ給ひけり。近くなりてあゆませ給ふ。御輿ならでゝありか

院字原本なし西小本にて補ひつ●左右の大殿平本左のおとど右の大殿とあり●左右の大殿下內

の大殿四字原本なし西平小本にて補ひつ
臨時祭に下内の大殿平本内大臣殿とあり
●たてたてまつらせ原本たてまつらせ原本たて二字なし西小本にて加へつ
●少將におはしまし、時西平小本少將にならせ給ひて舞人せさせ給ふ大將殿の少將におはしましゝとあり

せ給はざりしに、はげしき山を越えさせ給ふ、いと〳〵哀に見まゐらす。雪など降りて、いと哀なりけり。二十九日に還らせ給ふ。』臨時祭に、内(師通)の大殿の若君(忠實)、殿(師實)におほしたてたてまつらせ給へつる、この正月二十一日に御元服せさせ給ひて、侍從になし奉らせ給へるが、少將におはしましゝ時、春日の臨時祭の舞人せさせ給ふ日、殿の大盤所に賴綱がまゐらせける、

咲き初るかざしの花の千代をへてこだかくならん影をこそまて

殿いみじきことどもをつくさせ給へり。』

○年かへりぬれば云々』寛治二年なり。御まかなひは、御節供の陪膳をいひ、御くすりは、主上屠蘇白散を聞食す儀にて、ともに三日の間おこなはるゝ式なり。くはしくは、建武年中行事を見るべし。さて中右記に、正月朔日、己酉無四方拜、中略次參內、先有小朝拜如例、節會、曳燭之後、內辨右大臣、有御出。三日、殿上淵醉とあり。七月十六日の節會も、例のごとく見えたり。○十九日院に云々』朝覲の行幸なり。中右記に、十九日、丁卯初有行幸院大炊殿、今朝雨雪紛々、庭上敷粉、仍可延引否間、時剋推移、未時寄鳳輦、鈴奏警蹕如常、近々之間、行幸被用步儀、中略於西中門下御、以西對爲御休所、此間亂聲、中略次勸賞、正二位藤家忠、院別當、從二位源家賢、同藤公實、同正三位藤基忠、同藤經實、同藤通俊、同江匡房、同藤仲實、同正四位上藤師信、同正四位下藤隆宗、齋宮職事源顯仲、同從四位上源高實、姫宮職事源師賴、攝政殿御讓從四位下藤宗通、院別當高爲章、同正五位下藤知綱、攝政家司藤行綱、同從五位

上藤隆時、院判官代從五位下藤行實、同如元藤實義、同叙位於便所攝政殿行之給、右大辨執筆也とあり。後二條師通記、朝覲行幸部類等にも見えたり。また、續古事談に、堀河院初テ朝覲行幸ニ御笛ヲフキ給ケルニハ、御笛ノ師政長朝臣、息男有賢、殿上ユルサレケリとあるも、この時の事なるべし。○二月二十二日云々』中右記に、二月二十二日、院御物詣、高野云々また、後二條師通記に、二月二十一日、戊戌、依雨降御物詣留畢。二十二日、己亥、天陰、院御行、辰刻許渡京中(下略)とあり。百錬抄、一代要記、歷代皇記等にも見えたり。○殿左右の大殿云々』扶桑略記に、二月二十二日、己亥、太上皇爲拜高野弘法大師廟堂、出於東洛赴御南京、攝政公卿以下參會、巳刻前駈之輩、左大臣、(俊房)右大臣、(顯房)內大臣、(師通)大納言四人、中納言四人、參議五人、並侍臣等皆隨行路、公卿大夫並鑣在御車前、攝政乘半蔀車祗候、權僧正仁覺、法印權大僧都隆明、權少僧都寬意等、且爲扶廟堂之法會、且爲爲羇旅之護持、各經閑道共辭中花、此間縱觀之者宛如堵墻、午剋御宇治平等院、拂本堂北廟爲御所、攝政豫羞仙厨、設公卿以下饌、攝政、左大臣、內大臣、按察使藤原朝臣、(實季)右衞門督源朝臣、(俊明)左近中將藤原朝臣、左大辨大江朝臣、(匡房)侍從藤原朝臣(能實)等以下、自餘侍臣、依命自此處歸去節略とありて、供奉大臣は、右大臣のみなり。本書左右の大殿はまうでさせ給ひけりとある、左の字衍なり。○近くなりて云々』同書に、廿四日、辛丑、未剋至紀伊御河邊、是高野政所也。廿五日、壬寅、上皇徒步就路、上下隨之、侍臣以供炬火矣、天顏漸曙、悉辨物色、自是之後、地形頗平、御步率爾、殆難追從、衆人異之、非只十善之宿因、多是三寶之冥助也、申剋御笠木坂、立二間一面屋一宇、檜皮葺、南面懸翠簾爲御所。廿六日、戌剋御中院。廿七日、甲辰、早旦指廟堂參御、僧俗相

共令供奉（略）とて、法會の儀どもを詳記せり。○廿九日に云々』同書に、廿九日、丙午、巳刻出御、三月一日、未剋到九條大路、著御本院（略）とあり。尚くはしくは、本書につきて見るべし。○臨時祭に云々』石清水臨時祭にて、忠實少將に任せられて、舞人をせられたりとなり。中右記に、正月廿一日、己巳內大臣若宮、於東三條亭有御元服事、正五位下、殿上禁色云々、二月十八日、有小除目、少將殿令申所々於慶賀給と見え。公卿補任寛治五年の條に、忠實、十四 內大臣師通卿一男、母故右大臣俊家公女、寛治二年正月廿二日、叙正五位、元服 同日聽禁色、同月廿八日任侍從、同二月十八日任右近衞權少將とありて、元服の日、本書と一日ことなるは誤なり。また、忠實の祖父に養はれし事は、布引の瀧の卷（上ノ一五七）に、大將殿（師通）云々、若君（忠實）のいとうつくしきいでおはしましたれば、殿（師實）にむかへ奉らせ給ひて、殿世になくかぎりなきものにかしづき思ひ申させ給へるさま、ことわりなりとあり。台記別記、久安三年三月廿七日、忠實七十賀の條に、夫入道前大相國者、故京極前大相國之孫、故後二條關白之嫡長子、故大宮右大臣外孫也、自在纏褓、其祖大相國養爲子と見え、また玉海安元元年三月六日の條、今鏡宇治の川せの卷、其他、雍中抄、尊卑分脈等にも載せたり。○春日の臨時祭』春日の臨時祭といふ事、二十二社註式に、後深草院の御願にて、正應二年始めて行はれたるよし見えたれば、こゝに春日とあるは誤にて、なほ石清水の臨時祭なるべし。また、少將に以下の文も、心ゆかず。三條西本、小杉本に、少將にならせ給ひて、舞人せさせ給ふ、大將殿の少將にの廿三字ありて、おはしましゝ時とつゞけたるも、いかにぞやおはゆ。これ必ず、少將にならせ給ひて舞人せさせ給ふ日とありけむを、誤れるなるべし。さて中右記に三月廿三日、石清水

臨時祭、使近江守敦家朝臣と見え、また次に引ける續古今集詞書にも見えたり。○殿の大盤所』攝政師實第の臺盤所をいふべし。○頼綱』源頼光の孫にて、尊卑分脈清和源氏に、頼綱、使、左衞門尉、藏人、三川、下總、下野守、從四下、號多田、歌人、頼光孫、頼國子、母尾張守仲清女（略）と見えたり。○さきそむるの歌』かざしの花は、建武年中行事、三月石清水臨時祭の條に、垣下の大臣、先すゝみよりて、笏さし藤の花をとりて、使のかうぶりにさす云々、舞人のかざし櫻なり、次第に上達部これをとるとあり。さて舞人少將を、やがて花にそへてよめるなり。一首の意、あきらけし。この歌、續古今集賀に、富家入道前關白、少將にて、石清水臨時の祭の舞人つとめ侍ける時、京極前關白の家に、たれとなくてさしおかせける、源頼綱朝臣とて載せたり。

八幡行幸つごもり方にありて、かへさに、かの鳥羽院にはしまさせ給ふ。十餘町をこめて造らせ給ふ。十町ばかりいき池にて、はるばると四方の海の氣色にて、御船浮べなどしたる、いとめでたし。故宮（賢子）うせさせ給ひては、いづれの宮達をも、見奉らせ給ふこともなく、なか〳〵に見奉らんにつけて催されぬべしとて、この二三年ばかり、かくいみじき御有樣どもを、見奉らせ給はざりつるを、御禊のほどより、齋宮（禖子）をも見奉り、內（堀河）にも、御禊の後、行幸も度々ありなどして、殿にはします姫宮（令子）、見奉らせ給ふなりけり。日ひと日もてあそび、萬のをかしき事をつくして、御覽ぜさせ奉らせ給ひて、還らせ給ひぬれば、名殘戀しく思し召さるら

傳され神本もよをおぼされの脫字にやといへり

內にも原本內をもとあり四眞本にて改めつ

盛下にも原本にてとあり西小本にて改めつ

んかし。唯齋宮の御方にのみおはします。をり〳〵の春秋の花紅葉の盛にも、をかしき歌多く御あそびあり。心をやりておはします。功德の方のこともうちそへ、思ふさまにめでたき御有樣なり。唯宮のおはしまさぬのみぞ、哀に口惜しきことなる。』

○八幡行幸云々』中右記に、三月九日、初有行幸石清水、十日、還御之次、御鳥羽殿、有御乘船之興とあり。また後二條師通記にも見えたり。さて本書に、つごもり方とあるは誤にて、前の、少將忠實臨時祭舞人の條より、前にあるべきなり。○十餘町をこめて云々』鳥羽殿のさまなり。前(上ノ、一七三)に、扶桑略記を引きたれば、併せ看るべし。但し十餘町をこめては、百餘町の誤にや。次の池だに、十町ばかりとあり、扶桑略記には、凡卜百餘町とあるにて明らかなり。○催されぬべしとて云々』御子の宮達を見奉らむにつけて、却て、故中宮の御事をも思ひ出で、涙も催されぬべしとて、上皇は、宮たちをも、この二三年は、見奉り給はざりきとなり。○かくいみじき御有樣』當代堀川院の御有樣をいへるなり。○齋宮をも見奉り』上皇の御覽ぜらるゝよしなり。○殿におはします姫宮云々』堀河院の、御はらからの姫宮にも御對面あるよしなり。殿におはしますハ、師實の第にて、この姫宮の師實の家におはします事、前後所々に見えたり。○唯齋宮の御方にのみ云々』上皇の、齋宮の御坐所の方にのみ渡りおはして、いろ〳〵の御あそび、御歌などありて、をり〳〵につけて、慰め給ふとなり。○功德の方のことも云々』造佛寫經等の功德のみ行ひ給ふよしなり。今鏡所々のみてら

午下の字原本なし信小榊本にて加へつ

こそは原本ことはとあり西小本にて改めつ

おはしますみて資屋小本おはしますみちとあり

の卷に、御功德の御行ひども、數々せさせ給ふよし見えたり。

四月になりて、祭、院、(白河)齋宮(媞子)など御覽ずべしとて、世の中の人心する中にも、齋宮の童、小き大きなる、いといみじく美しきに、女房我も〳〵といどみて、えもいはずしつくしたり。浮線綾のうはぎに繪書きぬひものし、錦の袴を着、いひつくすべくもあらず。殿にもさまざまにいみじうしつくしたり。院の御車ハ、殿の御棧敷見やらるゝほどなり。午の時ばかりに、院と齋宮と、一つ御車におはします。齋宮をばくちに乘せ奉らせ給ひて、しりにおはします。いとかたじけなくあはれなり。御直衣の袖のほのかに見えさせ給へる、いみじう哀にかたじけなし。女房、花の色なる山吹どもに、唐衣いと花やかに、いまめかしう見ゆ。「ぬしハたれ」といはまほしうぞ。殿をはじめ奉りて、左右(俊房)の大殿(顯房)、内大臣(師通)殿、大納言達、それよりしも、はたのこりなく仕う奉れり。殿をはなち奉りては、大臣たちも、皆御馬にて侍ひ給ふ。世の人いみじき見物になんしける。世ゆすりたる年なり。齋院などの藤氏の后腹の御子などにておしますこそハ、めでたけれど、かくハなかりき。かへさも同じことにて御らんず。まづ院のおはしますみて、紫野へきほひ急ぎたる車の、「ひびきみちて見ゆる」とは、かゝるをりにやと見えたり。さきざきかく心のどかにこ

人めて平本人字なし

となくて、おりさせ給ひておはします御門、久しくおはしまさざりつれば、世にめでたきことにぞありけると、めで申しけり。齋院の、御車とどめさせ給ひて、いりはてさせ給はず、院の還らせ給ふを御覽ずるを、人めで申しけり。』あるべきほどは、何となくて過ぎぬ。鳥羽に宮達わたし奉らせ給ひて御あそびあり。御心をやらせ給ひて過させ給ふ。』

○四月になりて祭』中右記に、四月廿一日、賀茂祭、使顯雅、院御見物とあり。扶桑略記にも見えたり。○院の御車は云々』院の御物見の車のたちたる所は、攝政殿の御棧敷の、見やらるゝ程の所なりとなり。棧敷殿は、祭の物見のために、設けおかるゝ殿をいふ。既に初花の卷(卷四一五)に、註せり。○齋宮をばくちに云々』東の口の方に、齋宮を乘せ奉りて、院は後の方におはしますとなり。○御直衣の袖』院の御衣なり。○ぬしはたれと云々』古今集に、「山吹の花色ごろもぬしやたれとへど答へず口なしにして」とある歌にて、女房どもの衣、花の色なる山吹とあるによりてなり。○大納言達』公卿補任寛治二年の條に、大納言藤忠家、同實季、權大納言源經信、同師忠、同雅實とあり。この人々のうちなるべし。○殿をはなち奉りては云々』攝政師實のみ、車にて供奉し、その他は、大臣たちも、皆騎馬なりとなり。後二條師通記に、四月廿一日、丁酉、雨降巳刻許天晴、院御見物也、攝政大臣以下騎馬也、無口取云々、直衣、衣冠、有平張也と見えたり。○齋院などの云々』藤氏のきさい腹の齋院におはします時などこそ、めでたきさまにありたれど、猶こたびばかりはなかりきとなり。さてこの齋院齊子内親王は、小一條院第五の御女にて、母は下野守源政隆の女なるよし、賀茂齋院記にも見えて、藤氏の后腹の齋院などの如く、花やかにおはすべきならねば、いへるにて、畢竟、こたびは、院齋宮などの御物見のために、かくめでたきさまにありしなるべし。○かへさも云々』翌日還立の儀も、同じく院齋宮御覽せられたりとなり。後二條師通記に、廿二日戊戌、天晴、院御見物也、有平張也と見えたり。○ひゞきみちて云々』出所あるべくおもはるれど、今檢し得ず。猶よく考ふべし。○さき〴〵云々』世の人の、院の上を申す詞なり。前に、太上天皇にて、かく心のどかに、事もなくて、久しくおはしますはなかりつれば、この院の御有樣は、世にめでたき事なりと、めで申せりとなり。○齋院の御車云々』事はてゝ、院の還らせ給ふ御有樣をば、齋院の、御車を留めて、紫野なる齋院に入りはてずして、御覽じやり給ふ、それはためでたしと、人々申しけりとなり。院の還御を、齋院の御見送り給へる御意ばへを、感じたるなるべし。○あるべきほどは云々』あらまほしくあるべき事は、せさせ給ひつゝ、何となく過ぎぬとなり。

墓所原本基所とあり榊本にて改めつ

二條院(章子、又後一條)、故院の御墓所に御堂建てさせ給ひて、菩提院とて、東山なる所に、三昧堂建てられたる傍に、御堂建てさせ給ひて、御八講五十講(三カ)などせさせ給ふ、故院、故宮のおはしましゝあたりにて、かくせさせ給へば、御罪もほろび給ふらんなど申す、いとたふとし。後一條院、故中宮(威子)、後冷泉院の御事など申す、いとたふとし。かの源氏の、かがやく日の宮の尼になり給ふ願文よみあげけん心ちして、やんごと

上東門院云々廿六字原本御女とて女御殿の人の腹なりける中納言殿のとあり西平小本にて改めつ

都上げに二字原本なし西小本にて補ひつ

なくめでたし。御堂には、故院（後一條）の御影をかき奉りたり。似させ給はねど、御直衣姿にて、御脇息におしかかりておはします、いとあはれなり。上東門院御方に、故院の御子といはれける中納言殿といふ人、

いかにしてうつしとめけん雲ゐにてあかずかくれし月の光を

（此ゟ今鏡後ゟ送出羽歩トス）

うばぎみ

雲ゐにてすみけん世をばゑらねどもあはれとまれる月の影かな

御前（二條院）わたらせ給ひて見奉らせ給ふ。幼くおはしましゝほどにて、たしかにも覺え奉らせ給はぬに、年頃ありて、御かたにても見奉らせ給ふ、いみじう哀に思し召さる。皇后宮（聲子（二條院同母妹））よりも、ゆかしがり奉らせ給ふ、ことわりなり。かゝる御山里住いとあはれに、幼くより内にのみおはしましゝ、九重のへだて多かりしに、かゝる御山里住思ひかけずいみじうあはれに、御垣の内にて、かすめる山の景色御覽ぜられざりしに、など思ふにいと哀なり。年かはりて（寛治三）、げに都にかはりたる春の氣色もあはれなるに、月をかしきほどに、民部卿（經信）參りたまへり。故院（後一條）の殿上人にてものし給ひしかば、哀にて、尋ね參り給へることなどいひて、又の日、女房のいひやりける、

なれし雲井原本なれにし雲とあり信榊平本にて改めつ

たにの西平本谷にとあり

いにしへのなれし雲井（桜井）を忍ぶとやかすみをわけて君たづねけん

民部卿

御かへし、

あはれにも見えし昔の雲ゐかなたにのうぐひす聲ばかりして

哀なることのみこそおほく。皇太后宮（歡子）も小野にのみおはします。四條宮（寛子）も宇治に御堂建てゝ通ひ住ませ給ふ。故中宮（賢子）の姫宮（禎子）一所、この宮におはします、かしづき奉らせ給ふさまおろかならず。』

○二條院云々』故院の御墓所は、扶桑略記に、長元九年四月十七日、乙丑、亥時天皇春秋廿九、於清涼殿崩、五月十七日、葬神樂岳東邊（今菩提樹院是也）とありて、今も菩提寺院陵と稱し、京都市上京區淨土寺町にあるよし、陵墓一覽に見えたり。菩提院は、即ち菩提樹院にて、帥記に、寛治二年八月十七日、庚寅、昨日佐渡前司師國來云、二條院御消息云、明日可供養堂、參入乎、令申承由、仍未刻許着冠直衣、（前驅、高友、行當、衣冠、）先向國宗白河宅、使人相尋、歸來云、今日中宮御堂供養也、而左大臣先被參彼御堂、次可被參此御堂、仍去相待給者、然而依日置漸暮、西刻參件御堂、（菩提樹院東）已及秉燭、左府、源大納言、大藏卿參入、有曼陀羅供、阿闍梨良朝阿闍梨、讃衆十六人、事訖（大藏卿取阿闍梨布施）殿上人兩三諸大夫取讃衆布施、次退出了とあり。また百錬抄に、八月十七日、二條院供養菩提樹院とも見えたり。さて日本紀略に、長元九年四月十七日、天皇落傍崩于清涼殿、五月十九日奉火葬淨土寺西原、（神樂岡東面也）從今